江島茂逸雜纂

一

680
エ
6

680
I
6

第一巻

五卿始末

其他

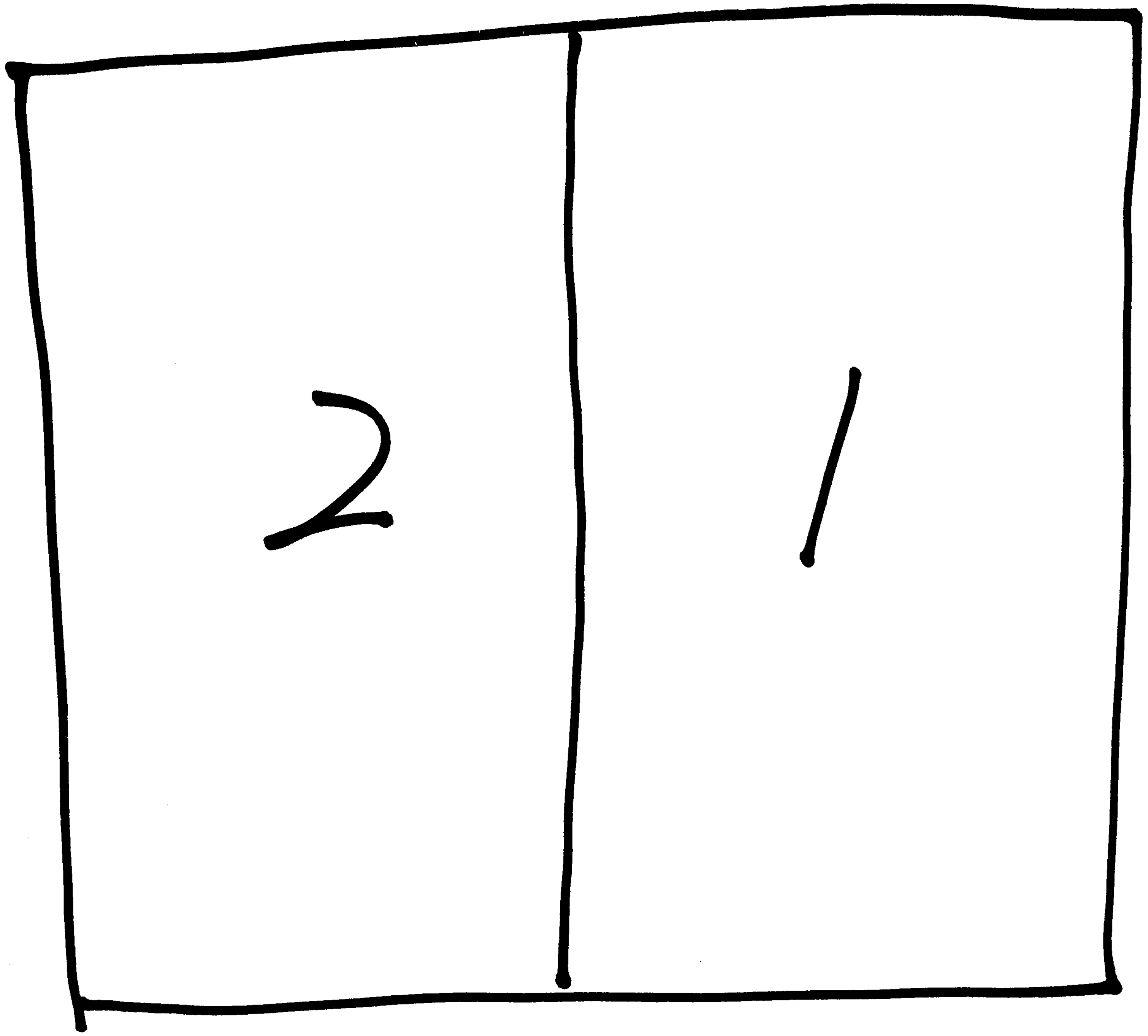

1.2.の順序で分割撮影します.

陸続

第九回

幕府の老中牧野備前守より三條公の一行を関東へ護送せしむ

余生記

附 金子権九郎 前代五左衛門 早川養敬 筑紫衛の四士上京す

三條公等太宰府に於ける遭遇

扨も三條公の一行は元治二年乙丑正月十三日宗像郡赤間の假館より着せられ尾張總督の命令に遵ひ五藩の守衛兵は五卿方を太宰府へ同寓せしめ相請持の名義にて護衛せしも元來幕府の旨趣は五藩へ分離し五藩へ命令して長藩主父子と共に關東へ喚寄せこれが處置を爲さんと欲するにあり故に尾張總督及越前副將の好意を以て西郷加藤等が意見を容れられ五卿方の內情斟酌ありしも其同寓は全く當分のことにて遂ひには五藩へ分離せしめ各藩の兵卒を以て各自に關東へ押送せしめんと欲するものゝ如くなるも薩筑共これに不服したり且つ五卿方西航の後は長藩に於ては彼の高杉晉作は既に萩城の俗論黨を鎭定し以て藩論を一定せし解兵以前の國情とは全く一變しければ假令幕府が其藩主を關東へ押送せんと欲するがごときも容易に甘服せざるべしとの勇憤義烈は自から世論に發表したり故に五卿方は更なり五藩の有志者に於ても自ら其氣風遂に變じ容易に各藩へ分離は承知せざるべき形勢にして此時長藩の間牒大庭遂平は身を商人に窶し窃に宰府に來りて氣脈聲息を通せし事さへありて五藩の有志は長藩と意氣を通じ以て五卿方を保庇せりとの嫌疑は忽ち幕吏の探偵せる所となりたるものか其二月五日關東に於て用番老中牧野備前守より筑前藩江戸留守居守田守を營中に召し命達書を授く其文に

今般三條實美始五人の者江戸表へ被召寄候間銘々御預の者家來共に嚴重爲致警衛早々指越候樣可致候尤も細川越中守有馬中務太輔松平修理大夫松平肥前守へは相達候間可被得其意候事

松平美濃守

二月五日（元治二年乙丑）

右の如く五卿方を關東へ護送すべき命令に接し猶又筑前藩の留守居永田直次郎は營中に出頭し其召寄せらるるの旨趣を尋問せしに長州の浮浪幷に常野の徒黨蜂起事件に係り實美始め專ら關係の嫌疑あり故に關東へ召寄せ糺問あるべきの旨承知せりと答ふ又た其二月十二日京師に於て尾張家より京都詰三木省吾（正廉）を召し書面を傳達す其文に

三條實美始五人の警衛御自分へ請取の段相違候附ては五個國へ引分け候儀爲一通ひ兼候內情有之御自分幷外一ヶ國へ兩三人引分れの儀相整候時宜に至り候ハゞ先其意に可任哉の趣舊臘廣島表に於て伺出承置候儀には候得共畢竟先方の心儘に有之候而は御威令難相立候間精々申談し實美始五人之儀幷附屬の者共手當次第最前相達候通各藩え引渡方盡力被取斗候樣可致候尤請取方等の儀は細川越中守へも相達置候事

二月十二日（元治二年乙丑）

前記幕府の命達及尾州家よりの通達は廣島表に於て當時の總督府よりの命令五卿方同寓五藩相請持の旨趣とは前後矛楯せるが如く隨つて各藩の目途も相立兼ぬるにより當時の守衛薩藩黑田嘉右衛門大山格之助肥後藩長谷川仁右衛（景隆）は筑前藩月形洗藏等と商議し各藩より各委員を上京し五卿方の復官歸洛を願ふの事とはなれり

（以下次號）

第九回

幕府の老中牧野備前守より三條公の一行を関東へ護送[illegible]

兼 全 氏

附 會人権九郎 訂修 五右衛門 早川養敬 祝崇衛の四士上京す

續

扨も三條公の一行は元治二年乙丑正月十三日宗像郡赤間の假館より着せられ尾張總督の命令に遵ひ五藩の守衛兵は五卿方を太宰府へ同寓せしめ相諸持の名義にて護衛せしも元來幕府の旨趣は五藩へ分離し五藩へ命令して長藩主父子と共に關東へ喚寄せこれが處置を爲さんと欲するにあり故に尾張總督及越前副將の好意を以て西鄕加藤等が意見を容れられ五卿方の內情斟酌ありしも其同寓は全く當分のことにて遂ひには五藩へ分離せしめ各藩の兵卒を以て各自に關東へ押送せしめんと欲するものゝ如くなるも薩筑共これに不服したり且つ五卿方西航の後は長藩に於ては彼の高杉晋作は既に萩城の俗論黨を戡定し以て藩論を一定せし解兵以前の國情とは全く一變しければ假令幕府が其藩々を關東へ押送せんと欲するがごときも容易に甘服せざるべしとの勇憤義烈は自から世論に發表したり故に五卿方は更なり五藩の有志者に於ても自ら其氣風遽に變じ容易に各藩へ分離は承知せざるべき形勢にして此時長藩の間諜大庭逸平は身を商人に窶し窃に宰府に來りて氣脈聲息を通せし事さへありて五藩の有志は長藩と意氣を通じ以て五卿方を保庇せりとの嫌疑は忽ち幕吏の探偵せる所となりたるものか其二月五日關東に於て用番老中牧野備前守より筑前藩江戶留守居守田守を營中に召し命達書を授く其文に

松平美濃守

今般三條實美始五人の者江戶表へ被召寄候間銘々御預の者家來共に嚴重爲致警衛早々指越候樣可致候尤も細川越中守有馬中務太輔松平修理大夫松平肥前守へは相達候間可被得其意候事

二月五日（元治二年乙丑）

右の如く五卿方を關東へ護送すべき命令に接し猶又筑前藩の留守居永田直次郎は營中に出頭し其召寄せらるの旨趣を尋問せしに長州の浮浪幷に常對の徒黨蜂起事件に係り實美始め專ら關係の嫌疑あり故に關東へ召寄せ糺問あるべきの旨承知せりと答ふ又た其二月十二日宗師に於て尾張家より京都詰三木省吾（正廉）を召し書面を傳達す其文に

三條實美始五人の警御自分へ請取の段相達候附ては五個國へ引分け候儀爲一運ひ兼候內情有之御自分幷外一ヶ國へ兩三人引分れの儀相整候時宜に至り候ハゝ先其意に可任哉の趣舊臘廣島表に於て伺出承置候儀には候得共畢竟先方の心儘に有之候而は御威令難相立候間精々申談し實美始五人之輩幷附屬の者共手當次第最前相達候通各藩え引渡方盡力被取斗候樣可致候尤請取方等の儀は細川越中守へも相達置候事

二月十二日（元治二年乙丑）

前記幕府の命達及尾州家よりの通達は廣島表に於て當時の總督府よりの命令五卿方同寓五藩相諸持の旨趣とは前後矛楯せるが如く隨つて各藩の目途も相立兼ぬるにより當時の守衛薩藩黑田嘉右衛門大山格之助肥後藩長谷川仁右衛（景隆）は筑前藩月形洗藏等と商議し各藩より各委員を上京し其命令の前後せるを糺弾し併せて五卿方の復官歸路を周旋すべきの事とはなれり

（以下次號）

筑前藩士ハ其兵安兵衛として今ハ権九郎正勝といへり佐土花衛門（正章）ほか香□
（承和）起して其公卿を宿れ此より先長藩に於ては高杉晋作等既に依
論俗論を一致し而度兵制を備したりとの聞あれハ公等の
随従武部諫尾（高岡弟彦郎）（総）真木菊四郎（弦）五筑前藩伊丹真
郎の三士ハ其家士と誰合せる所ありて密に長州へ赴きしか此時真木菊四郎の
下関宮山近くの橋上にて何者の為にか暗殺せられたりとみえ高兵隊ハ□□
赤根武人ハ萩政府に激抗の陰赤根ハ一時萩城の俗論党と和し時機を
俟て正義の本色を全せんと諭し高杉山縣等の志士とハ全く其方向
を異にし高杉等ハ暫間に勝を制しにて長藩の藩論を回復せしかハ
赤根ハ自国を去り身を長府に措事能ハ其親友長光太郎（英）と共
に困厄に及しを伊丹真一郎ハ其急難を救ひ西帰藩に際し博多へ連帰り
しか赤根ハ長の二十八太宰府に随ひ公等の傍に当時彷徨せりと此時に当り

薩藩西郷吉之介ハ其藩命を負ひ太宰府に来り公等へ謁見
し深く謀る所あり踵て福岡へ来り藩主へも謁見し且□□□
の両家老其他月形早川等の志士に面接し上京の旨趣を備て
同く此回幕府の命令五卿を国家へ拝送し随て尾州総督
弊藩へ五卿方を分離せよとの命（達）の如き而に其意を得ん
弊藩なとハ何れを正當として遵守すへきや甚く迷へり依て
此度上京し宮年来従来諸侯へ追く建議論弁せし初意に遵ひ
猶も五卿方の帰洛復官を充分に周旋せんとするの念なれハ
拙者も大に力を得んとの談話ありしも藩庁の藩論にても
尊攘等より月形早川筑紫の三士上京あらハ共に事を謀り
月形を上京せしむるハ甚しく差障もあれハ早川筑紫の両士
へ西郷と共に上京せん事を命れ彼の赤根ハ太宰府にありて西

卿へ面接し又た福岡藩より早川勇と上京するの趣を傳聞し
渕上郁太郎（久留米藩浪士當時太宰府に在り）と共に福岡に来り
早川勇によりて強て随行し上京せんことを請ふ勇
ハ之を傳久に於て西郷に謀る西郷曰く我若惟るに尾張総
督か一旦征長の解兵を命せしも幕府ハ之を不満とし此
度の如く長藩主及五卿を関東へ召寄すへきの命令を下
すと雖も其長藩に於てハ高杉晋作ハ俗論黨を壓倒し藩論
を一定せしの上なれハ決して斯る幕命ハ甘受せさるへし然れ
ハ向後如何なる變事に及ふも測られす到底幕府ハ再討の
令を布くに至らん然れハ時機を見透し先んして薩長筑
三藩の大兵を上京せしめ輦下を擁し進んて幕府の論を挫
覆し五卿方の復官を乞ふ大に為すもあらんとす此度我等か

上京ハ此の秘計の階梯をなさんか為なり彼の赤根渕上両士の
如きも時ありて使役せる便事もあるへけれハ其上京ハ却て
我等の便利にもなるらんとの言によりて早川勇も之れに同し
遂に赤根渕上の両士を従行せしむることに約し斯て西郷ハ
博多より直に上京の途に就き翁ハ戸川成秀早川勇等の
五六其三名を率ゐて福岡を発し赤根渕上の二士ハ亮
人所に変して密に随行し因州一行ハ太宰府に着し赤根渕
の両士ハ太宰府に留め翁ハの一行ハ京師に入りしに赤根渕上ハ途に
幕吏に捕縛せられ鞠問して情を得たり依て當幕府ハ厳敷
福岡藩の處役在京大音兵部を譴責し兵部ニ至り
佐幕論の巨魁なれハ其情状を一々福岡へ急報し西郷も亦
加藤司書を中心とする帰藩して後悔し偶の両人か幕吏の手に落たる上ハ是まて付畫

せし密謀ハ先つ漏泄せしものあり依て此上ハ別段の計畫を
為さゝる可からんと志たり且つ太宰府に於て某等せし
土藩の安芸も薩藩と肥後藩の形勢の上京し佐賀人等来
の如きハ未て来らん且つ宗師の公武の和成る事を嫌
か際にして既に尾張総督の如きも病と称し帰藩ありし事
さへありて上卿方の挙なとハ中止せすは出先の出来るへき情実
にあらん三條国亡一橋家（係ル本藩の親戚）よりの内意も
あり兵八等ハ一行上京ハ先ん幕府より嫌疑ル觸たりとし
宣候右意より心附を以て兵八の行ハ土士ハ本意なく帰藩
をなさしめたり両卿ハ之を聞て日頃へ書翰を贈る其文
ハ左の如くなり
薄暑相ましし候得共弥以御壮剛奉敬賀し候ハ焉奮
へ被出候を節ハ始終御周旋の御盡力之程御厚
厚謝々極候八辰極ハ上京其筆に楽しみ候ハ此豈図
らんや御帰国の事と承知致も此事に申出し此度ハ
兵卿も御一帰ニ付と渇望いたし居候如存外の事
に出来し畢竟施屋一致し及幕府ニテ大きに嫌
ひ兎を御疑ひり見得如何にもして離間し兵を引れ候
との腹中か右意芸等の奸吏を餌にいたし書へて
策を施してものそれ聞中し是和解邑し無孤
之ものゝ為め一策十分有し事と存見得ハ近来
関東に於てハ再長征に從ひ促を向ひし本其ハすて
此度ハ幕府一道を以てあとの説し相聞中し無論契
忠按ハ必ず挑軍兵ニ幕かゝ共私戦とを以て随て差向

[illegible]

道理無之と申居候抔と断申る様之事も無之以て取立し
拙者共ハ兼而申合之通中々にて居候事ニて如何にも不都合之儀と存
其上幕府向之事も熟し候得共悉く心配仕居候
尚又此表之儀ハ兼而見込有之候得共何分にも
加之天下之為井伊殿之事以て候得共
此度之事ハ厚く御申越し可被下候

四月九日

西 吉之助

[illegible] 中関の両士ハ [illegible] の形勢を視察せんとて薩摩藩に来り
師に到り [illegible] 常に薩邸に潜伏し
大久保一蔵・小松帯刀・岩下佐次右衛門等の諸有志へ面会し
頻に薩藩の動静を覗き私かに其動静如何を監察す

るに隣る其志を朝幕に得さるものゝ如く其方嫡門ハ全く前
日と表裏せる趣の有るを発見し此を以て其方伊関の両士
ハ初めて大久保・小松の諸士に向て薩長の同盟の止む可からさる
を説き因るに其策を以てせりと小松大久保の諸士亦く同に
其志あり宛かも意気相投せるを喜ひ即ち両士に答へて曰く
吾等同に其企図あり唯た其策を採るの時機無きを憾み
たり今や二君の来遊に遇ひ無上の良機会を得たり我等如
何そ勉めて之れを図らさらんや二君請ふ宜しく吾等か
説く所を聞け抑も此事を全うせんと欲せは八西郷吉之助
をして長州へ赴かしむるに如かさるを知る彼は吾等に先んし
して此会同の事を企つるや久し彼一度ひ長州に説き二君能く
其間を調停せは会同の事たる其成るや酒ととに易したるのし

幸にして今や西郷は御国にあり不日に彼地を辞して上京の
途に就く可しと謂へり此期に際してハ中岡君薩州へ赴くの
労に当る可し而して西郷を導きて長州へ伴ひ土方君は
直に長州へ赴き此事を告けて長州に説き桂小五郎をして
西郷を馬関に迎へしむへし云え若し其等か言ふ所を容れ
て事に従はば薩長の同盟既に成れりと謂ふも云を望して
不可無きなりと土方中岡の両士交々言ひて之を拒まんや
同日直ちに薩藩の汽船に投して西下しけり両士実前
日の俄にて東西に別れ土方ハ直に長州馬関に航し長藩の
諸有志に面会して京師薩邸の要件を告け組織の交
際漸く親密ならんとするものあるを説れり此時偶ま土
藩の志士坂本龍馬（直柔）亦来りて馬関に在り薩州藩
藩の傾向を聞て頗る感起する所あり慨然として土方に謂
て曰く今や幕府は鋭意熱心に軍備を調へ再び征長の
兵を進めんとせり長州孤立して能く之を討滅す可き
勢力有れは危ふして之を禦はず然れとも退いて顧みれ
長藩全力を挙けて幕府の追討に当り能く之を掃し
滅し得可きは万一の僥倖にして死をにて汚名を遺さ
らんことを期するは当然の事なりとす此時に当り薩
藩若し窃かに長に通し且つ兵力を借して之を応援
を為すか如きあらハ幕兵多しと雖も何そ恐るるに足らん
や一挙にして必ず之を敗北せしめんこと宛も目前に見る
か如し幸にして薩藩其藩論を一変し長藩と共に将来の
天下を経綸せんと欲する者有れは此機を失はす彼我の
同盟を完うし幕府顛覆の基を固くせんことを志せ

国下の最大急務なり 其が力能く之を図るに足らんと雖
も諸士と共に卿か三藩合従の事を為さんと欲する当り
而して是今より萩に赴きて百事周旋の労を辞せ
さるへし 桂を促きて国に帰らしめ西郷の来着を迎
ふへし 願くハ君ハ飛んで太宰府へ赴く事を是して
公卿方へ告け卿か其屋迎旅の愁悶を慰め申しと云
に於てか土方は伊東に訣別して太宰府へ向たり 然り
而して又た中岡は土方に[illegible]豊前田の浦に別れて[illegible]
鹿児島へ到れハ西郷ハ既に上京の途に就き候間中川諸
並に共に傳多を奏せし 疏にして途中に於て行違ひ西郷
薩邸にありて三藩合従の儀ありしとも西郷
にせまりまり 陸て馬関に来着せし 中岡ハ彼に其来
意を達するを能わすして空しく太宰府へ馳帰れハ

西郷ハ既に早川に来着して共に傳ふ事なり依て（此時鹿児島を発し南海を廻り上京せし所なれは）
京師薩邸にありて薩長和合の儀ありしとも西郷ハ
彼れ耳にせさるより 随って馬関へハ立廻らさりしと云
旅に伊東ハ萩地にありて頻に薩長同盟の急務を説き
桂貝代の志士を導いて馬関に来り西郷をの寄航を
待受たるも西郷ハ遂に来らす 故に今ハ何を以て半此の
邂逅を知り得可けんや 敗る怪訝に堪へさるを以て
人を飛せて使を放て諸方を探知せしめれハ即ち西
西郷は既に上京せりと 邂逅の原因を知らさる長藩
士に於てハ為めに怪まさるを得可けんや 為めに疑はさるを
得へけんや 而た薩藩の黠智を論せさるを得へけんや
あゝ薩藩の陰険を憤らさるを得可けんや 長藩士
三に於て再て同く薩藩の謀る所と為れり 豈に慨

疑の至ならんやと疑惑憤激し備へきれは西方中国の両
士か京師にあつて周旋を企てたる煩労も今や全く
其効を見れ無んとれ泡に帰せんとするに至らんとれ
西方中国の両士ハ太宰府にあつて只頭を聞き深く
其心を悩まし因ひ相推移へて京師に赴き薩藩の
諸士に面晤して其事を質し初めて齟齬の原因を
発見し是も薩藩に悪意の存するもの無きことを知れり
したりされは稍や其心を安んして長州へ還り之を説いて
周旋ハ策を完うせんことを試みたりと雖も長藩士の
疑団ハまことに氷解せれ尚ほ其陰嶮を恐れ其議論
薩を厭ふもの、如くしも前後薩藩黒田了介（清隆）
の長藩に至るあつて長藩桂小五郎 三好軍太郎
ハ黒田の帰京に随従し親しく京師の薩邸に詣り
附して長州に来りて周旋に盡力しあれは

親しく大久保○小松其外の俊傑に面會し互に其契約を
結ぶに至りて全く薩藩の誠心あることを覚り茲に始めて
団盟の謀を定めたり此れ後ち幕府倒滅の基を確定し
公等の尽志を達するの端緒を開きたる原由なりと
随て幕府か公等を嚴敷国衆へ押送の令を申出と雖も
第十三 まこと此時まてハ福岡の藩論ハ依然として徐せれ
薩派若として抗論せしかハ幕吏も強ひと持論しありと

第十四

福岡の藩論一変し月形洗蔵等の志士ハ一掃して太宰府
を去り福岡へ還りて遂に罪を受く
附月形洗蔵福岡に於て藩論一変の事を述ぶ

抑も客年尾張総督か指揮せる長防征討の挙ハ薩藩
西郷隆盛か及等か拮据鞅掌の御蔭しからん諸藩の
為に成せる所とあり総督の英断を以て寛典解兵に
至りしも幕府に於てハ深く是等情を察せさるもの、
如く尚四邑の寛大に過ぎたりとの不満を表し依て総督
を始めとして諸長藩の為め盡力せし薩藩の如きハ却て最も
幕府の忌む所とあり京都中五卿の同寓薩長一致
和解の如き屢嫌疑ハ蒙むれしく薩也藩の三藩一致
公等を擁護し以て討幕を謀らんとする様隠れ幕府
密告せし藩さへありしといふ　殊に此年三月平川
親栄と同行上京せんとしたれ於て黜市せられし後の
安根側とかれ借をを以て幕吏ハ府く通ずへきる所と
なり故に公等の西渡を斡旋せし月形平川等の志士か

国論

若も自意ハ全く鎮撫に係るものなし志られあて其同
を福岡ものの條介とハ惑しめり此時長藩野村範輔
利貞文助及長府藩野々村勘九郎椋梨藤太郎清末
藩小笠原和三之丞　共各来の六士ハ密使として福岡
に来り此の幕府隠不盡に征伐あらハ黙井藩ハ一藩挙て
割拠し城を枕に討死の覚悟ありとの告報を齎せしも
福岡政府の藩論佐幕に傾き事極めて隠れして従来の志士ハ意
對する事を得せしめ俗事して接せしめ究角の要領
をも与へれた幕府の来慣を辞せしめしかハ長藩の使者ハ
快ととして福岡を去せりと

抑も客年尾張総督か指揮せる長防征討の事ハ薩藩
西郷隆盛等か抗拒軽挙の御諭しからん諸藩の
帰成ある所とありしあるの英断を以て尾張解兵ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

此時将軍ハ上洛して専ら朝廷を奉し御委任の勅命を戴き
従来幕府の間に横りたる執膺背離を一掃し嫌疑を全く除き
今葉の離間新に朝廷よりの庶政の委任を得し　是れ公武の
和合殆成せりと號し五月廿五日（慶應元年乙丑）大阪城に入り西國
東西手餘の諸藩十有餘萬の士卒ハ将に長防二州の境を
蹂躙せんとするの威勢刃を張り随て長藩社稷の危きを
恰も風燈朝露も啻ならん長藩一蹶せハ幕威の氣燄ハ
為に熾盛に帰るに至て長藩へ當し幕府へ抗せんと
せし嫌疑あるの藩ハ剖出滅宗の禍を避るの道なきに至らく
とハ薩閣藩佐幕黨の論てにて措壊となせし所にして
今の計を為すものハ宜しく彼の勤王黨を黜斥し薩長間
氣の嫌疑を解くに若かすとの藩論[illegible]騎虎の勢ひ

佐幕党なる浦上信濃（正質）久野将監（一致）等か其意
を得て矢野相模加藤司書并に福岡の政府を専擅
せる所となり随て福岡藩の公等一行を待遇する意外
の疑惑をもし為めに公等の心慮を煩せしに至れり
是非もなく此政府に於てハ矢野加藤か主議せる所
ハ大に薩長の意に悖り行ハれさる事多かりしと月形等ハ
長藩を帰藩の後ハ太宰府にありて公等の左右に伺
候して彼の幕吏か公等を国東へ押送すへき命令の如
き八月形ハ薩藩の星野嘉右衛門肥後藩長谷川仁右衛門等と
協議し為めに五卿の委員を上京せしめ堅く前議を
執りて幕命を拒しかハ幕吏ハ為めに嫌疑を月形等
に懐けり従て福岡政府ハ月形等の太宰府にあるを危

み之れ呼返さんとするに至る于時三条公ハ療養の為め太宰
府近傍なる武蔵村の温泉へ入湯として赴くへき促しを拒ま
されしハ月形か越度なりとの罪名にて月形ハ護送の上福岡
へ呼返され謹慎の上而後公等の事件には一切関係す
からすとの厳命を蒙けし是れ公等を擁護し団せしものハ福
して太宰府の地を引上けたり福岡の藩論ハ全く変
換せんとするの際に至れり月形ハ既に之として同志と密会
説出して宜く長藩に於てハ高杉晋作ハ騎兵を起こし
俗論党を伐て勝ち同し勝を奏し国下藩論を一定せりと
我か党もこれに倣ひ播州（国老黒田播磨）ハ我か党
の首領と仰きし事なれハ其采邑なる三奈木村（下座郡）
の邸を以て根拠とし同家の兵卒を募り義旗

を揚け福岡の奸黨を掃攘せんと[illegible]唱道せなハ彼の
佐幕黨ハ必らす藩主父子を福岡氏へ要し我れを追討
の師を起すへし我れハ寡兵を以て二百年の雄藩(一
宿の名)に迎へ戦ひ一戦ん勝を制せん事を必す
なりとも容易あり藩主父子の擁蔽を解きて藩論を
一定せんこと等をなさすとも容易なることは嘗て
馬関に於て[illegible]れ両卿高杉の両雄と謀議せし如く藩
長藩の三藩大兵を京師に出し三條公を首領に戴き
兵力を以て君側を清め東海東山の列藩を叱咤し諸
行して幕府の罪を問ひ討幕の軍を進め幕府の
驕略を半付王政を回復し全国一致叡旨を奉し
以て皇威を海外へ輝かさんの事ハ決蔵莫れ已れ第を

執せり賢ると俺藩主に於て佐幕論へ左袒せらるゝあらは
朝廷へ對し大義の存する所社稷の興廃に係る所
係る所を以て飽まて諫争すへし若し聴かれすんハ
皇国の為め社稷の為め敢て黙止すへきにあらされハ世子を得ん藩主
に迫り退隠せしめ世子を擁立して事を行ふへしと建言
抗論せしかハ壮年の士ハ躊躇として従へとし衣非茂記(直正)
斎藤五兵郎(定廣)建部武彦(自強)時の老成も行くへと
其意を賛せしも獨り加藤司書(徳成)ハ沈吟して其を
る事能ハさりしと此事忽ち佐幕黨の聞く所となり漏れ
遂に佐幕黨に先を制せられ藩主の意変すと見れ加る
月形父子の如き悪く之を幽閉(塞居遠流)捕せらるゝ至り
たることと是非なけれ

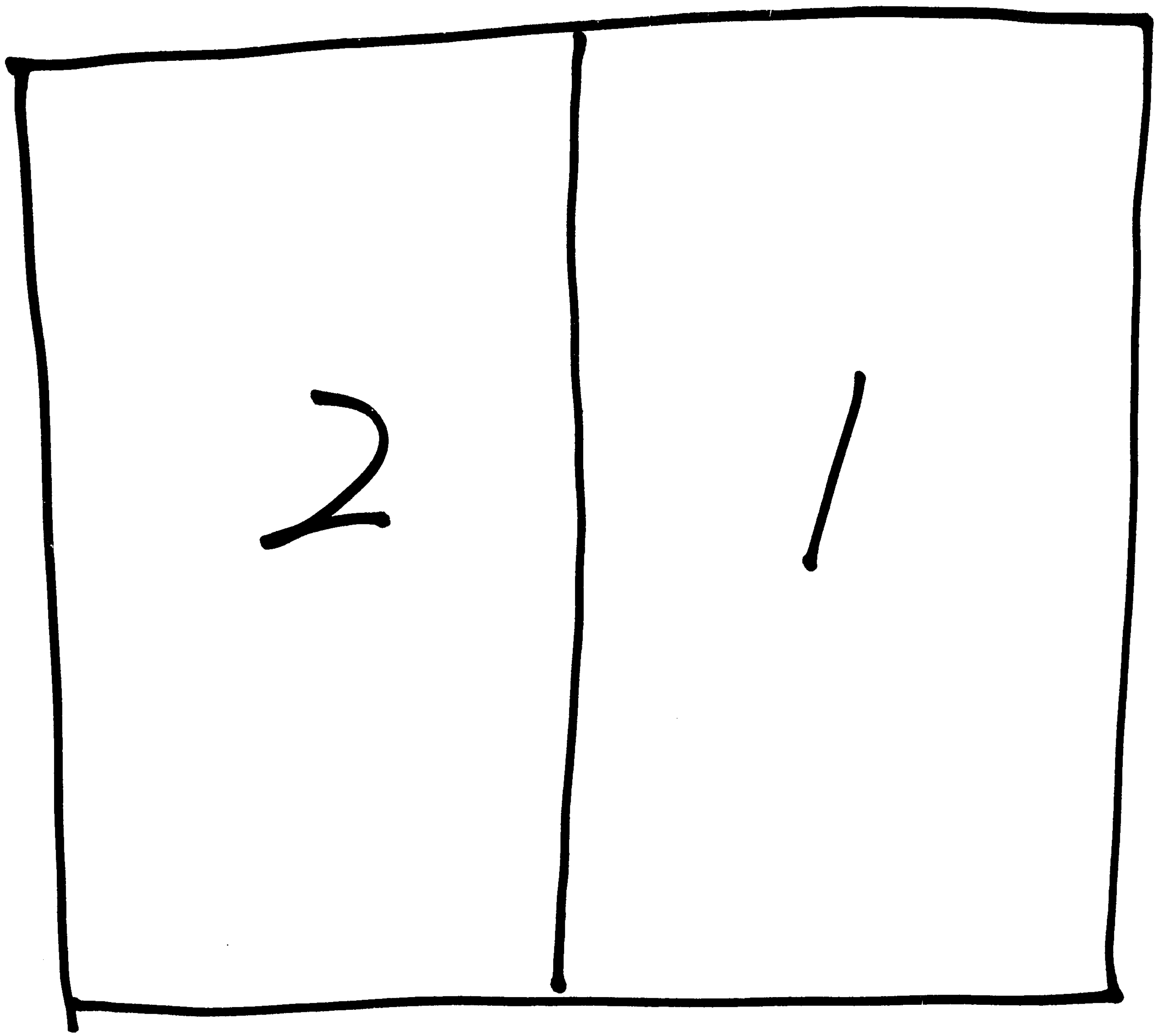

1.2の順序で分割撮影します。

第十一回

幕府監察塚原但馬守九州へ来り三條公等の一行を関東へ檻送せんとす

附、薩藩国事掛[illegible]太宰府へ使し藩主の意を報す

此より先幕府ハ監察塚原但馬守外数多の幕吏を西下せしめ九州へ来り臨席視察を名とし筑前の動静を探り幕威を示し今にも卿等を太宰府へ来りて公等の一行を捕へ関東へ檻送すへき旨の風聞あり此時太宰府の守衛には薩藩室田嘉右衛門も来れりすゝて帰藩してまて

此時太宰府の守衛には黒田嘉右衛門は歸藩して未た復らす小松帯刀は長崎まては來りし風説あるもまだ着せす且つ外各藩の守衛兵も僅少にして中々に多人數の幕吏へ抗衡すべきの勢力なきのみならずまた各藩の議論確定せず直に幕府の命を奉し公卿方を引渡すべきの傾きなきを得す依つて公卿隨從の諸士は大ひ危し此上は一死を以て公卿を擁護し幕吏寄來らば快よく一戰を遂くべしと覺悟を定め今にも戰爭起らんとするの形勢なるにぞ隨つて宰府市中の騷擾は言も更なり隨從諸士も各荷物を取片附け今にも幕吏を引請け奮戰すべきの有樣たり此時筑前藩より曾て三條公の左右に用便として差遣されし周旋役萬代十兵衛馬役眞藤善八の兩士は以爲らく風説の如く果して幕吏寄來らば目今各藩の議論もまだ確定せず且つ僅々の人數にては迚も防禦難かるべし元來五藩にて守衛の儀は初發尾張總督の命令なれば輪番の名義にて速に薩州へ御轉坐を勸め[illegible]以て焦眉の急を避させ給ふと公卿方の御身の上に於て萬全なるべし兎角福岡政府の意を稟け以て公卿方の急難を救護參らすべしと協議し兩士は馬を馳て福岡へ向たり(乙丑年五月廿三日未明の事なり)先つ矢野相撲の邸に抵り斯と陳言せしに相撲は聞て是は一大事件出來せり假令幕吏か無理に公卿方を押送せよと命つるも飽まてに尾張總督か最初の命令に遵ひ筑前に於て同寓と心得一藩の力を以て保護參らせ若し力盡き術窮るに至り公卿方の御身に於て實に危急の場合に立至りなは是非なく薩州へ落し參らす可きも決して容易に幕吏の手に引渡す抔とは思も寄らず拙者も此より參るべければ君等は播州(國相黑田播磨)の邸へ抵り事の仔細を告べしとの事なるにぞ二士は播磨の邸に詣り猶其顚末を告げて以て指揮を乞んとする際相撲も來邸す流石に播磨は國相だけありて積年勤王の志深く痛く公卿方の謫遷を嘆き曩に相撲等と協議し月形早川等の諸士をして公卿方太宰府へ奉迎せしめし首唱者の事なれば即坐に相撲の論を賛成し[illegible]尾張總督が初發の命令に背き幕吏の命を拒絶すべし若し其手に及び兼ぬる場合にも立至りなば時宜によりては薩州へ避け參らすも矢張り藩兵を以て守護し筑前人士の信誼を缺さるよう盡力すべしと指揮す依つて萬代眞藤の兩士は即日又た馬を馳て宰府へ復りしに早や此時には公卿隨從の諸士に於ては幕吏を引請決戰し若し守衛の途窮りなば薩州へ下向を勸むべくとの決論なれば万代眞藤の兩士は直に公卿方へ拜

扨も幕府の大監察塚原但馬守は小倉に來り幕威を以て五卿方を關東へ押送せんとし隨て五藩守衛の諸士は隨從の諸士と謀り當宰府は公卿方の御身の上を全ふし給ふへき地位にあらず速に薩州へ御轉座在せらるへしと異口同音に勸め參らせしに三條公は此の議を聞せ給ひ少しも動せ給はず從容として仰らるゝは身共當地へ相越せしは薩藩西郷吉之助筑藩月形洗藏等より天下の爲め西航せよと言ひ且長州へ永く居りなば彼藩の隊兵に黨するに似たりとの言に隨ひ長州より當地へ移轉せしは毫も一身の安危を慮りたるものにあらず然れは決て此の宰府の地には動くまじ今幕吏に捕れんとするを恐れ薩州へ入たらんには前後とも身を愛し害を避け彼是に奔走し身共一身の爲め進退するは實美か本意にあらず假令身共當地に於て幕吏が爲めに擒となるも元來國家の爲なれば聊か厭ふべきに非らず又た避べきにあらず諸士等は宜しく身共等が西航せしの際に係る約束の如く國家の爲に盡力あるべし即今幕吏が小倉へ來りたりとて其風聲鶴唳に驚き當地を去りて薩州へ避る抔とは實に思も寄らず去ばとて身共當地へ滯在せるを以て干戈に訴へ戰爭でも起り騷亂を生しては當地に對し濟[illegible]殊に薩藩黒田嘉右衛門も不日に上京し且つ小松帯刀も長崎に在りと聞けば兎角に其藩の兩士を當地へ招き鎮撫に尽力せん事を依頼すべしと論し給ひしかば一坐の諸士は三條公の胸量宏濶にして斯る厄難に當らせ給ふも泰山の安が如く毫も動し給はざるには孰れも感涙を催し薩州の御轉坐の議は止みたりと依つて五藩の守衛兵は一層志氣を振ひ飽までも尾張總督初發の命令を遵守し關東へ押送の幕命を拒絶せしかば流石の幕吏も避易し敢て宰府までは寄來らざりし去れども幕吏塚原は種々の間牒を放ち薩州筑前は長州同氣なり將軍家は斷然と長州を再征し誅殲して以て薩筑の兩藩に及ぼすべしと流言し剩へ種々の密輸を發して攪擾せしかば遂に福岡の佐幕黨は大に意を得て勤王黨を壓倒し隨つて五卿方の御身上に於ても不可言の厄難を來すに至るこそうたてけれ抑說く其年(慶應元年乙丑)四月十五日に於て薩州藩に於ては將軍今回の再征は大義を失ひ天理に悖り人心に背き朝旨に遵ひ却つて天下の亂階を開くものなれば大義に於て出兵致し難しとて大坂に於て建議し其出兵を謝絶す福岡の老臣矢野梅庵も亦た意見書を其藩主へ捧げて長州再征の出兵を謝絶するの議[illegible]

附慶應元年[illegible]太宰府[illegible]

此より先幕府ハ監察塚原但馬守ヲシテ數多の幕吏を引率せしめ九州へ来り福岡視察を名とし筑前の動静を探り幕威を示し今又も宰府へ来りて公等の一行を捕へ関東へ檻送せんとするの聞あり 此時太宰府の守衛には薩藩黒田嘉右衛門も率ゐずして帰藩してゐた

此時太宰府の守衛は黒田嘉右衛門は歸藩して[illegible]らす小松帶刀は長崎にては來りし風説あるもまだ着せす且つ外各藩の守衛兵も僅少にして中々に多人數の幕吏へ抗衡すべきの勢力なきのみならずまた各藩の議論確定せず直に幕府の命を奉じ公卿方を引渡すべきの傾きなきを得ず依つて公卿隨從の諸士は大ひ危し此上は一死を以て公卿を擁護し幕吏寄來らば快よく一戰を遂くべしと覺悟を定め今にも戰爭起らんとするの形勢なるにぞ隨つて宰府市中の騷擾は言も更なり隨從諸士も各荷物を取片附け今にも幕吏を引請け奮戰すべきの有樣たり此時筑前藩より曾て三條公の左右に用便として差遣されし周旋役萬代十兵衛馬役眞藤善八の兩士は以爲らく風説の如く果して幕吏寄來らば目今各藩の議論もまだ確定せず且つ僅々の人數にては迚も防禦難かるべし元來五藩にて守衛の儀は初發尾張總督の命令なれば輪番の名義にて速に薩州へ御轉坐を勸め奉り以て焦眉の急を避させ給ふと公卿方の御身の上に於て萬全なるべし兎角福岡政府の意を稟け以て公卿方の急難を救護參らすべしと協議し兩士は馬を馳て福岡へ向たり(乙丑年五月廿三日未明の事なり)先つ矢野相撲の邸に抵り斯と陳言せしに相撲は聞て幷は一大事件出來せり假令幕吏か無理に公卿方を押送せよと命つるも飽まてに尾張總督か最初の命令に遵ひ筑前に於て同寓と心得一藩の力を以て保護參らせ若し力盡き術窮るに至り公卿方の御身に於て實に危急の場合に立至りなは是非なく薩州へ落し參す可きも決して容易に幕吏の手に引渡す抔とは思も寄らす攝者も此より參るべければ君等は播州(國相黒田播磨)の邸へ抵り事の仔細を告べしとの事なるにぞ二士は播磨の邸に詣り猶其顚末を告げて以て指揮を乞んとする際相撲も來邸す流石に播磨は國相だけありて積年勤王の志深く痛く公卿方の諭遷を嘆き殊に相撲等と協議し月形早川等の諸士をして公卿方を太宰府へ奉迎せしめし首唱者の事なれば卽坐に相撲の論を贊成し他日で尾張總督が初發の命令に[illegible]幕吏の命を拒絶すべき若其手に及び兼ぬる場合にも立至りなば時宜ふよりては薩州へ避け參らすも矢張り藩兵を以て守護し筑前人士の信誼を欲さるよう盡力すべしと指揮す依つて萬代眞藤の兩士は卽日又た馬を馳て宰府へ復りしに早や此時には公卿隨從の諸士に於ては幕吏を引請決戰し若し守衛の途窮りなば薩州へ下向を勸むべしとの決論なれば万代眞藤の兩士は直に公卿方へ拜謁し森寺 水野 其他の隨從諸士及外四藩の諸士と議して曰當宰府の地たる何分ふ小倉へも接近し幕府の命令を拒抑するに於て甚だ危きのみならず目今の守衛にては決して幕勢を防禦すへきの地位にあらざれば公藩の守衛輪番の名義を以て速に薩州へ下向し給はば公卿方の御身にも安全にして以て後圖を圖らせらる、の優れるに如さるべし依つて速に當宰府を御出發鹿島へ向せらるべしと口を揃て陳言し且つ薩州の隊長大脇染川の諸士は首として弊藩へ御伴ひ奉るべしイザ御出立と鞍馬を裝ひ隊伍を整列して[illegible]

(以下繼出)

抑も幕府の大監察塚原但馬守は小倉に來り幕威を[illegible]せ五卿方を關東へ押送せんとし追て五藩守衛の諸士は隨從の諸士と謀り當宰府は公卿方の御身の上を全くし給ふき地位にあらず速に薩州へ御轉座在せらるべしと異口同音に勸め參らせしに三條公は此の議を聞せ給ひ少しも動せ給はず從容として仰らるゝは身共當地へ相越せしは薩藩西鄕吉之助筑藩月形洗藏等より天下の爲め西航せよと言ひ且長州へ永く居りなば彼藩の隊兵に黨するに似たりとの言に隨ひ長州より當地へ移轉せしは毫も一身の安危を慮りたるものにあらず然れは決て此の宰府の地には動くまじ今幕吏に捕れんとするを恐れ薩州へ入たらんには前後とも身を愛し害を避け彼是に奔走し身共一身の爲め進退するは實美か本意にあらす假令身共當地に於て幕吏が爲めに擒となるも元來國家の爲なれば聊か厭ふべきに非らす又た避べきにあらす諸士等は宜しく身共等が西航せしの際に係る約束の趣く國家の爲に盡力わるべし卽今幕吏が小倉へ來りたりとて其風聲鶴唳に驚き當地を去りて薩州へ避る抔とは實に思も寄らす去とて身共當地へ滯在せるを以て干戈に訴へ戰爭でも起り騷亂を生しては當地に對し濟[illegible]き故薩藩黒田嘉右衛門も不日に上京し且つ小松帶刀も長崎に在りと聞けば兎角に其藩の兩士を當地へ招き鎭撫に尽力せん事を依賴すべしと論じ給ひしかば一坐の諸士は三條公の胸量宏濶にして斯る厄難に當らせ給ふも泰山の安が如く毫も動し給はざるには孰れも感涙を催し薩州の御轉坐の議は止みたりと依つて五藩の守衛兵は一層志氣を振ひ飽までも尾張總督初發の命令を遵守し關東へ押送の幕命を拒絶せしかば流石の幕吏も避易し敢て宰府までは寄來らざりし去れども幕吏塚原は種々の間牒を放ち薩州筑前は長州同氣なり將軍家は斷然と長州を再征し誅殲して以て薩筑の兩藩に及ぼすべしと流言し剰へ種々の密翰を發して攪擾せしかば遂に福岡の佐幕黨は大に意を得て勤王黨を壓倒し隨つて五卿方の御身上に於ても不可言の厄難を來すに至るこそうたてけれ抑說く其年(慶應元年乙丑)四月十五日に於て薩州藩に於ては將軍今回の再征は大義を失ひ天理ふ悖り人心に背き朝旨に違ひ却つて天下の亂階を開くものなれば大義に於て出兵致し難しとて大坂に於て建議し其出兵を謝絶す福岡の老臣矢野梅庵も亦た意見書を其藩主へ捧げて長州再征の出兵を謝絶するの議[illegible]たる(閏五月八日の事なり)も[illegible]容られず[illegible]親から太宰府に來りて三條公へ面謁し御起居を伺ひ直接に國事を建議せりとこれぞ五卿方三ヶ年御滯在中福岡の家老用人にて謁見せしは梅庵一人にして其建議せる所は秘密にして今日知るに由なし果せるかな遂に六月廿四日を以て福岡の藩論全く顚覆し從來公卿方を首として宰府へ奉迎せし加藤・建部・月形・早川等の徒は悉く閉門・幽閉・或は繫獄せらるゝの變動に立ち至れり今其の變事の影響する所五卿方の御身の上海水を踏よりも危かりける顚末の一二を左に詳說すべし

(以下次號)

為替六月中旬の事なりと（慶応元年乙丑）従来不容存ありて主三條公の許へ
用使として伺候せる眞藤義元ハ（實造）ハ何か所用ありて
[redacted]福岡へ出しに其但馬長衣非に記す　委細ハ後に
急便ん隨ひ衣非の邸へ推りしに衣非ハ眞藤を一間に招き

私說と同く我黨の大変出来せり拙者も平生出館せしに彼の
佐幕黨の巨魁浦上數馬（旧名信濃）ハ同列數名と藩主へ直
訴したると見へ藩主ハ憤然として怒り政廳へ出坐ありて司書
（加藤）及裨實（星野）を始め梅庵（足野）青山（大音）の徒
を嚴敷譴責せらる司書ハ其坐に留り暫く謹慎此席せり
拙者ハ恐る司書か平素の氣象たる斯る藩主の譴怒
ニ觸れたる上と在れハ或ハ歸邸し切腹せんも測られずと之
れを留んと[redacted]直様司書か邸に推り大義のある所を
說きて必ハ短氣に逆り大事件を仕損る勿れと寫し注意
を諭せしに司書も切腹は思ひ留り居たる折柄五六郎（
齋藤）も来り司書に從くん事爰に至れり速に[redacted]
我黨も事を起し彼等の先を取らるゝ勿れと勸告せしに

司書か平素の氣象にも似ぬ寛九艱急して必至る事能
ハぬ若領若にて既に此の拜薹一の偉命を受るに盡す最早
愴悦しても甲斐なし此兵拉若ハ一死をなし眞に謹慎して
藩主の命を待ち主従の分を完ふすへし然れとも倫に
憂ふハ三條公等の御身の上なり我藩既に倒れてハ彼等ハ
忌幕府を遵守せし三家なれハ或ハ公等を捕へて幕
吏へ引渡さんも測られぬ足下ハ今より馬を馳せて太宰府
へ還り事の顛末を公卿方へ急報あて猶も薩摩國
大山の志士と謀り其防御に盡力有へしとの意外の
物語に至誠其傍人驚き直に馬を飛して太宰府へ急報
せりと是れ福岡政府ハ本傳斯とも知らぬ喜多岡
勇平初代勝兵衛の二士を藩命を以て太宰府へ使命

ある事とハなれり抑も喜多岡ハ曩に長州事件に関して初発
より奔走し公等の西渡を周旋せしハ喜多岡か薩藩高崎伊太郎と
共に若唱せしに成り然るに世評を博し福岡藩にて二を
争ふ勤王黨と呼なるにも拘らす其外の志士ハ悪く政府を
擅升因を被りしも喜多岡老人ハ意氣揚々として要害
踏の御用往の酒を喰ひ節等か顧問となり要路に出り
たり依てハ喜多岡ハ変心し藩の同志を逐先せる等の風評
も行はれけれハ其後更に藩の兵衆ハ此世評ハ藩の恐嘆にて
猜疑の帰る所身を全するの道にあらん之れを策
らすんハ足下の禍ハ旦夕に迫れりと忠告せしこともありたる
由なれと喜多岡ハ自分の良心にてハ旅有志の
縁を攻府に絶切りまて難儀させしも此れ喜多岡か遭難
つまり何故の禍を蒙りて徐有志の為書へしと言て節か

せる事由と知られたり
斯て喜多岡御代の二十八日其弐言太宰府に詣りて公卿へ
謁見し使命を致さんとす此時公卿等の随従諸士公卿
藤か急報に接し福岡表の変動ハ必迫其顛末を承れ
せられ未た其の真因を覚られしを知らさるもの如く
喜多岡ハ政府の意なりと陳して曰く頃ろ福岡に於て
嫌疑者あり数名幽囚中附たる騒擾あれ共軽く
閫内に係る事件にして毫も諸卿方へ関せし次第にてハ
候はし依って諸卿方の御懸念もあらハ無用の事なり従て
家老中にも少しく交迭候得とも議論ハ毫も変換せし
儀にあられ従来に隠し諸卿方の御身上に付てハ 天幕
に向ひ且つ帰洛に復官の周旋は仕る存意なり然してな

かち従来の如き下役を差免し抗拒尽力せると雖も一向に
其趣意も天幕に貫徹せされハ此度ハ家老の内上京し
諸卿の為めに周旋せへきに決せり就ては[illegible]家老の
内にて孰そ可然人材の者を諸卿方の御指意に従ひ奪
京守付人との事君か志なり依つて家老の内にて諸卿の
御人撰をなし下されたしと述せしにそ三條公ハ大に詳述し
就ぬ自共帝地へ移轉せしハ筑藩加藤月形早川
等其の尽力によりし来自共ハ皇国の為め天下の
為めに尽せるものも知りに今自共等か其帰洛を周
旋すへきそ藩の重臣を換へきことハ美濃守殿の御趣意とハ
雖も自共等ハ其藩の重臣へ対し面会せし事なく性情ハ
悉そ人拵し能ふへきや此上其藩より自共等か為めに

盡力せらるゝ段ハ偏に依頼世間とも人撰のことハ言ヘ縡
退すと答ふ喜多岡ハ押返し然れハ今日に於てどふて
諸卿の御周旋も皆く周旋さへて大幹あるもの之書
の外あるまじ云書をして上京周旋致させて別れ御
存念ハ在せなされしやとの喜多岡か言へ（此時加藤ハ既に
藩主の勘氣を蒙り閉門せり）ハ三條公ハ默然として何
とも言へ給ハざりしと喜多岡ハ果れ如つれ帰として
其坐を退きたりと

改

となし喜多岡ハ帰稿し其年自宅
に於て有志の為に残殺されたりと 眞
記者の遣罪して

太宰府の

すへきにあらにと

則られれ やも

を拘られ

森寺の私字

留めざるに至り

扨も喜多岡は宰府に於て三條公へ使命し其歸途眞藤
か旅宿（松屋なり）に就き面会して曰頃日福岡表の都合足
下が三條公の傍に在られては彼此政府の向悪しく且つ
決せて足下の爲にもならざるべし今より同伴一所に福
岡へ歸るべしと勸告す眞藤ハ拙者は元來政府の命によ
り三條公の便利として隨從せり依つて政府の命にあら
ざれば進退すと答へ應せざりしかば果して其後福岡よ
り心便來り眞藤へ□□□來るのれば速に歸國すべ
しとの事なれば眞藤は夜中ながらも三條公方へ御面謁
を願ひ私儀從來別して御眷顧を蒙り奉り候處福岡表の
變動により私儀も其嫌疑者の一人にて即ち如此き召喚
被命候無論歸福の上は如何なる罪科に處
せらるべき元來國の爲めには聊か其身を厭ひ不申隨
分諸卿様方へは御堅固御座成さるべく此れ今世の御暇
乞なりと申上ぐに此節諸卿方へは既に寢所に入せられ
たるに孰れも起て面謁を賜へり三條公へは此回福岡表
の變動は實に國家の爲め痛哭する所なるも人多ければ
天に勝ち天定つて人に勝とくそ聞けり必ず一度は天定
るべし運を天に任せて益々國家に盡力し以て天の定る
時機を俟ちて再會すべしと御土器を賜りたりと眞藤
は即夜宰府を出立し那珂郡平尾村の往還筋一本木に至
りしに黒田播磨が采邑下座郡三奈木より此れも召喚に
應じ出福するに遭遇し共に幽囚せられたりと扨て其七
月廿三日に至り月形鷹取等、十八士は獄に下され加藤
は同列隅田家へ預られ建部衣非齊藤へは自宅に於て入
檻警護の身となり遂に其十月廿一四日を以て月形鷹取
江上等十四士を斬刑に處するに至れり三條公は宰府く
ありて其由を聞き喫驚され從臣東及武部諫尾（今の清岡子
爵）をして早馬にて福岡政府へ抵り救はせ給ふも月形
等は既に不逮政府ハ拒絶して容れざるのみならず政府
の吏員へ應接を需めしも一藩の浮沈には換へ難たく寡
君も忍びて處刑せる事なれば尊命を奉する事能はずと
辭したりと却て説く福岡の藩論は前記の如く反覆し甚
に五卿方の奉迎に係りたるものは斷固至るまで一人
の痕を留□浦上數馬等か佐幕黨が掌握し一意幕命を遵
奉する所となりたり此際に方り大坂に於て幕府の老中
阿部豐後守より藩の留守居大野辨太郎を營中に召し命
達書を授く其文に曰

防長御處置之儀追々御取掛り相成り候に付先達て御
預被置候三條實美始五人之者共取締筋之儀忽く不相
成様猶又格別嚴重に申附置へく候尤も細川越中守始
四家へも相談候間其意を得へ夫々申談し取締行屆候
様可致候事

七月八日（慶應元年乙丑）

佐世保鎭守府主計部

九州鐵道會社廣告

本會社門司本店建築落成候ニ付本月二十三日ヨリ本店
ニ於テ社務一切取扱候此段廣告ス
明治二十四年四月十八日

廿木町倶樂部ニ於テ四月廿四日ヨリ廿六日迄晝夜佛教
大演說會ヲ開會ス辨士ハ關西佛教各宗護法會々長安
田眞月居士ヲ招聘可致候間此段護法道念ノ
志士ニ告ク

小生儀福岡市寄留罷在候處本日出發仕候ニ付御暇乞ノ
タメ可罷出之處東上ヲ急キ候條乍失禮新紙ヲ以テ辱知
諸君ニ鳴謝仕候也
四月廿四日
小田敬忠

〔?〕兵を擢罷し肥後藩へ二人の長兵を俘擒し之れ
を鞠問せしに長藩は五卿を其陣に迎ひ取らんとするの
計畧ありと白狀せし者豐前在陣肥後藩より宰府へ急報
に依つて五藩の守衛兵は一層警戒を嚴にし薩藩大山肥
後藩古閑富次等は親しく公卿へ謁見し斯と其顛末を告
げ公卿方の動靜を窺ひしに三條公は諸士に向せられ抑
も身共は昨年薩藩西郷吉井筑藩月形早川肥後藩谷川
等の周旋により皇國天朝の御爲なりとて長州より此地
に移轉せしは敢て一身の安危を計りたるにあらず然る
に只今と相成り條理も立たざる事に假令長州より迎ふ
とも我等は決して動かざるの覺悟なれば世の浮説に掛
念無用たるべしとの流石に英邁なる三條公の御一言に
い感心なしたれども長藩に於て果して俘囚の白狀せし
如きの隱謀あるに於ては如何なる暴手段にも及ばんも
測られず兎角に長藩へ赴き實際の情狀を視察せし上機
に應し計を施すべしとて大山古閑の両士は遂に其八月
十二日を以て馬關に航し高杉晋作と應接する事とはな
りぬ

（以下繼出）

宰府五卿の守衛と
内十郎右衛門は
も屯營せしも右へ
五卿方を護衛し以
一士と及同藩若干
て老中板倉伊賀守
西六郎を筑前表へ
至れり（以下繼出）

盡力せらるゝ段ハ偏に依頼被成候とも人傑の者とハ言ひ難く

退すと若ふ　喜多岡ハ押返し然れハ今日に於てどふて

諸卿の御周旋も無く周旋者なき才幹あるもの急書

の外あるまし　元書をとて上京周旋致させて則れ御

存念ハ在せなれれやとの　喜多岡か言へ（此時加藤ハ既に

藩主の勘氣を蒙り閉門せり）ハ三條公ハ默止して何

とも言へ給ハさりしと

甚迷を退きせりと

喜多岡ハ家事ヲ以つれ曷しとして。

六衣笠自宅

されたりと云

大宰府の

すへきにあらねは

拘られれ

やも

も拘られ

森寺刑守

留めざるに至り

擬す喜多岡は宰府に於て三條公へ侍し其歸途眞藤か旅宿（松屋なり）に就き面ゐて曰頃日福岡表の都合足下が三條公の傍に在られては彼此府の向悪しく且つ決ゐて足下の爲にもならざるべし今より同伴一所に福岡へ歸るべしと勸告す眞藤ハ拙者は元來府の命により三條公の便利として随從せり依つて政府の命にあらされば進退する事を答へ應せざりしか其後福岡より急使來り眞藤へ命あれば速に歸福すべしとの事なれば眞藤は夜中ながらも三條公方へ御面謁を願ひ私儀從來別して御眷顧を蒙り奉り候處福岡表の變動により私儀も其嫌疑者の一人にて即ち如此き召喚にて今般歸福の上は如何なる罪科に處せらるべきも元來國の爲めには聊か其身を厭ひ不申隨分諸卿様方へは御堅固御座成さるべく此れ今世の御暇乞なりと申上ゑに此節諸卿方へは既に寢所に入せられたるに孰れも起て面謁を賜へり三條公へは此回福岡表の變動は實に國家の爲め痛哭する所なるも人多ければ天に勝ち天定つて人に勝とくそ聞けり必ず一度は天定るべし運を天に任せて益々國家に盡力し以て天の定る時機を俟ちて再會すべしと御士器を賜りたりと眞藤は即夜宰府を出立し那珂郡平尾村の往還筋一本木に至りしに黒田播磨が釆邑下座郡三奈木より此れも召喚に應じ出福するに遭遇し共に幽囚せられたりと扨て其七月廿三日に至り月形鷹取等〻十八士は獄に下され加藤は同列隅田家へ預られ建部衣非齊藤へは自宅に於て入檻警護の身となり遂に其十月廿一四日を以て月形鷹取江上等十四士を斬刑に處するに至れり三條公は宰府にありて其由を聞食され從臣某及武部謙尾（今の清岡子爵）をして早馬にて福岡政府へ抵り救はせ給ふも月形等は既に不逮政府ハ拒絶して容れさるのみならず政府の吏員へ應接を需めしも一藩の浮沈には換へ難たく寡君も忍ひて處刑せる事なれは尊命を奉する事能はすと辭したりと却て説く福岡の藩論は前記の如く反覆し幾に五卿方の奉迎に係りたるものは斷罪に至るまて一人の痕を留め浦上數馬等か佐幕黨が掌握し一意幕命を遵奉する所となりたり此際に方り大坂に於て幕府の老中阿部豊後守より藩の留守居大野辨太郎を營中に召し命達書を授く其文に曰　又々

防長御處置之儀追々御取掛り相成り候に付先達て御預被置候三條實美始五人之者共取締筋之儀忽く不相成様猶又格別嚴重に申附置へく候尤も細川越中守始四家へも相談候間其意を得へ夫々申談し取締行屆候様可致候事

七月八日（慶應元年乙丑）

…先薩藩の物頭肥後直次郎なる士あり宰府及福岡を往復し圖策せる所ありしか同士は案外の佐幕論にして大に福岡の藩論に同意を表し歸藩して藩主へ告け重ねて來らんと言て宰府を發せし儘遂ひ來らすして黒田嘉右衛門宰府に着し大に異論を唱へ人々薩藩の擧動に注目せしゐ間もなく薩藩軍艦博多港へ着岸し大山格之助は壮兵百餘人を率ひ大砲三門を挽て上陸し直に宰府へ向て進軍し兵威を以て五卿の駐陣を護衛し以て幕吏小林か謁見を拒絶し毎日宰府の裏手なる北谷村邊に大砲を率出し火遁しと號し遊戯し砲聲山野を轟かし且其壮士は所謂衣は骭ゐ至り袖は腕に至りたる裝ゐて腰間の秋水を鬼すり二日市なる幕吏が陣營の前を徘徊し「長き刀はだてには指さゝぬ吾妻男の首を斬る」抔と謳歩行きあれりを揶ふて見へにける去とも已むに巳れす目附小林は宰府守衛五藩の重役を二日市に召し幕府の命令を授け五卿方を引渡すべしと談判す就いて各藩の公用委員は宰府に會ゐ協議せしに各藩とも強て幕命を拒む事を欲せざるが如くなりゐも薩藩のみ獨り幕命を受附ゐ黒田大山は外四藩の委員に謂て曰僕等は修理太夫（薩藩主）より一隊の兵を率ひ五卿方を宰府に守衛せよとの命を請たり其他を知らず依て五卿方を幕吏へ引渡すは拙者等丈けは承知せず併し幕吏に於て請取らんとあらは先つ弊藩君主へ引合はるべし修理太夫より引渡せよと命令せざる間はいかに幕命たりとも拙者等は從ふこと能はず去れども強て請取らんとなれば兵力にて應接すべしと抗論し今にも黒田大山は兵力に訴へとするの形勢にて流石の幕吏小林始め各藩の委員も持て餘したり此時公卿の御身上の危き事は恰も籠中の鳥釜中の魚の如きも三條公えは從容として毫も動し給はす薩藩黒田大山一時の活斷の程こそ勇々しかりけり斯る折しも爰に忽ち諸人をして一驚を喫せしむるの報道に接せり并ね則ち七月三日豐前大里に於て長藩兵と肥後小倉の兵と接戰し肥後藩へ二人の長兵を俘擒し之れを鞫問せしに長藩は五卿を其陣に迎ひ取らんとするの計略ありと白状せし者豐前在陣肥後藩より宰府へ急報に依つて五藩の守衛兵は一層警戒を嚴にし薩藩大山肥後藩古閑富次等は親しく公卿へ謁見し斯と其顛末を告け公卿方の動靜を闕ひしに三條公は諸士に向せられ抑も身共は昨年薩藩西郷吉井筑藩月形早川肥後藩古谷川等の周旋により皇國天朝の御爲なりとて長州より此地に移轉せしは敢て一身の安危を計りたるにあらず然るに只今と相成り條理も立たざる事に假令長州より迎ふとも我等は決して動かざるの覺悟なれば世の浮説に掛念無用たるべしとの流石に英邁なる三條公の御一言にハ感心なしたれども長藩に於て果して俘囚の白狀せし如きの隱謀あるに於てハ如何なる暴手段にも及ばんも測られず兎角に長藩へ赴き實際の情狀を觀察せし上機に應し計を施すべしとて大山古閑の両士は遂に其八月十二日を以て馬關に航し高杉晋作と應接する事とはなりぬ

（以下繼出）

宰府五卿の守衛こ

…十郎右衛門は…

…屯營せしも右ハ

五卿方を護衛し以

一士と及同藩若干

て老中板倉伊賀守

…六郎を筑前表へ

至れり（以下繼出

盡力せらるゝ所ハ偏に依頼せ風とも人撰の上ハ言に
退すと答ふ喜多岡ハ押返し然れハ今日に於てどふて
諸卿の御周旋も能く周旋すへきこ才幹あるもの當書
の外あるまし五書をして上京周旋致させて別れ御
存念ハ在せあられやとの喜多岡か言へ(此時加藤ハ既に
藩主の勘氣を蒙り閉門せり)ハ三條公ハ默然として何
とも言へ給ハさりしと
其坐を退きたりと

擬せる喜多岡は宰府に於て三條公へ使命し其歸途眞藤か旅宿(松屋なり)に就き面会して曰頃日福岡表の都合足下が三條公の傍に在られては彼此府の向悪しく且つ決して足下の爲にもならさるべし今より同件一所に福岡へ歸るべしと勸告す眞藤ハ拙者は元來府の命により三條公の便利として隨從せり依つて政府の命にあらざれば進退すと答へ應せざりしか果して其後福岡より必使來り眞藤へ[illegible]來れば迷に歸福すべしとの事なれば眞藤は夜中ながらも三條公方へ御面謁を願ひ私儀從來別して御眷顧を蒙り奉り候處福岡表の變動により私儀も其嫌疑者の一人にて即ち如此き召喚[illegible]上は如何なる罪科に處せらるべきか元來國の爲めには聊か其身を厭ひ申さ[illegible]分諸卿様方へは御堅固御座成さるべく此れ今世の御暇乞なりと申上ゑに此節諸卿方へは既に寢所に入せられたるに孰れも起て面謁を賜へり三條公へは此回福岡表の變動は實に國家の爲め痛哭する所なるも人多ければ天に勝ち天定つて人に勝とくそ聞けり必ず一度は天定るべし運を天に任せて益々國家に盡力し以て天の定る時機を俟ちて再會すべしと御土器を賜りたりと眞藤は即夜宰府を出立し那珂郡平尾村の往還筋一本木に至りしに黒田播磨が家臣下座郡三奈木より此れも召喚に應じ出福するに遭遇し共に幽囚せられたりと扨て其七月廿三日に至り月形鷹取等(十八士は獄に下され加藤は同列隅田家へ預られ建部衣非齊藤へは自宅に於て入檻警護の身となり遂に其十月廿二四日を以て月形鷹取江上等十四士を厳刑に處するに至れり三條公は宰府にありて其由を聞き驚き從臣某及武部謙尾(今の濟岡子爵)をして早馬にて福岡政府へ抵り救はせ給ふも月形等は既に不逮政府ハ拒絶して容れさるのみならす政府の吏員へ應接を需めしも一藩の浮沈には換へ難たく寡君も忍ひて處刑せる事なれは尊命を奉する事能はす辭したりと却て説く福岡の藩論は前記の如く反覆し遂に五卿方の奉迎に係りたるものは斷罪に至るまて一人の痕を[illegible]浦上數馬等か佐幕黨が掌握し一意幕命を遵奉する所となりたり此際に方り大坂に於て幕府の老中阿部豐後守より藩の留守居大野辨太郎を營中に召し命達書を授く其文に曰

防長御處置之儀追々御取掛り相成り候に付先達て御預被置候三條實美始五人之者共取締筋之儀總く不相成様猶又格別嚴重に申附置へく候尤も細川越中守始四家へも相達候間其意を得へ夫々申談し取締行屆候様可致候事

七月八日(慶應元年乙丑)

[illegible]先薩藩の物頭肥後直次郎なる士あり宰府及福岡を往復し圖策せる所ありしか同士は窓外の佐幕論にして大に福岡の藩論に同意を表し歸藩して藩主へ告け重ねて來らんと言て宰府を發せし儀遂ひ來らすして黒田嘉右衛門宰府に着し大に異論を唱へ人々薩藩の擧動に注目せしお間もなく薩藩軍艦博多港へ着岸し大山格之助は壯兵百餘人を率ひ大砲三門を挽て上陸し直に宰府へ向て進軍し兵威を以て五卿の駐陣を護衛し以て

四代議士を招待し慰勞の宴會を開き遂て帝國議會の狀況實景報道をきく個聽聞するとに決せり有志の諸子幸ひに來會あれ
但し雨天の節は三宅村小學校に於てす會費金は拾錢
以上
四月二十日
發起人

工事受負入札廣告
一 佐世保鎭守府糧食庫新築工事一式
此入札保證金八拾圓
契約保證金ハ請負代價ノ百分ノ十入札者ハ二年以上其營業ニ從事セシモノニ限ル
右工事請負望ミノ者ハ當部ニ就キ圖面仕様書及契約書案工事請負規則書現場共熟覽ノ上來ル五月二日午前十時迄ニ營業證明書及入札保證金相添ヘ入札書差出スヘシ
但同日午前十一時開札之事
右契約ハ佐世保鎭守府建築部長瀧谷競多之ヲ締結ス
明治廿四年四月
佐世保鎭守府建築部

福岡政府に於ては前文の幕命に從ひ宰府五卿の守衛こそ肝要なりとて在來の守衛の外に宮内十郎右衛門は雅隊の兵を率ひ宰府四圍の要路々々にも屯營せしも右ハ幕府の意を以て監護せる者にて眞に五卿方を護衛し以て幕吏へ抗衡せしは薩藩黒田大山の二士と及同藩若干の兵卒に過きさりき又もや大坂に於て老中板倉伊賀守は藩の留守居を營中に召し目附小林甚六郎を筑前表へ差遣すの旨嚴敷き命令書を授くるに至れり(以下繼出)

第十二回

幕府目付小林甚六郎福岡へ来り二日市に宿陣す

附 秋丹後立花左衛門数隊の兵を率て太宰府を警衛す

（中故三條公太宰府に於ける逸事）（承前）

此時幕府の大監察塚原但馬守は猶小倉にありて指揮せる所あるも宰府に於ては薩藩黒田嘉右衛門大山格之助は尾張総督發の令達を確守し一藩の兵威を以て五卿を守護し當る可からす且つ小倉地方の人心も兎角に振はす長州の處置に取掛りも益す切迫するに從ひ十一月十二日（慶應元年乙丑）の夜幕吏は大坂の營中に於て再度命令書を授く其文に

長防御處置の儀御取懸り相成り候に付ては兼て御預ケ置候三條實美初め五人の者共綏かせの義無之様先達て相達候通り相心得猶此上人數相增し取締り向精々行屆候樣致さる可く候尤も御取締として御目附小林甚六郎筑前表へ差遣され候間其意を得らる可く候事

十一月十二日（慶應元年乙丑）

披て五卿方へ屬從せる人數は士衆興儓をも併せて僅か六十余人に過さるも薩藩に於ては既に征長の從軍を辭し一意奉戴せしかは五卿方の威望は隱然として一敵國の如き者あり今や幕府か長防再討の師を興起すに方り五卿方若し舊好を思ひ長州を援助なし給つ、天下の人心は益す影響し幕府の威天下の兵を擧ても容易に征伏する能はさるへしとの恐なきにあらす此れ幕府か殊に警戒して以て監察を派遣せんとするの厳令を發せし所以なるへし然れとも其目附小林は其年までは遂に來らざりしも翌年三月十五日（慶應二年丙寅）大坂に於て老中松平伯耆守より左の通り厳達せり

此度御目附小林甚六郎筑前宰府へ御取締として差遣さる、に付ては三條實美始め五人の者護衛とえて差出し置候家來共へ場所に於て甚六郎より申達する儀可有之候間可被其意候事

三月十五日

小林甚六郎は徒目附高橋平之丞大原道藏及小人目附別手組都合三十余名は軍艦順動丸にて其三月廿三日博多へ着し同晦日を以て太宰府の傍なる二日市に宿陣したり又幕府は其五月七日を以て大坂に於て老中松平伯耆守より厳令を發せえは左の如くなり三條實美始め五人の者共今度大坂表へ召寄せられ候に付筑前に罷在る御目附小林甚六郎へ相渡さるへく候且つ大坂迄の護送は甚六郎の指揮を可得候事

五月七日

然して幕軍は愈よ六月五日を以て各持により長防へ討入るへしと軍令し猶又幕の徒目付山田九助小人目附小金井幸十郎を博多へ急速指下し甚六郎か五卿を請取るに應援の爲め老中の内命を含み遣したり依つて其六月四日には福岡政府は家老林丹後（直容）をして一大隊の兵を率ひ宰府の近傍なる御笠郡下大利村へ本營を張り出兵す其七月十七日には長藩兵は馬關より豐前田の浦へ航し劇戰に及び續て小倉城危急の報に接しかは同廿二日には猶又中老立花吉右衛門（増徳）は一大隊を率ひ小林か宿陣せる（二日市）近傍同郡武藏村へ本營を張り猶又秋月藩の家老吉田右近（與譲）も一隊の兵を同郡針摺石崎村へ屯營し宰府五卿方の四圍を鉄桶の如く守衛したり

（以下次号）

幕府の目附ハ斯のことき多人数を引率し公等の旅館[illegible]

太宰府へ迫り幕威を以て五卿を脅喝し[illegible]福岡

藩の如きハ[illegible]等ハ公等を迎ぬ公等の事ハ斡旋する

者共或ハ[illegible]或ハ獄舎に呻吟して一人を[illegible]

藩論ハ一意幕命を遵守せられ候とも公等を

捕へて幕吏へ引渡さんとするの形勢[illegible]随て公等の

従随ハ必死を極めて防御[illegible]

変動の起らんと騒然物情恟々[illegible]

然れとも此等ハ既に[illegible]の土方中岡[illegible]

薩長の[illegible]其御[illegible]し三藩の[illegible]

成なる[illegible]薩摩[illegible]幕吏ハ抗し[illegible]

されハ兵力[illegible]人とする[illegible]幕吏も[illegible]

強きなりと此時の事なりと土方ハ従随諸士の心を鎮し

太宰府公の心を安せん[illegible]

朝廷の[illegible]を公等旅館の周囲[illegible]

人之れを同[illegible]方則ち[illegible]五卿方に[illegible]

形に[illegible]ある[illegible]此朝廷を[illegible]の

朝廷[illegible]人なとし[illegible]公等方[illegible]

等の[illegible]付から心も[illegible]せり

と[illegible]

又公等幕府[illegible]

第十二回

幕府目付小林甚六郎

附 林丹後兵代ち

警衛之

故三條公太宰府に於る遭事（承前）

此時幕府の大監察塚原但馬守は猶小倉にありて指揮せる所あるも宰府に於ては薩藩黒田嘉右衛門大山格之助は尾張総督發の命達を確守し一藩の兵威を以て五卿を守護し當る可からす且つ小倉地方の人心も兎角に振はす長州の處置に取掛りも益す切迫するに從ひ十一月十二日（慶應元年乙丑）の夜幕吏は大坂の營中に於て再度命令書を授く其文に

長防御處置の儀御取懸り相成り候に付ては兼て御預置候三條實美初め五人の者共緩かせの義無之様先達て相達候通々相心得猶此上人數相增し取締り向精々行屆候様致さる可く候尤も御取締として御目附小林甚六郎筑前表へ差遣され候間其意を得らる可く候事

十一月十二日（慶應元年乙丑）

按するに五卿方へ屬從せる人數は士卒輿儓をも併せて僅か六十余人に過ぎざるも薩藩に於ては既に征長の從軍を辭し一意奉戴せしかは五卿方の威望は隱然として一敵國の如き者あり今や幕府か長防再討の師を興起すに方り五卿方若し舊好を思ひ長州を援助なし給ひ、天下の人心は益す影響し幕府の威天下の兵を擧ても容易に征伏する能はさるへしとの恐なきにあらす此れ幕府か殊に警戒して以て監察を派遣せんとするの嚴命を發せし所以なるへし然れとも其目附小林は其年までは遂に來らざりしも翌年三月十五日（慶應二年丙寅）大坂に於て老中松平伯耆守より左の通り嚴達せり

此度御目附小林甚六郎筑前宰府へ御取締として差遣さる、に付ては三條實美始め五人の者護衛として差出し置候家來共へ場所に於て甚六郎より申達する儀可有之候間可被其意候事

三月十五日

小林甚六郎は徒目附高橋平之丞大原道藏及小人目附別手組都合三十余名は軍艦順動丸にて其三月廿三日博多へ着し同晦日を以て太宰府の傍なる二日市に宿陣せり又幕府は其五月七日を以て大坂に於て老中松平伯耆守より嚴令を發せしは左の如くなり三條實美始め五人の者共今度大坂表へ召寄せられ候に付筑前に罷在る御目附小林甚六郎へ相渡さるへく候且つ大坂迄の護送は甚六郎の指揮を可得候事

五月七日

然して幕軍は愈よ六月五日を以て各持により長防へ討入るへしと軍令し猶又幕の徒目付山田九助小人目附小金井幸十郎を博多へ急速指下し甚六郎か五卿を請取るに應援の爲め老中の内命を含み遣したり依つて其六月四日には福岡政府は家老林丹後（直容）をして一大隊の兵を率ひ宰府の近傍なる御笠郡下大利村へ本營を張り出兵す其七月十七日には長藩兵は馬關より豐前田の浦へ航し劇戰に及び續て小倉城危急の報に接しかは同廿二日には猶又中老立花吉右衛門（増徳）は一大隊を率ひ小林か宿陣せる（二日市）近傍同郡武藏村へ本營を張り猶又秋月藩の家老吉田右近（興譲）も一隊の兵を同郡針摺石崎村へ屯營し宰府五卿方の四圍を鉄桶の如く守衛したり

（以下次号）

しかるに左の人名にてありき

目附 小林甚六郎　徒目付 高橋平之丞

徒目附 大原道藏　別手組 石川清橋

小人目附 関口西之助　小人目附 伊藤政其

仝 神谷助藏　仝 吉本文太郎

仝 大島宗雄　別手組 五十嵐墨之丞

別手組 内藤鋼八郎　仝 熱田鍾太郎

仝 伊藤仙一郎　仝 松尾馬之助

仝 前田勝藏　仝 九野義太郎

仝 天野鎌太郎　仝 金森鍾之助

外に小者附属十五人

[illegible]

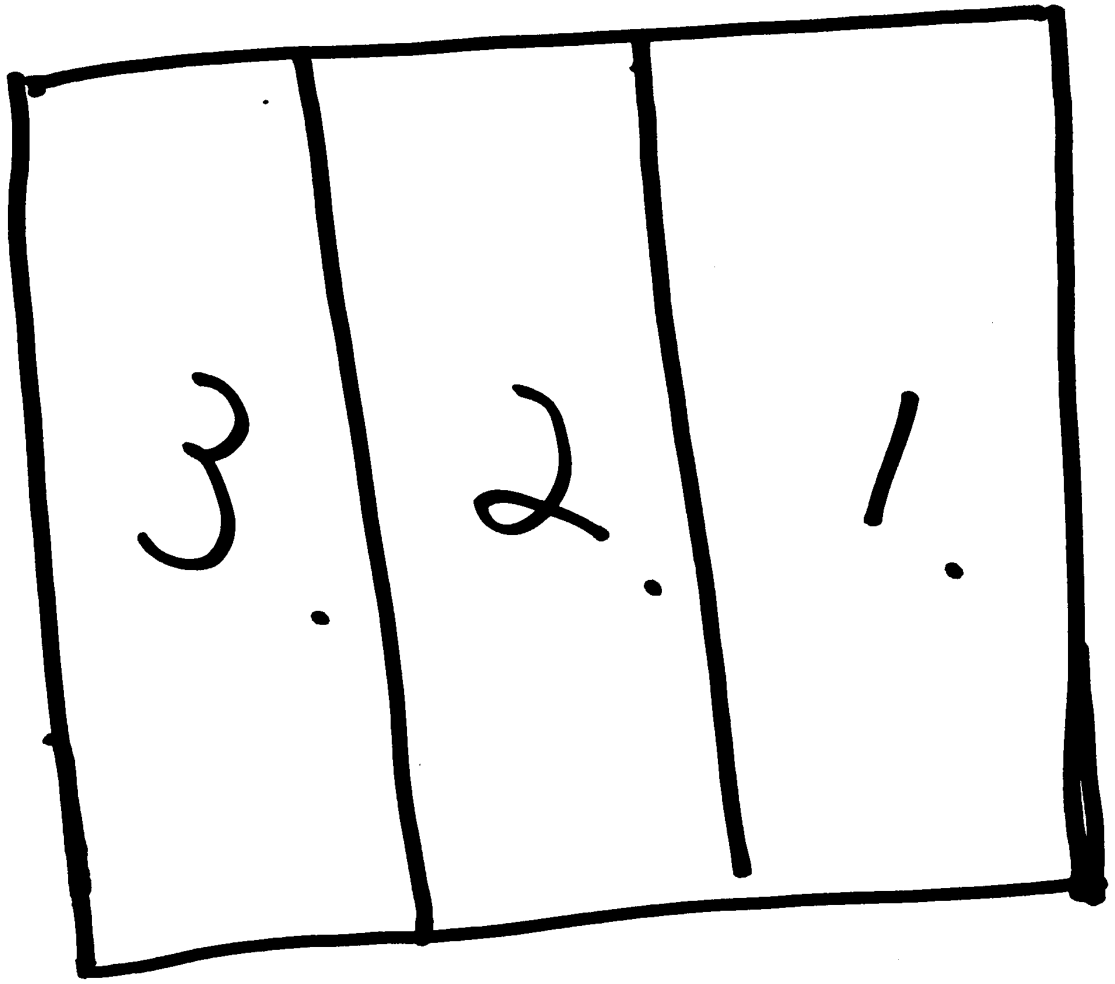

1.2.3.の順序で
分割撮影

周布政之助は二百年の宿弊に基きて太宰府へ趣き公等へ謁見し
幕府を傳ふる所あらんとするも公等ハ却而[illegible]
待つ可しと謝せられたり

斯て大坂に於て幕府再度長州糺問の議を以し永井
主水正戸川鉾三郎松野孫八郎の三監察を廣島に
派遣し長藩の重臣宍戸備後助（外一除）小田村素太郎（
揖取素彦）井原主計を同地に召寄せ八個條の疑問を揭
けて之れか答辯を迫りたりしに長藩の擧動を詰責するも
のありしに長藩士ハ毫も躊躇せす即坐に書を以て之れに答
へたるを以て三監察は別に此書を携へ帰京して大坂に還り
復命を致すや幕府ハ長藩の罪状を裁定し松平安芸
守を以て大膳父子寺の事 一 封土の内拾万石を削除する事
一 他國より入込みたる浮浪の輩を捕へて本国へ送還する事
両起の激徒を斬戮する事 一 本藩より人才を擧けて
毛利家の血族を定むる事 ○ 等を発達し然るに意外にも
為めに長防国論を激動し士民の憤懣を甚しく完
易に裁決を遵奉せす[illegible]此を以て幕府は再び
大坂城中に天衝議を開き軍兵を進めて之を強迫し
止む無くんハ長防全土を滅絶し以て封土を奪却せん

二年正月

ことに決し六月九日（慶應二年丙寅）を期し討入の時と定め
令を列藩に傳へて軍備を命し後紀伊中納言（茂承）
老中松平伯耆守（宗秀）監察大久保帯刀をして廣島へ出発
せしめ若年寄京極主膳正及監察松浦越中守を以て
征討取締として四国九州の軍配を主宰せしめたり長藩
に於てハ既に其意を以て幕府の命令を拒絶し[illegible]
内にハ激烈の論将あり外にハ薩長の関係あり幕府
の四境に迫寄せるを聞て全藩の士気益々奮振し
而来幕兵を記衣攻究して毫も屈撓せん従へ曩
へハ従て其猶列衣を倍し其勢も宛も破竹の如し
幕府農夫の軍兵を有すと雖も此れ皆一旦其権

待つ可しと諭せ締めたり

斯て大坂に於て幕府再度長州糺問の議を決し永井
主水正〔尚志〕戸川鉾三郎・松野孫八郎の三監察を広島に
派遣し長藩の重臣二名（宍戸備後介〔璣〕）小田村素太郎（
楫取素彦）井原主計を同地に召寄せ八個條の疑問を掲
げて之れが答辯を迫り大いに長藩の挙動を詰責するも
の如し長藩士ハ毫も躊躇せず即坐に書を以て之れに答
へたるを以て三監察は別に此書を携へ帯して大坂に帰り
復命を終るや幕府ハ長藩の罪状を裁定し小笠原壱
岐守をして大膳父子の事・封土の内拾万石を削除する事
一 他国より入込みたる浮浪の輩を捕へて本国へ送還する事
一 両起の激徒を斬戮する事 一 本藩より右人才と唱へ挙げて
も利家の血脈を定むる事 一 等を発達れ然るに長州にて
為めに長防国論を激動し士民の憤満を甚しく完
易に裁決を遵奉せざるのみならず此を以て幕府は再び
大坂城中に天衆議を開き軍兵を進めて之を強迫し
止む無くんハ長防全土を滅絶し以て封土を奪却せん

ことに一決し〔遂に〕六月九日（慶応二年丙寅）を期し討入の時と定め
令を列藩に伝へて軍備を命し従三位紀伊中納言（茂承）
老中松平伯耆守〔宗秀〕監察大久保帯刀をして広島へ出発
せしめ若年寄京極主膳正監察松浦越中守を以て
征討副将として四国九州の軍兵を主宰せしめたり長藩
に於てハ既に其意を決して以て幕府の命令を拒絶したり
内にハ必死の覚悟あり外にハ薩長の関盟あり幕営
の四境に進撃せるを聞て全藩の士気愈よ奮振し
而来幕兵を襲攻突撃して毫も居境せしめ従へ挙
へハ従て其備列衣を償し其勢破竹の如し
幕府衆多の軍兵を有すと雖も此れ皆一旦其権
柄を乗して而して糾合したるものにて兵士は局外に死
を以て之れを守るの勇気を欠げり 至て長兵を久しき
久しきに支持し既ふものならんや一戦ハ一戦より其勢
力を減殺せしも人と共に憤を甚だ 然るに其れより
先藩之藩の始頭

しまゐのとまちれ

の如し長藩士ハ毫も躊躇せしことなし

へたるを以て三監察ハ別に此書を携へ帰府して其復命に

復命を終るや幕府ハ長藩の罪状を裁定し毛利父子蟄居

隠居をして大膳父子[illegible]事。封土の内拾万石を削除する事。

○他国ニ立込みたる浮浪の輩を捕へて本国へ送還する事。

再起の徴候を斬戮する事。○本藩より人才を挙げて

も利家の血食を保たしむる事。○等を宣達れ然るに意外にも

為めに長防国論を激動し士民の憤満を惹起し究

局に蔵匿を導遣せらるもの如し 此を以て幕府は再ひ

大坂城中に天衡議を開き軍兵を進めて之を膺懲し

止む無くんハ長防全土を滅絶しにて封土を奪却せん

ことに一決し六月五日（慶応二年丙寅）を期し討入の時と定め

命を列藩に伝へて軍備を命し総督に紀伊中納言（茂承）

老中松平伯耆守監察[illegible]をして広島へ出発

せしめ若年寄京極主膳正及監察松浦越中守を以て

征討取締として四国九州の軍配を主宰せしめたり 長藩

に於てハ既に是を以て幕府の命令を拒絶したり

内にハ必死の勇将あり 外にハ薩長の同盟あり 幕営

の四境に進軍せるを聞て全藩の士気益奮振し

而して幕兵を襲攻突撃して毫も屈撓せす 従へハ戦

へハ従て其旗列衣を燎し其勢恰も破竹の如し

幕府豊多の軍兵を有すと雖も此れ皆一旦其権

柄を専にして而して紛乱したるもの兵士ハ為に故に兵気死

を以て之れを守るの勇気を欠けり 寡て長兵を久しき

久しきに支持し能ふものならんや 一戦ハ一戦より其敗

れを減殺せんとするに臨むのミ 然るに左れハ

しまるのミならず して轟力を栄たり

先導之藩の牡頭

[illegible]

これ見つ [illegible]

自焼

第十三回

○薩藩大山格之助肥後藩古田亨次の両士ハ太宰府より馬関へ
推りて長藩高杉晋作と應接し
附幕臣小林甚六郎ハ博多を巡見備ん
○薩筑肥後肥前五藩の委員ハ上京し留
等の帰洛を幕府へ建議ん

用書

全五冊 正價七拾五錢 郵税拾弐錢

本書ハ右脩身小學ノ格言ニ適合セル和漢善行者ノ事實ヲ擧ゲ忠義○孝順○友愛○尊師○悌讓○交誼○愛兒○敬愼○制欲○忍怒○誠直○眞言○改過○積善○勤學○謙遜○禮義○交際○遷善○守信○惜陰○養生○賓客○勤儉○殖産家○工業家○等ノ部門ニ分チ惣數四百五拾餘條ヲ集輯シタレハ修身科口授ノ參考用書ニ最モ適當ノ要書ナリ

右郵劵代用ヲ諾ス

發行所 博多中島町 磊落堂 林斧介

大賣捌所
博多糀屋町 高田芳太郎
仝 中島町 積善館支店
仝 植木利三郎
仝 赤司平輔
久留米三本松町 菊竹書店
仝 米屋町 石橋德次
筑後柳川町 玉池勝次
豐前大橋 三浦吉郎
小倉京町 辛島倉吉
仝 魚町 辛島並家
豐前宇ノ島 佐野長七
仝 瀧本

小林は五卿方周旋を名とし歸坂せしも其周旋の甲斐なきのみならす此回老中板倉より逹書の模様にては此の先五卿方御歸洛の途は急將の都合も見えす幸と此回藩若依召上京すへきの處事故あり名代として家老小松帶刀長州の寛典の處置五卿の復官歸洛の周旋をなさんとて上京すれは幸の折柄に付各藩應援委員も共に上京して五卿方速に復官御歸洛の途相運ふよふ周旋すへしと協議一決し福岡藩よりは森三右衛門其委員となり上京し在京の板倉伊賀守へ差出せし書面は左の如くなり

(以下次號)

去春以來筑前太宰府へ謫居に相成候五卿方五藩へ警衛仰付られ候に付一向動靜相伺ひ候處至極謹愼の次第に御座候從來の處少々の意味違より 闕下を離れ罪を犯され候得共全く違背の心底にては之れなき譯にて最早兩年の遠謫何も異變の事もなきのみならす長州に於ても解兵迄も 仰出され候に付てハ何卒寛典の御處置を以て歸洛の處御宥免相成候樣兼て警護の事故歎願仕候樣各藩主人共にも熟議の上私共より奉願候樣申付候間此段奉願候以上

十二月十六日(慶應三丙寅)

有馬中務太輔内 梶川俊八
松平肥前守内 愛部忠四郎
松平美濃守内 森 三右衛門
細川越中守内 秋吉久左衛門
松平修理太夫内 大山格之助

右の通り五藩連署せるも薩藩大山のみハ上京せす猶宰府にあれり外四藩の委員は右の書面を在京幕吏へ提出してまた二週日をも經さる十二月廿九日に於て 先帝(孝明天皇)崩御ましましけれは天下諒闇となり此の年も愁雲慘憺の中に暮れて

第十三回

○薩藩大山格之助肥後藩古閑富次の両士ハ太宰府より馬関へ抵りて長藩高杉晋作と應接ス

○附幕吏小林甚六郎[illegible]ハ博多[illegible]

○薩筑肥後肥前五藩の委員上京し三條公等の帰洛を幕府へ建議ス

故三條公太宰府に於る逸事　[illegible]

扨ても大山古閑の両士は馬關に抵り高杉に面接ゑ目下五卿方の御處置寛典に相成るよう專はらに周旋し爲めに彼の宰府へ出張せし幕吏小林も不日上坂し拙者共の意のある所に就き盡力せんと迄相運び居たる折柄に若し側より貴藩に於て其五卿方を奪取られんには第一五卿方の迷惑大方ならす第二貴藩に於ても怨を五藩に搆ふるに至るらん第三これより天下の動搖を惹起すにも至るへし足下は如何に思はる、や高杉答へて五卿方の事は元來皇國の爲め西航在せられ五藩に於て大切に守衛せらる、の事なれは寡君父子も安心罷り在る無論今日の狀勢に及びたればとて此方へ迎ひ取る等の念慮は毛頭之れなければ[illegible]に於ても其意を體し敢て粗暴の企てを爲すものあるへきよふなし既に五藩に於ては御引受け相成りたる上なれは此上に寛典の處置相成るよふ御盡力あられたし此旨外の御三藩へも可然傳へられよとの最も潔白なる高杉か辭氣におれは長藩に於て五卿を奪ひ取る等の企てあるへしとは少しも思はれす爾れは彼の浮囚の白狀ハ全く隊中末々の浮說ならめと大山古閑の両士は馬關より歸り來りて通報す却說も幕府再征の軍は萎靡振はす却て其八月朔日には長軍の[illegible]小倉城も陷[illegible]れ幕の總督小笠原圖書頭は長崎へ敗走し遁て將軍は病を以て大坂の陣中に薨去せられ(八月廿日實は十一日なりと)依つて朝廷より上下の哀情を察し兵事見合すへき旨發勅に接しけれは長藩再征の軍は休戰し又た福岡より太宰府守衛の增勢たる林、立花両隊長の兵卒は悉く引上るに至り幕府か長州の處理斯る意外の變動に立至りたり却說も二日市に在る幕吏小林の一行も傾んと其最初の論鋒を轉し大坂へ歸り宰府の狀情を具陳し速に五卿方の復官歸洛を周旋すへしとの意を表し一度宰府へ抵り三條公へ謁見を遂けたきとの儀を薩藩大山等へ盡力を依頼せしかは今は三條公へは其謁を容れられ遂に其謁見を許さる、事となり七月某日甚六郎は二日市の旅宿を出て獨歩し薩肥役の兵士は其前後を擁護し宰府延壽王院の御旅館に至り佩刀を脫し膝行して拜謁を遂たりと然るに甚六郎は小倉城の燒失總督小笠原圖書か敗走跟ひて將軍の兇喪に接し九月朔日遂に二日市の旅宿を發し一行を引具し間道牛頸村を經て井尻村へ出て竊かに博多の旅宿に轉し其六日福岡藩の軍艦に搭し歸坂し宰府の狀情を具陳せしと見へ其十月七日京師に於て老中板倉伊賀守より達たる其文に

元三條實美始五人の者大坂表へ可被召寄旨相達置候處先其儘被差置候間爲心得相達候事

十月七日(慶應二年丙寅)

右の達書によれは五卿方歸洛の期は何れの日にあるやも知る可からす五藩に於ても心外に思ひし際薩藩大山格之助は各藩應接委員集會席に於て議して曰幾に幕吏小林は五卿方周旋を名とし歸坂せしも其周旋の甲斐なきのみならす此回老中板倉より達書の模樣にては此の先五卿方御歸洛の途は急埒の都合も見えす幸と此回寡君依召上京すへきの處事故あり名代として家老小松帶刀長州の寛典の處置五卿の復官歸洛の周旋をなさんとて上京すれは幸の折柄に付各藩應接委員も共に上京し五卿方速に復官御歸洛の途相運ふよふ周旋すへしと協議一決し福岡藩よりは森三右衞門其委員となり上京し在京の板倉伊賀守へ差出せし書面は左の如くなり

(以下次號)

去春以來筑前太宰府へ謫居に相成候五卿方五藩へ警衛仰付られ候に付一向動靜相伺ひ候處至極謹愼の次第に御座候從來の處少々の意味違より闕下を離れ罪を犯され候得共全く逆背の心底にては之れなき譯にて最早両年の遠謫何も異變の事もなきのみならす長州に於ても解兵迄も　仰出され候に付ては何卒寛典の御處置を以て歸洛の處御宥免相成候樣兼て警護の事故歎願仕候樣各藩主人共にも熟議の上私共より奉願候樣申付候間此段奉願候以上

十二月十六日(慶應三丙寅)

有馬中務太輔内　梶川俊八

松平肥前守内　愛部忠四郎

松平美濃守内　森三右衞門

細川越中守内　秋吉久左右衞門

松平修理太夫内　大山格之助

右の通り五藩連署せるも薩藩大山のみハ上京せす猶宰府にあれり外四藩の委員は右の書面を在京幕吏へ提出してまた二週日をも經さる十二月廿九日に於て　先帝(孝明天皇)崩御ましくけれは天下諒闇となり此の年も愁雲慘憺の中に暮れて

第十四回

○幕府老中松前伊賀守（五卿の預を解て）三條公等を太宰府へ護衛すへきを
命し
○薩藩西郷新右衛門大山弥助中御徒侍衛隊の兵卒を衛し
太宰にて太宰府に到着す
○三條公の一行太宰府を発し帰洛せらる
附三條公手翰〔四〕松の所謂出発

此時長州藩ハ福岡藩の政府の藩論ハ長藩と（疎隔）ハ絶交に至り
の観想を呈し長藩の内使幸内暢ことを国境若松港に附絶
せし程なれハ福岡藩も大坂廻せの米船馬関西海峡にめ
通航を捕塞し頗る大困難を来せしかハ藩主大殊に太宰
府にある薩藩大山彦之助を招き内情を語りけて其
海峡通航自由のことを長藩へ斡旋周旋を依頼す依て大
山ハ程能承引し能く馬関へ赴き其執政なる高杉晋作
前原彦太郎（一誠）等へ面接し理解せしかハ最早何時
なりとも筑前用米船ハ馬関の通船差支なきの旨を伝
へす又た福岡藩ハ早藤彦花房静馬杉村三郎平の三
士を内使として長藩へ赴かしめ家郡縣に於て木戸准一郎
桂小五郎）松原嘉三（山縣九右衛門）広沢[illegible]蔵（前村彦太郎）
の三士へ面接し両度に往復の交誼を温めたり 又た長州藩
前村彦太郎ハ林猪次郎の二士内使として福岡へ来り使命
を致し太宰府へ赴き公卿と公等へ後命を致して
帰る（慶應二年丙寅十二月の事なり）

明れは慶應三年丁卯正月二十三日ふ京師に於て老中板倉伊賀守は福岡藩留守居桐山作兵衞を營中に召し外四藩へも通達すへしとて命令書を授く其文に

兼て御預け差置れ候三條實美初め此度願の趣も有之候ふ付御預け御免當地へ御引取り相成る可く候間其意を得右の趣其方共より相達候樣致さる可く候尤も途中警衞人數差添穩便ふ相送候樣致さる可く候事

但し附屬の者共ハ大坂着の節同處御目附へ相屆差圖を得へき旨附屬の者へも達せらる可く候

正月廿三日（慶應三年丙寅）

元來五藩協議して建議せしの旨趣は五卿の宥免を請ふにありしも右の達にてハ啻に「御預け御免とあり」とあるのみにして宥免の意ハ少も見へさるのみならす剩へ附屬の者は大坂にて目附の差圖を受く可しとあり目附ハ果して如何なる差圖をなす可きや必す之れを捕縛して以て浮囚視せんは大抵推測られ其但書に對してハ五卿隨從の諸士は囂々之れを咎め一層の憤怒を起すに至れり且つや五卿方を引取との儀も實は洛外に幕吏の手にて蟄居せしむるの手段なりとは孰か言ふともなく風說し翌日の建議ば薩藩大山か發意に出て連署せしも所思ありて上京ふは伴はす猶太宰府に在りて窃かに五卿隨從の諸士と牒合せし處あり此際長藩の侍醫武田遊伯なるもの慷慨義を好み頗る氣節あり時事に通るを以て三條公の病を診察すると稱し屢々宰府に來り專ら隨從諸士及大山等と深く謀りたる際なれば獨り薩藩のみは右の幕命には殆んと意を措さるか如く自若として動搖せさるも幕吏は五卿方の護送を一層嚴令を下したる

（以下次號）

●故三條公太宰府に於る遺事……（承前）

[illegible]太宰府に於て薩藩大山は外四藩の委員に謂て舊幕府が五卿方の預けを免じ大坂表へ護送すべしと謂ふも其五卿方御身の上に附ては卽今家君が代理となり家老小松親しく上京周旋中の事なれば同人より通牒するにあらずんば五卿方は動かし難たし且つ今回の達面には種々掛念の廉もあれば工夫中なり且つ三條公へも頃日御病氣の事にゑもあり且つ便船の都合もなければ暫時彼の幕命の如きは弊藩に於ては飄と施行するに忍びざる處ありとのみ答へ更に取合ざりしと去れば京師に於ては彼の小森甚六郎は五卿の處置用懸りを申し附けられ居たるも兎角五卿の上坂荏苒し其六月に至るも更に其沙汰なきにぞ其十六日（[illegible]）小林は在京五藩の役員を召喚し幕命なりと傳へて曰三條實美外四人の者共當春以來出坂の筈なるも于今其儀なく何等の次第にて斯く延引に及ぶや其延引の事由を申立つべし猶當地にて不分明なれば急飛を以て宰府の都合取調べ速に申出べしと嚴敷督促せゑに薩藩は其總代として答て曰五卿方へは生憎病氣に罹られ居たる方あり其上便船の都合あるも事等委細の次第は既に小松帶刀より申上居たる次第にて其師醫證も差出し置たる事なれば別段飛脚等差立つるに及ばざるべしと答しに流石の小林は默然として更に詰問を發せざりしと斯くて其夏も過ぎ秋來りて京師の形勢は益す遷換せんとするにも拘はらず幕府は猶も屢々諸卿の上京を催促して止まざれば宰府に於て五藩の應接方も亦た屢々會議を開きゑに大山格之助は其席に宣言し諸卿の上京于今延引の次第は三條公の御罹病と弊藩軍艦廻着せざるによれり右の次第は京師に於て與藩重役より幕府へは屆置きたり且つ軍艦差廻さゝの事は曾及此程大村藩渡邊昇楢林勘四郎（正隆）が上京の途當地（太宰府）に立寄りたれば拙者より在京小松へ委細書翰を托し置たれば不日に博多港へ廻漕すべしと言ふに付外四藩の委員も大山が詞に從ひ薩藩軍艦の博多港へ廻着するを三條公の御快復を待居たり折柄大山は召により上京す（九月下旬の事なり）爾後十月十四日ふ於て將軍慶喜公は大政返上の奏議を上せられ天下の機軸全く遷轉し王政復古の偉業爰に定まらんとするに至れり斯く十二月十四日一隻の軍艦博多港へ廻着す薩藩ゑ山彌助（前陸軍大臣）西鄉新吾（前の內務大臣）は直ちに上陸し急飛に乘ゑ太宰府へ抵り三條以下の諸卿復官歸洛の大命則ち十二月九日附攝政よりの達書を齎したり其文ふ

三條西　季知
三條　實美
東久世　通禧
壬生　基修
四條　隆謌

右先年以一族可義絕被仰出候處今般被止義絕之儀入洛復官被仰出候事

於官は可稱前官尤入洛の上闕官之節追々可被復候事

依て五卿方は其隨從諸士を引具し愉々敷太宰府を御出發在せら↓三條公は其出發に臨み實劔一口を菅原神社へ納められ神前に詣で、一首の和歌を供せられたりと

藤原　實美

つるき太刀ぬさと手向けて立ち歸る
こゝろのうちわ神やえらさむ

此れ則ち慶應三年丁卯十二月十九日にして同夕は箱崎の旅舘に止宿せられ翌二十日本藩の世子（下野守慶贊）ハ其旅舘に詣りて接見せらる翌二十日には五卿方よりも從臣太田司馬をして福岡城へ使し領內へ數年滯寓の謝意を致され其翌二十二日薩藩及本藩の軍艦は五卿の方々を搭し黑烟を蹴立て博多港を發港芽出度雲井の帝京へ向せられたり

（完）

名れ太宰府の傳へありけり山村に住する御陶山一男と呼ひ
七句を詠し一道の師ありて博く和漢の書に渉り詩歌を能くし連
其縁也生起死の術に任ちられ義侠にして気節を好し宗功ん
悦世の志を抱き常に天下の名士と交を完れしか公等の太宰府
務ち世の事を見て其風を倣ひ其の[illegible]も能く篤て詩吟をなる月
形洗藏を訪ひして一度筑前へ帰るを拝させ給ふ事を想ひ行
せし公を公等ハ公卿か特志を嘉せられ或は山野を散歩の跡
從ひ一両ヶか筑前へ立寄せ給ふ又は一両人ずつ妾を
共に参仰し[illegible]一首を賦し若花三眼を献せり[illegible]
正[illegible]の[illegible]を問ひ公等[illegible]好[illegible]嘉し給ふ其[illegible]を屠
宰過せ給ひしか其[illegible]亦常に公等の太宰府の旅館へ伺候し
三ヶ年駐在中最も親愛を辱うしられたりといふ初めて一男帯刀

公の父君[illegible]卿の赤心報国と注筆せられし一幅を床に掲げ焼味噌
を竹簿に載せ若菜を三眼献しに一首公[illegible]の古事公ハ一男を嘉
か好意を嘉し床に掲けし一幅を[illegible]涙を浮せられ即
席の和歌を賜る
国ちしも旅にて父の筆跡を見るよしもなかりしさよと 信
兒くりきて旅路ならるそなほかしく
かへらぬむかしかくそのあと　まさみ
雨後[illegible]過せ給ひ一男も亦公等の太宰府の旅館へ伺候し三ヶ年
好意を辱せられ左の和歌を賜せりたり
一年の宿にやすらひて
老松のか氣あたちよ[illegible]
閑はら如情られしかりけり　まさみ
其後の閑まてよろこく一男ハ筑へ歸る

かゝふけたるかみの翁とさてかゝるかやの
節きや子日ゝ派遣布衣の何め立て
又れ三條公ハ慶應三年丁卯正月子の日ニあつて宰満山へ詣ちせ
られ手かゝり根引しゝふか松を邸ニ植させ朝夕愛でたまひ
めでたまひしか其年十二月帰洛せられしに際し
之を賜り之を庭前ニ移植させ給ひし
是ぞ霜二十五年を経殆と盆栽の如く繁茂せり しか今
植置し手ずきの松の老さきを
生載再ひ見むよしもがな
かけ高く枝も葉へて此松の
映るしいともる花も待ちせ
又た三條公ハ長州より持越給ひし甲冑壱領及弓箭とも

一 豊の時賜西三條卿より光仁天皇の御冠烏帽子を
賜ふ公卿ハ之れを分合離れ奈れり
一 勅ハ近く公等の銀碗を交へさせ給ふ所と為り
度[illegible]帰洛し給ふを聞て悲喜
の[illegible]蕎を麹き一家内拝伏して聊か奉送の意を表
せんとせしに則ち十二月十九日の午時過
加宰府の市より[illegible]列の儀衛行列公等の内
儀衛行列をもて数多の兵士か前後を護衛して萱の間に
着せられ士の駕籠を華表の前に進させたる宰
府の兵備充満し此所まて見出送をなし公等の
に近寄り離情を述んとする時ハ方り福岡の市
武士一従を連たる一人の武士太刀を着なから公等の駕前

あやしと挟ミとどまるものあり護衛末具不礼を咎め何者なるやと叱るも彼の武士ハ
耳にも入れず二尺の剣を指して奔走れハ野々口隆雲斎ハ公の後列にありて
此体を見て随従の藩士を顧し捕へよ(挽)とめ追ひ斬て捨よと高く
揺声起る一男ハ鋭く叱れハ此者く秋月藩士にて島村文之丞と呼る
一男か紀もなりけれハ一男ハ彼武士に向ひ是を何と思ひして無作法なるて
太宰府へ左遷せられし三条公の御帰洛なし給ふ処なり何とて
無礼失敬なるやとの言に彼の武士ハ一向に三条公に一行とし辞へれ
意外の無敬をなさん働けりとて既に路傍に跪頭して罪を謝せり
とも一行の壮士八弟や抜刀せんとの勢なりしか一男ハ是中に入りて
否刀に御勘し遂に難なく事済みて随従して謝せるをもて彼武士の
急難を救ひしや為めて公等の為めが何分にも揚り萬しと見るより
一男ハ大声に上げて神とぞ是との道直くに都の巷に行くへきに左そ

罷越しの無礼と高村の物りを謳しにれ野心ありて出奔せり（三条公ハ聞て）
一男翁ハ此れて清浄潔白なりとの一言に三条公ハ感じて賞を与へさ
せ給ひ一男か手を執りて礼謝し丁寧ならしかとの思意厚けれ
なし随分堅固にて老の齢を保つへし縁もあらハ再会せんと
て左の言葉の和歌を賜はりけり　養老

都よりはるとと宰府の宿を立出てけるに一男翁
の関屋まて送りきてこゝろ迷ひなとうちこゝろ迷ひを別れ
を惜しみけるを祝けるに

老をちかへる和歌をと惜みると老人の
翁をこせしたるを忘れをし　実美

かるかやの関に人この送りけるに
送り来る人の情をかうむりしさに

と返し賜つり又た同宿には藩用を帯て京師に到るの路次愉も婦し公等の滞館せられしに其草に公等の旅館へ来りて謁見せりと公等ハ以意らく今此地にて吉井へ遭遇せしハ実に天幸なりと窃に公の従臣を同伴し京師に赴き京師の形勢を察知し薩州の藩論をも偵知す可きの便を得せしめなハ何の幸かあらんものと即ち其意を以て吉井に告く吉井は直に之を承諾して疑ハ爲めに公等に對するに薩州の信憑を厚からしめたりと故に公ハ土方楠左衛門及中岡慎太郎の両士に命し吉井と共に京師に到り前途の形勢を視察せしめたりと

さとをかしひる旅萱めせき

第十五回

三條公等の詩歌

三條公の一行が筑前太宰府へ長州より移らせ給しハ元治二年乙丑正月十五日にして仝廿七日宗像郡赤間村へ着せられ仝二月十三日同所を出立し木屋瀬へ一泊同十三日延寿王院へ着せられ慶應三年乙卯十二月十九日同所を出発にして太宰府へ駐らせ給ふを凡そ三ヶ年十ヶ月と七日なり維時三年間に於る公等ハ時事に鬱れ日月に連れ風懐の情挑湖風流の情溢れて詩歌となり残せられたるを見聞に従ひ輯て玉西の附録に放をして十中の一をねるに過さるなり

安芸伊…

花逗白

、そなよられ花まそ明くる花の山

わきゝ春日をいつゝ経はゆらん

月前花

、散ゆまちて手折おきし花枝

つゆまろほろふ花の佛一枝

遠山同

、やえふ山の棚びく雲の跡ゝ故え

霞ほとも白ゝえなゆ

雨中同

、春雨の霞を晴ゆ桑櫻の花

いろ香もしけれや増り鳥

雨晴中同

、まかすハ新る櫻のおもとに
やとりて散まる心をもみん
閑路花　景
△さかり成山もとの庵をとふ人のくれ
ハ室に名をも負つ庭かハの関
落花
、嵐と
あかぬあらは一木の櫻をやなりぬ
花見に帰る麓の數さへ
水上同
、ささそいれて流は散浮く花かれハ
あきて捧させ隅田川守
名所花
△白妙の雲も嵐に立消て

追而[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
武士のみち
[illegible]
[illegible]
四月[illegible]
[illegible]　金三
徳右衛門[illegible]
二月時下[illegible]
[illegible]
[illegible]

よろしく御得たまわり中上候 私共より申上候 前の

御断は堆朱楊成へ

所にハ堆朱に相成候故 文書を以て御届申上候 然る所 此者ハ

茂村方ニ而も いよいよ相成候 右之通 申上候

餘り木へ上ヶ候ニ付而ハ 私共ニも 木島ハ 不得止 差上候

此段申上候

十二月　　　　照降人

木島翁御挨拶

此表書御尤ニ存候 此度私共ニも仕候所 代官へ

不案内村方へ下案 [illegible] 呼出 近引 当時 園田

より木村健三郎 [illegible] 右衛 近引 今日ハ来

其事に 著述第一 之候ても 偽 [illegible] 作り候

り三田荘御案内をよろしく此中申上候 御前へ 此段任

候以上

照降人校　　　　木島五郎

然ル所右之證文 [illegible] 陸地ニハ 此段 [illegible]

御存 [illegible] 実ニて 全 [illegible] 傳世 [illegible]

其已前 [illegible] 全一 [illegible] 山 [illegible]

追々 [illegible] 此 [illegible]

何分 [illegible] 前書 [illegible]

是迄 [illegible]

候 [illegible]

候 [illegible]

九月十六日 [illegible] 四百七十 [illegible]

照降人校

以飛札致啓上候先達而者御安否奉伺候処御[illegible]
之三月廿日付之御状[illegible]然者此度御付届一品
儀ニ付御願[illegible]
候て者[illegible]
尤当[illegible]
其[illegible]御国元[illegible]今日八日[illegible]
[illegible]
[illegible]
十四日　野村[illegible]
[illegible]様
尚以[illegible]

尚[illegible]

林田與七郎[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一中川宮又薩州ノ為ニ尽ス所無ク頗庵 御気ヲ揉ミ
然ルニ諸侯ヨリ還職シ 遂ニ無縁ノ不首尾ニ
相成ニ付キ中川ニ帰リ候処 侍従被仰付 将軍家
御承知ノ旨追テ御沙汰有之 以テ是非御勤メ
有之候様御沙汰ニ付 追々御勤被成候事ニ相成
處候得共亦ハ
一 正親町三条殿御主中山侍従殿へ内々
申入候処 御承知ニ付 御参内有之
御所ノ事ニ付
一 隣ノ御方ヘ至リ 右ノ事
被仰付 御参内 無之候 但シ 御返事

段々ノ江戸御城ニ付御評定也
一 島津家 中川宮様ヘ御願ニテ 薩摩隅州 侍従ヲ
又ハ長崎表 奉行ヨリ 御沙汰ノ儀
一 肥前侯 鍋島 将軍家ニ 御面会ノ
其旨 御請申上 御沙汰ノ 御事
以上 右之通 御評定ニテ 御時節
以テ 御意 御請申上 御沙汰
且 御前ニ於テ 勤王ノ事 長州ノ 御事
何分 御承知 御沙汰 無之 御前
七卿 ノ人々 又 御沙汰 御座候
右 御 御沙汰 有之候
計リ 御沙汰 御座候 一 宮様
七卿 ノ 御沙汰 肥州ノ 御沙汰

之儀申上候処承知之旨申聞候ニ付右ニ而相済
[redacted]篤と相考候処第一ニ者折柄兼而
然上者右ニ付連々申談候而致承知候
当月ニ者先月中より申上置候仕合ニ御座
右之通之儀今日以書面御願申上候處一段
御座候ニ付此段申上候 以上
九月廿日　中村日向
松前少将左衛門様
服部良右衛門様

廣島
生田隼人公　当番
川路三左衛門　石川邑之
石川佐治右衛門　吉田右京
杉浦兵部

北側
　北側
　前人

石川作兵衛　小坂彦左衛門
宮崎又兵衛　吉原源十郎
松井市左衛門　[illegible]
　松井九郎作
　　松井己四郎
備後守
毛利伊勢守　高橋要人
松本大隅　井上主税
毛利将監　毛利出雲
毛利敬之助　毛利筑前
宍戸備前

一高弐百三十石　　福島市作

右秋田藩代々嘱江戸御奉公中村権之助

兄介弟同人家来陸州表へ罷出し秋田御家来

候を以て不容易罷越し候由ニ付候至極候

禁を犯し自己と其旅出候而已ならす御外

聞も憚りし始末急度上を不憚所行言語不

届之到りニ付之ニ付…島へ流罪申付候

一高百石　　月岡梲

不容易儀有之候ニ付御家中御直書を以江諸

家来ニ至迄相家気不相立候へハ不穏企以忍一心を

御し…之…至急…意…

上り中収…行…

牧主郡…申付候…

右之通付リ差出

酉五月廿日

一高四百石　　中村権之助

兄介之弟同人大館御家禁を犯し出奔致し候

致候不容易罷し…

陸出奔之…不…

此仰付之四石候不…

…

…

付候…而不…

此儀…此仰付…

…寺不仕…

中給

西五月[illegible]島[illegible]

吉田[illegible]

此度[illegible]行[illegible]

不得[illegible]不行[illegible]

[illegible]

同[illegible]大[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

上[illegible]不[illegible]

[illegible]

此[illegible]

仍[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十月朔日　佐倉右衛門

[illegible]

中村條右衛門殿

[illegible]

大千[…]

戊申[…]初[…]

同[…]

代 巳 庚 申 丑

[…]文[…]

寛[…]

楊[…]庵

紅

嘉永六年癸丑六月三日ヘルリ浦賀ニ至ル

丑ノ翌寅安政元年正月二日ニ至リ[…]神奈川ニ至ル[…]

三年丙辰七月二日米[…]下田港ニ[…]

将軍ヘ謁ス

四年丁巳[…]中[…]

下田ヲ[…]同年十月江戸ニ入府シ[…]

安政五年戊午[…]亜国條約[…]

ソ[…]井伊大老[…]

萬延庚申[…]

文久二年壬戌正月十五日[…]

[…]三月三日[…]

安政[…]

[…]

十二月廿八日夕七ツ時比ヨリ出火

一 三月三日 桜田

萬延元 庚申

四月廿八日 中将公御帰国

同七日 同右[illegible]

文久二 壬戌

三月廿五日 中将公出府

四月十九日 大殿様御下り 同[illegible]

九月廿八日 中将公[illegible]

癸亥八月十八日ニて[illegible]変アリ

同十月廿日夜 [illegible]公ハ[illegible]ノ者ト共ニ出張リ[illegible]

長州[illegible]ノ兵ハ二十日[illegible]へ[illegible]

二十五日[illegible]

十月廿五日[illegible]

十一月十七日[illegible]

十二月[illegible]

同日[illegible]

同日[illegible]

十[illegible]二月[illegible]

九月[illegible]

十月[illegible] 世子[illegible]

九日[illegible]

青木昆陽当年身也
右先ゟ夜伯備侯表江戸川へ来ル
此日木ゟ打れ申候
梅屋ヘノ此地八不審敢ゟ
是八楊柳故ゟ
速記抄前中サ十ノ切咲八日中ゟ梅花見
東堂先へまゐりてすとて
ふのしてゝ錦の太付あらいヘ
さしめさまする七郎花かゝ
[illegible]
是一切の物くれにて[illegible]
舟の雲井よりの清き花もれ
[illegible]
[illegible]

先生ゟ法花同道弘島前来いたし
[illegible]
[illegible]
同様ゟ心底[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
一[illegible]
一[illegible]

何慶未此之三ヶ条
ニ相心得候　右條々堅相守可申ト存候
　　　　　中村
四月廿六日　　　　印
山本
寛政年間
様

覚
一　諸藝之出精弓馬槍剣鉄炮游術之藝士之
　心要術ニ而可相嗜事者勿論ニ候共
　是等之儀ハ寄進ニ而上ニ至
　如此之諸藝ヲ專ニ心掛
一　朋友之交ハ實意を以相心得候事
　己を正敷人を憐ミ
　諸藝を好ミ偏頗を不致
　平生之行を慎ミ士之上下を不論
　是ハ勿論士之道也

こゝろもし士と八離中慕敷経営ハ心にせしと
兵の士と一節
おもし陳さしせず是非
あな夜半四月下院　中村円之丞
此事外し不
一　時
中村

遨遊何必故人思　壮士從來軽別離　注仲昌
白首年及十壽半能く古稀
臨別　寄示
此奴也娯たる時々認　己未四月
有国不能見有家
不能行　不行世不見君戦玄一生我眼世
極誇示八塔世待君胜此得倍戒成處處
お欲不お得一言説我於世間何民者陵忌
又從教武保公用戯我是前很見其同見不見
名之回應可及方於在用守言

小生病因[illegible]日[illegible]平 適患腳疾
困[illegible] 勝[illegible]己未三月上浣李[illegible]
董[illegible]
哭
西山世兄[illegible]
我如兄眼[illegible]
休道[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

石心松操

陸軍大將右大臣兼議定官二品大勲位熾仁親王

筑前　江嶋茂逸編纂

題額

嘉永安政以還外國使臣屢來請通信互市
幕府擅締盟於是朝野志士發憤激勵競
唱尊攘講名分而幕吏專橫政令不擧天下
倍多事元治元年甲子七月長門藩兵擾輦下
幕府興征討師而薩摩藩與長門藩不相善
加之歐米艦船出沒于邊海內憂外患並至禍機
將不測焉筑前藩志士竊相謀謂薩長雄鎭
而猜嫌不容恐將不利于國家因百方周旋為和
解之地與薩藩謀說征討總督與長藩主遂

祭文

嗚呼乙丑之歲我福岡藩志士之殉難予不復忍言也盖流竄殺戮之慘不可以名状也自古姦宄之從害忠良之士羅織百出何其甚也惟明治十七年十月廿三日社友柘岡與志士之遺族相謀恭営其二十年祭西島種美謹祭故友志士之靈嗟呼我殉難諸公生存於今日大展才力以各得其志我福岡之幸福不可勝言豈唯福岡之幸福而已哉可謂國家之幸福而已矣志不遂而罹奇禍就死地誠不堪遺憾也然人生誰無死生前之窮通得失豈足輕重乎唯痛惜者抱利器竟不能供國家之用況忉烈芳躅湮滅不顯於世觀近史來所載如我志士之美許

夔。

逸事、嚮措之、薩長調和、公卿移轉、征長解兵之
類、其主唱先鞭、最有関係維新之偉業者、謬傳
失事實者亦頗多矣、蓋以識當時之情況者鮮
耶、獨蒲生氏之近世偉人傳紀我志士之言行較覚
確實、足為我志士吐氣、及論元老院議官東久
世公之碑文、有明治中興之偉業、蓋胚胎于此時矣、
又薩長調停之功、遂欲一簣等語、公曽經歴艱
難、當時之情況、固所目撃、乃其言固足以炤燿千古、
地下有識、亦以可瞑矣、嗟呼我殉難諸公、雖生前不幸、
素志不遂、以罹奇禍、就死地、當時主唱之功、固非細少、
又東久世公之文、備得其事實、於是功烈芳躅大顕
於世、非所謂天定也者耶、嗟呼今日會集之諸子、皆
與我殉難諸公當時同其志業者也、如不肖種美雖幸
全首領、亦曽隨驥尾奔走者、今臨祭奠、豈無
今昔之感乎、聊陳辞、以當神髣髴来享、

明治十七年十月廿二日

醜石散人 西島種美 敬白

1.2の順序で
分割撮影

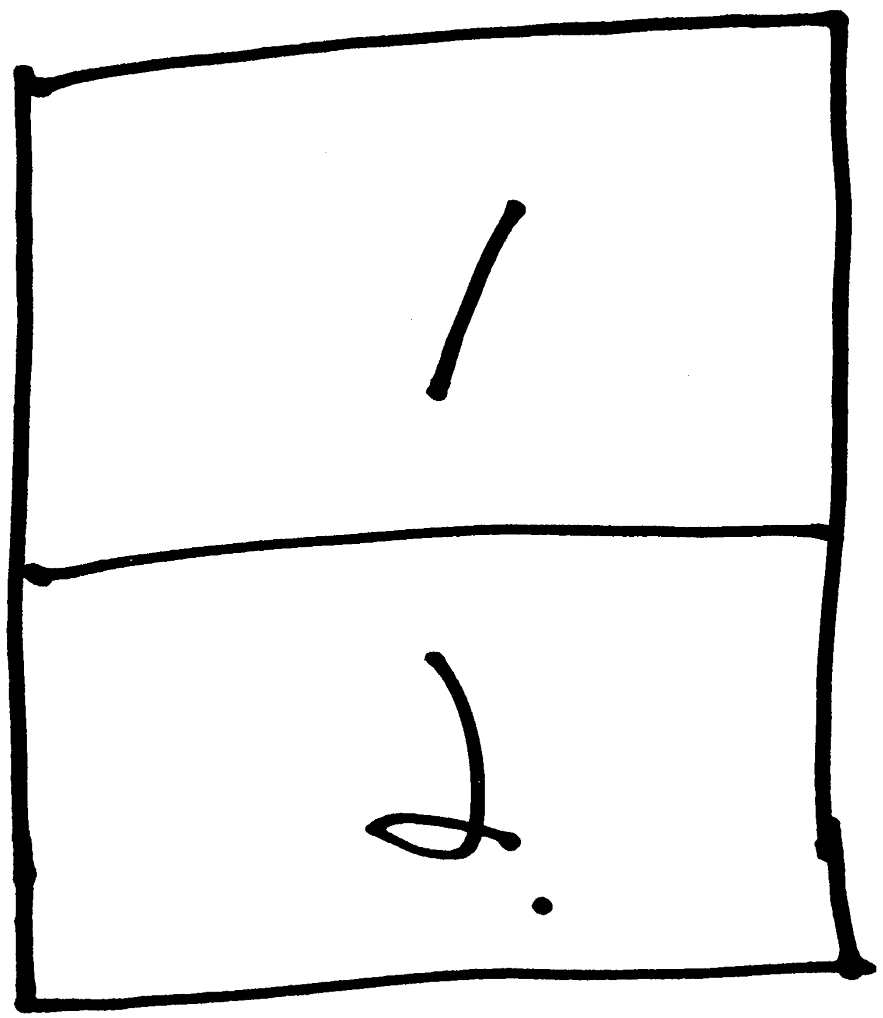

○太政大臣従一位三條實美公

筑前めかし乃
珂雅志古乃拾瑰なかは
國乃さめこゝろ都くし乃人乃為なき
ちよのまつちよ千世よくちゝせし

○正二位 元老院副議長東久世通禧公

秋感懐
いまさ羅上毛乃秋かをり山出て
さかえるあまりかたかな

○壬生基修卿

秋感懐
故さら乃色のよにあるかなかて

○ 太政大臣従一位三條實美公

筑前のくにの

殉難志士の招魂祭に

國のためこゝろ都くしゝ人の名を

ちよのまつりそ千世もくちせし

○ 華族伯 正三位元老院副議長東久世通禧公

秋感懷

いまそ雅に驚の秋のおもひ出て

よそにしてあまる月のかたふかな

○ 壬生基修卿

秋感懷

むらさきの色のにほひあかゝれて

いろまさる袖さへそかゝる

四條隆平卿 隆謌卿ノ嫡

○

秋日感懐

武士のさゝけつくしの紅葉こそ
ちりても赤き色にそありけれ

西三條公允卿 季知卿ノ嫡

○

秋日感懐

なへて置秋の草木の露よりも
さらにしほるゝ袖の夕露

宮内大臣從二位土方久元公

○

秋日懐古為故筑前藩殉難諸士

美人天末暮雲愁　只見芳名千歳留
當日血痕應化碧　一杯遙酹紫溟秋

正從四位黒田長知公

○

ますらをか國のためにとつくしける人のまことは
ゆきかはるとも
とこしへにしめす千代のためしなれ

秋懐舊

秋されはおもひそいつるいにしへの
はかなくきえし玉のあとをは

元老院議官從三位渡邊清君

○

辛未秋日感慨

新見皇恩及白頭　回頭往事夢悠々
武城落日映呉眼　生野悲風泣楚囚
黄菊摧殘香未散　丹楓歴乱錦空流

いろまめのこゝろ袖さへそめかな

四條隆平卿 隆謌卿ノ嫡

秋日感懐

武士のさゝけつくしの紅葉こそ ちりても赤き色にそありける

西三條公允卿 季知卿ノ嫡

秋日感懐

なへて置秋の草木の露よりハ そゝくしくれそ袖のまさる

宮内大臣従二位土方久元公

秋日懐古為故筑前藩殉難諸士

美人天末暮雲愁　只見芳名千歳留

當日血痕應化碧　一杯遥酹奠眞秋

従四位黒田長知公

筑殉難志士

二十年むかしの秋ハきえしかと くちせぬ名こそ千代のためしに

秋懐舊

秋さらに物おもひそふいにしへの はてしきこえし人の跡とへは

元老院議官従三位渡邊清君

辛未秋日感慨

新見皇恩及白頭　回頭往事夢悠々
武城落日映呉眼　生野悲風泣楚囚
黄菊摧残香未散　丹楓歴乱錦空流

豈無泉下百年感　即是功臣領爵秋

那珂郡警固村
筑前　醒庵　西畠山　種美

弔殉難志士

起拝祠壇下　呈詩代酒漿　抛書歎季世　弾
叙唱勤王　松勁千秋節　石堅當日腸　疎才
我空在　感泣仰餘光

誦經聲絶馨聲残　危坐焚香心自酸
精舎寥々人去盡　閑庭古樹夕陽寒

ゆ鬼かりし時ゐにぬれて行袖なれ
ちりし山かしこきみよ今日かな

仝

福岡市養巴町
筑前　倉八　隣

仝

従容就死壮心酬　香火已過二十秋
まもるもいさをしたるのみ……
義魄忠魂猶在此　幽冥誅賊護皇州

仝

拝跪靈前告祭祠　偖然懐舊擧頭遅
只聞千代松林裡　猶有風聲似往時

福岡市養巴町
筑前　自適齋　松浦　格

弔殉難烈士

二十星霜幾変遷　回天偉業殺身全
手携帶帛昇壇上　頻聞秋虫吟砌邊

国のためつくしゝ御いさをはかみと［illegible］
雄たけひのたかき手向の声も揃へ［illegible］
花さきし其のはきみがけいの秋［illegible］ 読む

弔殉難二十三年祭　鎌田昌寛

雨なせし山かしのきしは清てしらむ
まこ光りはそれ神のよかな

糟屋郡唐西村
梅庵
読む　椎庵　矢野幸賢

秋日感懐

故人辞世没黄泉　己歴星霜二十年
即感秋風金氣旺　悵然懐舊對蒼天

又

忠良欲報国家恩　忽遇奇禍何歎究
卓矣名聲永不朽　松風明月弔幽魂

糟屋郡宇美村
読む　久野嚴也近賢

弔殉難同志者

消えしにほひしあらの起めさめて
なみてそつくのまなむ

御笠郡太宰府町

全

過雁天寒没暮雲　其聲蕭瑟不堪聞
秋風十里松間石　高表誠忠報国勲

読む　椎峡　小野隆助

一ト霜の色も落葉をみては秋の色に
そまぬや松の操なるらむ

種田柳本町

讀方　篠蹊郡　保宗

弔殉難烈士廿五年併書感

誰持漢節立胡塵　従古如文事苦辛
一夜風霜鬢髮白　空懐廿五年前人

讀方　福岡市小性町　竹坂　宮本茂任

弔殉難志士

妖氛四鎖苦難收　一片精忠死不休
石是心腸松是操　崇碑四字照千秋

秋日懐舊

ますらをのあかきこゝろ語りをさめのこれは
ともみちもさかりちりて色なかりけり

秋霜に研くかゝみの清きかけは
きえてかゝやき語りのかゝみあるなり

讀方　福岡小性町　宮本　保

招魂祭有感

含生取義丈夫膓　志士當年樂釼鋩
扼腕曽歎皇綱弛　留魂長護國家光
世間萬劫英名顯　地下千秋俠骨香
祠畔祭終人散盡　松林十里綠蒼々

讀方　福岡（一宗像宮祠官）　江上　澄

秋日感懐

真心をつくしゝ人の形見とて
きこえしむかしのあとをとふもあはれ

吹風に松の一葉のちるを見て
むかしの秋のしのはるゝかな

福岡

筑前 尾上榮孟

仝

ミし城もいまはあれはて秋の月
昔の涙にそてそ時雨る
建武てふ世の手向の紅葉かな
さくらの色のまさしはかりに

高知縣（福岡縣官）

弔狗難烈士

土佐 荻泉汎愛

ちりてなをまさしきぞ久なはさくらなれ
やまとたましひのうねてのさかしで
海山をみつく屍ははくしけれ
なみよりたかく名をぞあけにける

楠木縣（福岡縣官）

下野 雪華 那須均

弔狗難志士

欲弔忠魂泣鬼神　長松々下雨蕭颯
秋光最是淒寒夕　淚灑當年殉国人

神垣にさゝくる神幣（帛）も以つしかに
まめりてさもしるしの蕭

豊前（福岡縣官）

弔殉難志士　豊前　車水　堤　猷久

嗚呼宜祭祀　烈士國藩垣　名署千秋
史　自酬累世恩　勤労知義膽　墳墓表
忠魂　不獨蘋蘩典　英雄灑涙痕

大分縣（福岡縣官）

豊後　吉田　實

秋日感懐

あき来れはいろ〳〵落るきのよくを
袖をそぬらすち寄のなみたに

熊本縣（福岡縣官）

肥後　墨山　平岡則孝

仝

風物與年幾變更　秋来人事又多情
東園孰弔松間背　品評汗青自後栄

もみちする秋の衣をうつしけり
ちりしものゝ心かなしき

佐賀縣（福岡縣官）

肥前　園　飢

弔殉難烈士

有蹈道而不顧軀　千秋日月照西
誰知溝壑硝烟外　一死先人是丈

大分縣（福岡縣官）

豊後　安東彦五郎

仝

曽於難留日暑論　烋来鬚髪覚霜新

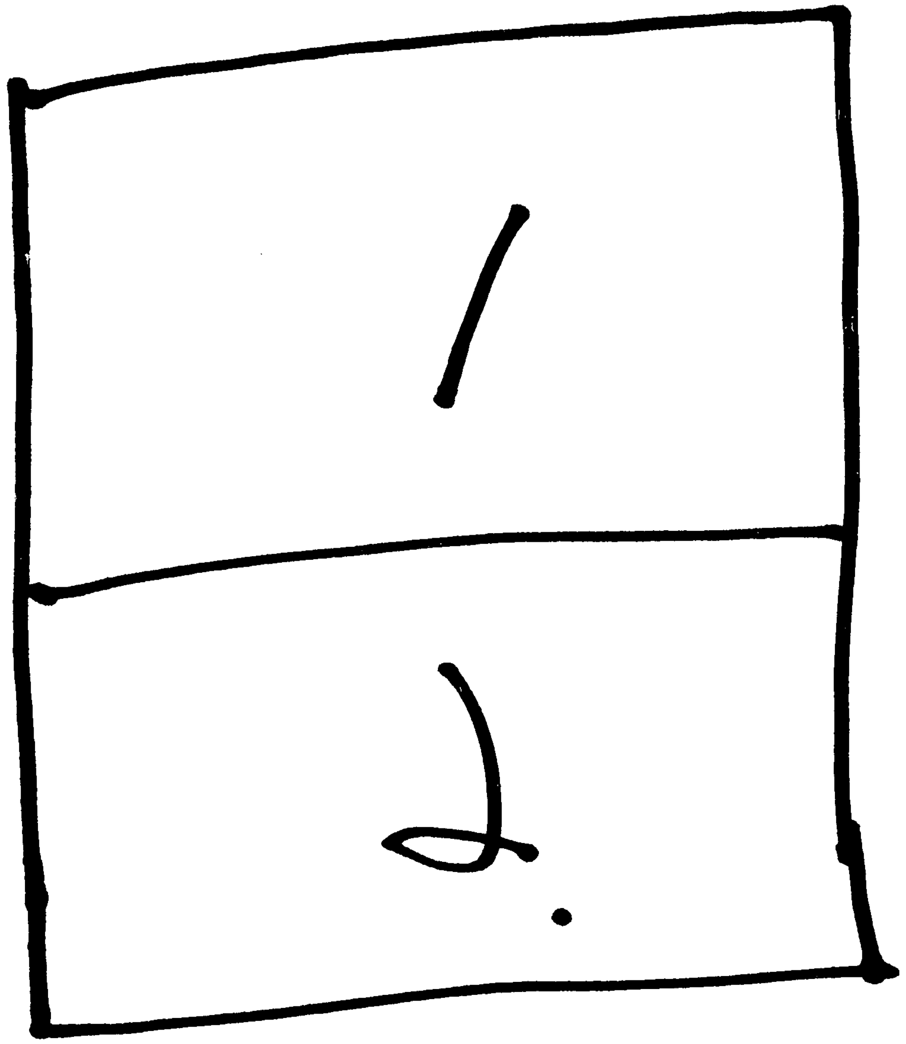

1.2の順序で分割撮影

颯風無限悲涼涙　拜弔當年殉國人

高知縣（第三十八國立銀行社員）

寄　西村秋城

弔殉難志士

雄士高墳妹暮天　跡松林裡萬燈懸
浮沈世海前朝事　今夕招魂已廿年

筑前　福岡市橋口町　岡部豫叟成明

秋日感懐

あたにちる君のあきを思ひて、
ともにそてのぬれぬ日はなし
いかてありうけしとやみんまつとゐ

まつるけふ、ゆ付君の下かけし

福岡西葉松町

弔殉難烈士

筑前　東軍平小野新路

國家艱難紛一時　委身白刃任天知
勿將生死論成敗　生死從来非所期

筑前　福岡　城武洸

秋日感懐

當日輕身為國亡　追思幽恨涙沾裳
松間寂々人何在　只有鐘聲送夕陽

筑前　福岡　吉良息到

あ

秋の
あまつ
天津日の

烟難志士
…妹暮天　蹤松林裡萬燈懸
前朝事　今夕招魂已廿年
筑前 福岡 橋口町　岡部豫叟 成明

日 感懐
ちゐるのあきをそ思ひて、
らにきてのぬれあと日かけ
くらいしとやみんなつくゐ

…うさい、汝附若の下かなも
福岡 上名島町
雑 頭羽王 筑前 東寧小野 新路
難後一時 無身白又任天和
論成敗 生死従来非所期
筑前 福岡 城 武 洸

日 感懐
為国之 追思幽恨涙沾裳
人何在 只有鐘聲送夕陽
筑前 福岡 巻良恩 到

秋の雨かくらさりせは菊の花
あまつほしとし仰かれましを
實住明尊れ
實住志まふ
天津日のかくやきてこそもみちをあめ
あかきすて[illegible]ともあしかれにかに[illegible]

颯風無限悲涼涙　拜弔當年殉國人

在高知縣第五十八國立銀行社員　西村秋城

弔殉難志士

雄士高墳祭暮天　蹤松林裡萬燈懸
浮沈世海前朝事　今夕招魂已廿年

福岡市橋口町
筑前　岡部豫叟成明

祭日感懐

あたにちる君のあきを思ひて、
きみちにそてのぬれぬ日はなし
いかにするわしとやみんまつりそめ

筑前　城武洸

祭日感懐

當日輕身爲國之　追思幽恨涙沾裳
松間寂々人何在　只有鐘聲送夕陽

福岡
筑前　奈良原　判

弔殉難烈士

堪咲世上言論士　謾古謾推之傑功
誰識斬頭壊裏血　化為一点國旗紅

又

落日西山之西竿　青龍樹上雨痕残
招魂社畔行人絶　断雁一声天地寒

福岡素町
藤野直路

秋日感懐

蹇々匪躬節似金　自從湯鑊使人欽
當年英傑石苔面　落日秋風感慨深

福岡濱町
中村譲

秋日感懐

秋毎に色花は今もまぬけれとも
過にし人いかへらさりけり

福岡小姓町
水野迂叟

弔殉難志士

愁殺當随王者師　今年無事弔金碑
峯烟撃劔伏追福　泉下忠魂知不知

福岡濱町
中村確

弔殉難烈士

紅葉も
いく秋か

弔殉難烈士

堪咲世上言論士　漫古讒推之傑功
誰識斷頭場裏血　化為一点國旗紅

又

落日西山之面竿　青龍樹上雨痕残
招魂社畔行人絶　斷雁一声天地寒

福岡春吉町　岩野直路

燈下感懐

寒之匣劔節似金　自從湯鑊使人欽
當年英傑石苔面　落日燈風感慨深

福岡濱町

紅葉も袖
いく秋か

燈下感懐

中村讓

秋毎に色花は今もまねけとも
過にしくいかへらさりけるを

福岡　水野近叟

弔殉難志士

愁殺曽隨王者師　今年祭事弔金碑
叙術雖追善　泉下忠魂知不知

福岡濱町　中村確

弔殉難烈士

難烈士

論士　潜古讓推之傑功

墳墓　化為一点國旗紅

竿　青龍樹上雨痕残

行人絶　断雁一声天地寒

福岡青木町

感懐　哀世歸直跡

似金　自髮湯鑊使人鋏

苦面　落日狂風感慨深

福岡濱町

紅葉も備そあくなるなきあとの

いく秋かけてにしきなる身

松田　餓足人

感懐　中村　讓

花は今もまぬけとも

くいかへしきりけなき

福岡　水野迂叟

志士

者師　今年無事予金碑

追善　泉下忠魂知不知

福岡濱町

隨

兒女能知讀古勳　山河帝業一推君
李花經雨空飄碎　蘭蕙得霜忽亂紛
名利挪田孤貞節　忠魂長護九重雲
昔時人没今何在　月暗松林避涙墳

福岡地行
藩　道進　宗盛年

弔殉難志士

俯思往事意悠々　東萩往行雙涙流
沙白松青無所見　秋風琴々夕陽幽

又

倚藜秋晚立碑前　終讀數行涙作泉
綿恨東山月將上　浮雲黯黮似當年

福岡
藩　秋月　吉田利行

秋日感懐

蒹葭霜落漠胡塵　誰鑑堅冰事早陳
漢室將傾擯黨議　江河々異泣孤臣
忠魂不照東方月　錦到終回北闕春
轉眼滄桑悠如夢　時平倍見思伊人

福岡
藩　鴨嵜　吉留洞雲

秋日感懐

日没林邊晚色殘　人空暮畔雁聲酸
秋風今古無疆恨　品得忠魂一片寒

福岡萱子町
弔殉難烈士
族　臥雲　廣田田龍
北海在瀾動地来　一時粉砕棟梁材
追祠今日儼如在　旨酒蘋蘩尚饗哉

秋懐
白露さへ情なし人の世を
おもへハ悲し秋のゆふくれ
福岡
族　鷹取琢磨

弔殉難志士
憶昔綱常紛乱時　一身殉國護皇基
自今忠烈光千載　心事分明松操碑

福岡地行
族　辛島並樹
秋日感懐
十八公容霜後露　一千年色雪中深
偶吟此句寄姝懐　何似區々勞我心
もみぢまさるつたなきはきからら
ちりもやちらさくみ代のまつかや
福岡橋口町
族　雲闌　矢野吉士
招魂場墓下作
舊有鳳皇獸有麟　萬物之靈無衆人
東西楠菊共絶倫　王臣蹇々犠其人

雨後星霜六百春　正氣尚存久沈淪
蕭門小松幕府賢　勤王大志勢難伸
建胡華出空若辛　終身嘗膽如伏薪
此節男兒名壓邑　時運未到帰委塵
招魂場裏純忠臣　正氣未曾讓前人
新舊忠魂長有神　應瞑即今王政新

仝

福岡　潤松　川端俊達

盡忠報國誓空君　擲俗風霜莫敢遑
世路崎嶇顛又起　鐵肝壊旣奮如狂
寒窓警屐巻人千古　熱血濺花夢一場

欲雁舊懷揮禿筆　横秋雁字不成行

三九

福岡　勝野猪之郎

弔殉難志士

招魂祠外彩旗颺　十里烟霞感信長
清議屢請斬馬劍　忠雄曾養揺山膽
永存四海美名廣　不復千秋死骨香
一片丹心何所似　熒然寒日白於霜

中村昆八

もみぢせめや秋の木の葉とちりし身も

紅葉あし葉しはかきさし御ハ
もろ人のかくみなるちくいく秋の
おしよかりなきなからおとの露

志のひてハ今もむかしもかへるての
あてあかきちるもとこ見へし

此旅男兒以國[illegible]　時逢[illegible]

招魂場裏弔忠臣　正氣未曾讓前人

新奮忠魂長有神　應瞑即今王政新

福岡

參謀　澗松　川端俊達

仝

盡忠報國誓蒼君　櫛浴風霜莫敢遑

世路崎嶇顛又起　鐵肝壞屍奮如狂

寒簷展卷人千古　熱血濺花夢一場

欲寫舊懷揮禿筆　橫秋雁字不成行

三九

福岡

參謀　勝野猪之郎

弔殉難志士

招魂祠外彩旗颺　十里烈風感信長

清議屢請斬馬劔　忠雄曾養拔山膽

永存四海美名廣　不復千秋死者香

一片丹心何所似　熒然寒日白於霜

中村昌八

もみちせめや秋の木の葉とちりし身も

紅葉あに集し ゆかきさし路ハ

もろ人のかゝみなるらんいくさの

[illegible]

あのひてハ今もむかし かへるての

梢にあかきこゝろをそ見る

浪華ゐいそし [illegible]

とこちたに苦のいきをとゝめし[illegible]

あかきちゝ路のこちかくもらすし

雨後星霜六百春　正氣凛然久沈淪
燕門小兇幕府賢　勤王齋志勢難伸
東湖筆出空若辛　終身嘗膽如伏薪
此翁男兒名匯昌　時運未到帰灰塵
招魂場裏純忠臣　正氣未曾讓前人
新舊忠魂長有神　應瞑即今王政新

福岡　澗松　川端俊達

仝

盡忠報國誓蒼君　櫛沐風霜莫敢遑
世路崎嶇顛又起　鐵肝壞偲奮如柱
寒窓螢屋巻人千古　熱血濺花夢一場

欲雁舊懷揮禿筆　横秋雁字不成行

福岡　勝野猪之郎

弔殉難志士

招魂祠外彩旗颺　十里煙硝感倍長
清議屢請斬馬劔　忠雄曾養撥山腸
永存四海美名廣　不及千秋不朽香
片丹心何所似　熒然寒日白於霜

秋夜感懷

劉霞人情良且為　蛇作虎夢波驕崖海
孤舟月西暗城山　老樹雲音信切爲臨
手顆訪知物議善　搖分風落落葉攪

起○

心緒一夕秋声之亨例

福岡 藩士 島村謙

秋懐舊

なき人のおもかけとゝめきくのけさ
さかりのみ代をみてぬれにけしき

福岡 藩士 思齋 中島 耒

弔殉難烈士

神州正氣歎寥々　兇賊擅権戎狄驕
振起挺身論國策　辛勤唱義答天朝
浮雲翳處生餘類　白日晴邊功始饒

懐舊偶來松蔭裏　旋風千載仰高標

福岡 藩士 井上 清耳 良蔵

秋日感懐

過きし日の秋をおもひいつれはめ
ものあはれなる世のなみた

福岡 藩士 大津 德太郎

弔殉難志士

万株青松秀　葱々塵埃絶　中祀殉難士
酒盡酒肉潔　想見當時憂國情　唯取大
義不顧生　一時從容爲冤鬼　魂魄長留護

皇城
皇城今日藹瑞氣　天家赫々日盛熾
噫嘻諸士須瞑目　千歳維時尊王志　今吾敬
粛弔忠士魂　諷々松風似欲言

福岡地行
参　嬰香上野友五郎謹

弔殉難志士
志士逢迹感更深　旌忠祠畔獨沈吟
追懐往事奠蘋去　満目丹楓照我心

福岡
参　水野遜

仝
無限西風夜氣清　悄然回首也傷情
憐看十里松林裏　月照千秋烈士塋

福岡
参　西里吉太郎

仝
十里松至木葉鳴　招魂場外寂無聲
石碑林立夕陽裏　往事感懐不耐情

福岡新大工町
参　横川定道

秋日感懐
とたゝせの君か杖のやまかに
ちりしもみちと枕かもしむれ

福岡

村田訥郎

弔殉難烈士

一身甘死翼皇基　赫々英名天下馳
十里青松表忠節　依然翠色歳寒時

福岡　平洲　宇田晋[illegible]

仝

勤王義烈一志偏堅　大命何辭為國指
竹帛留名千載後　蘋蘩設祭十年前

一條白旆明治月　十里松青漢帯烟
遺憾何堪我斗晩　空将無酒吊英魂

福岡　[illegible]

天野朝太郎

第烈士二十五年祭

散てうせしあかきまことの紅葉は
猶よ後は代の秋に照すらめ

福岡　吉田七二郎

烈日書懐

成敗當時莫遑顧　捨生取義是剛腸
請看十里松多色　留得清操傲凛霜

福岡　吉田きん子

烈懐舊

手向する言の葉の露けさは
君の秋にかはらさりけり

福岡
旅か　青柳豊太郎

秌日感懐

秌風撼樹葉成茵　雨到渡林難托身
獨有高松奇節在　緑陰蓊鬱蔽行人

福岡
旅か　栄田矯

殉難忠臣二十五年祭へ手向く

なき魂のやゑろえりや冬野のゆき

福岡天神丁
旅か　蓑州松隈漸

弔殉難烈士

亮々誠忠烈士祠　人間可悵白雲涯
日没黄泉名在帛　魂散碧空此留碑
松影帯霜増晩翠　蟲声咽月獨傷悲
屈指二十年前事　凄涙漣然有所思

福岡
旅か　樋口傳延

秌日感懐

落木寒蛩月若霜　招魂場外引愁長
誰知當日精忠士　一死長傳千歳香

福岡
旅か　かや女

追祭へ手向く

啼ヶ里にきつらさいのりやもみの月

福岡　藩士　三原恕平

弔殉難志士

霜露降催悽涼情　忽聞本日招魂営
熟思既往涙霑袖　奉奠粛然致寸誠

福岡　藩士　三原五郎

旭日感懐

二十年前懐賤臣　丹心報國義是淳
秋笑感哭空回首　霜降墓松晩翠新

福岡

旭日感懐

山の端の浮雲ともれてあきらさす
天の戸きよき月を見るかな

福岡　藩士　有村来

弔殉難烈士

取義須就死　従容軽似毛
清風穆々高

福岡　藩士　蘆樹安永小太郎

弔殉難烈士

福岡　藩士　十里松林上

福岡　藩士　梶原虎次郎

松柏逢霜碧益青　追懐往事涙空零
英雄断首場前血　化作石心撃節霊

藩士　福岡　萍泉（一姓名未詳）

弔殉難志士廿五年祭

断腸へすくてもなほあまりかな
ちりしほれし秋のあはれんかきりは
紅いぬに白き紅葉のますらをか
冬の手向のあとしたふらむ

藩士　福岡

宗日大集

松林十里秋蕭颯　一路忠声魂易傷
獨有雛僧不堪恨　拝碑背涙立斜陽

又

泉間廿年夢　史上萬旗勲　松影沙光裡
有人讀祭文

藩士　福岡　安國無友

弔殉國忠士

勤王報國意如狂　忽罹忌猜割義腸
十里松間人寂寥　古墳一隊點芳名

博多

弔殉難烈士　袖港漁隠浩人

烈士亦知時運何　回天事業竟蹉跎

怒號去海千尋浪　也似黄泉遺憾多

博多
荒戸　岩永勝位

弔殉難烈士

幕政施四域　偃武二百春　一身綱紀弛
駕御遂不振　洋艦有希望　頻年到海濱
汝日明洋月　十里松青濤帯烟
遺憾何堪我生晩　半將燕句弔黄泉
聖主下赫怒　命欲掃胡塵　志士懷溝壑
報國何顧身　曾為風教厚　有此殉難臣
唯恨生此世　不見政令新　遺墳纔纍々
唯我奮時親　彷徨不得去　涕涙已沾巾

祀壇裁詩句　殷懃聊慰神

博多
荒戸　大賀信敬

加藤君墓下題詠

為國盡心終隕身　從容就死是忠臣
此君若應廟堂撰　不讓薩長豪傑人

又

報國丹心上徹天　精忠欲弔二十年
蕭條塞雨悲淋涙　十里松間空寂然

博多川端町
荒戸　升上偃齋

淋日感懐

墳墓蕭々立夕陽　松釵如雨草荒涼
英雄遂矣無尋處　一片忠魂千古香

博多上對馬小路
津田圓菴

秌日感懐

二十星霜夢裡移　回尋往事轉堪思
墳頭落日秌風色　只有松聲似舊時

博多市小路
黒瀬純貞

秌日感慨

身作犧牲備萬辛　只期頽日上天新
追懐往事盡蕭寂　落葉敲窓惹慨頻

全下小山町
静山　津田利夫

仝

往事悠々尋莫由　蕭然一空凭水邊楼
斜陽影淡山之囬　賓雁聲寒月一鈎
蒼君翠松存名士節　青苔墳畔野人愁
不堪今日傷心事　明治甲申落葉秌

博多對馬小路
童重　大隅捨虎

秌日感懐

落日荒烟寂寞村　幽奇秌色易傷魂
風寒沙白之叉路　雨冷松青十里原

遺恨千年人不見　残碑九尺字猶存
嗚呼多少豪遊客　一盃無他酹墓門

博多東林寺住職　寳山梵成

烋日感懐

九月凄風木葉飄　山々林暮轉蕭條
獨憐十里松林色　翠接蒼穹永不凋

那珂郡住吉村　鳥飼村　主永茂世

弔殉難志士

妖霧全晴仰帝業　使人艸際愧偷生
一片忠魂凝作石　千載松林月色明

節

身をすてゝみくにのためを計りつる
そのまさみちをふみし君かな

那珂郡警固村　越知直諒

仝

為國拋身勞國根　義名旌表響乾坤
嘗敲骨確成石　誰使羽毛積破軒
後代禱靈無落葉　今年祭祀盛農昏
總緣識一共相和　猶勝双祝報孝恩

那珂郡警固村　中島古道

烋日感懐

獨坐送秋鴻　感懐寥寂中　鶴雛栖毎共
牛驥食曾同　怙霧遮難排　旻天呼不通
松林苔蘚下　埋盡幾英雄

又

英雄不遇時　自古嘆差池　誠爲無人覺
忠奸有帝知　一朝開積霧　千歳永崇祠
秋暮懐頼感　孤眸涕淚垂

那珂郡堅糟村
叢分　淡山　三宅　章

弔殉難忠士

血碧肯汚天地恩　芳魂無恨志全存
田頭風月長相照　人有千秋死事尊

那珂郡金泉村
叢分　小金丸種薫　菫

秋懐舊

いにしへの色たにあせぬもみちはに
ちとしもそゝく初しくれかな

那珂郡筆園村
叢分　植村元齢

秋日感懐

荒原十里歩斜曛　路出旌忠祠下墳
無限秋風吹不斷　虫声如雨乱紛々

那珂郡春吉村
叢分　菁國　伊東祐

抹

弔殉難烈士

挑烟凝處古今同　二十年過一夢中
今日薤蘂若亦馥　心寒十里萬松風

那珂郡[illegible]香村　伊東祐淳

弔殉難烈士

平原颯々暦寒風　十里青松尚鬱葱
獨耐嚴霜姿益秀　長持高節勢殊雄
捨生取義朱雲檻　輕死爲仁[illegible]紹躬
誰見遅々含翠裡　一輪爍月照精忠

那珂郡[illegible]村

弔殉難烈士　[illegible]連宇佐元緒

回天事業豈輕論　追想當時暗涙吞
憂國丹心爭日月　勤王大節貫乾坤
寒窓獨坐凄風夕　斷雁頻呼苦雨昏
案上此間燈影滅　百般感慨向誰言

那珂郡八幡村　浦田重道

弔殉難烈士二十五年祭

一死忠腸兩恨忙　當時風雨奈狂々
政權復古憑誰力　七十餘魂長有光

糟屋郡[illegible]村　矢野尋之郎謹呈

弔殉難諸士

志士蹇々期救時　一朝遇禍實堪悲

皇天垂憐之功罪　雪寃為設旌忠祠
今茲祭典卜今日　會客如雲難容膝
飄々旗幟閃秋風　聲々鼓笛奏呂律
萬人感慨弔忠魂　敬獻盤肴與疊罇
仰望秋天想往事　十里青松月黄昏

糟屋郡志免村
旅寓　白水弘一

秋日感懐

含生取義競精神　况復清時化日新
事業難從征海起　素志猶與楠公親
軀如北斗衆星向　名似東風百草振
墓表今人涕涙灑　空留秋色見天真

仝郡唐原村
旅寓　矢野剛吉郎章康

弔殉難烈士

偉哉北海壮男兒　欲討王家永世治
海内乱離無底止　心中畫策在鴻基
禍機忽動一朝死　正氣終伸千歳祠
松節石心貫天地　留芳竹帛幾年垂
操

仝郡酒殿村
旅寓　岡沢備之

秋日感懐

諸かてみかきし月の影ありて
千代もくもらめのみよはかなし

ともにみしかゝやく秋の霜きえへのえ
つきのひかりはせんにけへやさし

同郡箱岩村

嶺分　江島茂逸

弔殉難烈士二十五年祭

閲来二十五年妹　楓樹血痕紅淚流
會親凄風無限恨　兒童唱起武夫謳
兒童一隊来祭場齊唱故加藤氏所製皇國武
文歌曲故及

がき川の遠君に供へしを

うたのけむり川辺のこそのえし
まこそえやまとこそ

嶺分　石井■■

早良郡鳥飼村

嶺分　上野就賢

全

郁の韃

其ひかり光をしらめなくゝ雲の
くも間にうつしたまそみゆる

早良郡鳥飼村

嶺分　木鶏　正木昌陽

殊日懐古

妖風瑟々使神傷　堪想英雄帰北邙
曾解龍蛇争曠野　又憂麋鹿觀郷疆
松林烟罩従凋死　昔石露留不断香
何事躊躇猶臣去　日輝碑字並遂光

早良郡■武村

嶺分　若城　滝田樹吉

弔殉難志士

松月纖〻白晩寒　荊卿匕首意中看
田頭霜後楓林色　鮮血于今尚未乾
二十餘年夢耶真
早良郡西新町
　　大野鴻

弔殉難烈士
二十餘年夢耶真　一代雄圖委烟塵
胸襟難忘松林裡　暮雨寒烟憶美人
此樹勿伐枝勿折　高標千載貫蒼旻
早良郡西新町
　　多久仁太郎

殊日感慨
烏兎匆〻二十年　函林物色自堪憐

戻〻況

非経血雨醒風光　安見旭旗聖代天
帝憩搦未得填海　悲歌鳴去又投絃
松風晩興秋陽冷　人在表忠祠宇邊
早良郡西新村
　　山田きさ子

弔殉難烈士二十五年祭
天時未定世呼狂　操節如梅千歲香
詠雨嘯風囹獄苦　化為轉鏡日月光
怡土郡神在村
　　黙堂山林哉

弔殉難烈士
天地にたてさし国のうきゆしは
朽ちぬ名魂のちから〻なりけり

烼日感懐

那賀郡山北村
流分 吉田謙吉

葛藟蔓延榮勁條　竟令松柏屬枯凋
豺狼得意縱姦狡　烈士誠忠帰寰妖
東海維新明治憲　日輝高朗照清標
靈魂在世應含笑　正氣千年昌碧霄

第二十五年祭

向陽梅歴幾風霜　苦節曾期第一香
二十年前花落盡　維新結果是餘芳
忠良又殉國志堪憐　毎遇烼風轉惨然
二十五年帰一夢　空思往事哭墳前

洲本郡太寧府
流分 吉嗣拝山

第殉難志士二十五年祭

崖嵬碑石表精忠　想見殉難烈士風
碧血空埋苔蘚底　丹心長輝史編中
生前憤氣山河裂　自後光華日月同
二十五年如一夢　烼容蕭殺感何窮

第殉難志士

誰勤王事致其身　最識先藩士氣振
死是鴻毛偏重國　心皆鐵石豈忘民
立勲未見宸機復　遺烈已回天日新
多海雪冤潮候穏　汗青千載照精神

洲本郡太寧府町
流分 中村澧山

仝

藩士 華族大城谷 誠

追憶當時萬感攅　英雄没後涙闌干

忠魂地下多新鬼　墓畔蕭々殺氣寒

仝

藩士 浦橋紫山

仝

忠魂未去徹天恨　春雨青山感慨頻

殉節千秋長不朽　墓前松似哭前人

仝

藩士 桐淵髙杉義彦

仝

十里松林影鬱蒼　古墳累々幾星霜

故人消息有何處　蟋蟀声悲忽断腸

御本藩士本宅有

藩士 本山義尚

詠日感懐

ちる手向の友人を　残りし紅葉もしの

あかきまことはくちせざりけり

御本藩士金林

藩士 高玉徳二郎

仝

殉難報國著忠名　一片丹心不覓生

仝

塾外　奉外大城谷　誠

追憶當時萬感攢　英雄没後涙闌干
忠魂地下多新鬼　墓畔蕭々殺氣寒

仝

塾外　浦梅紫山

忠魂未去徹天恨　暮雨青山感慨頻
殉節千秋長不朽　墓前松似示前人

仝

塾外　桐淵高杉義彦

仝

十里松林影鬱蒼　古墳壘々幾星霜
故人消息有何處　蟋蟀声悲忽断腸

御墓参之書有

塾外　本山義尚

殊日感懐

人はせたちりて残りし紅葉との
あかきまことはくちせざりけり

御墓参之金村

塾外　高至徳二郎

仝

殉難報國著忠名　一片丹心不覓生

十里松原人隨涙　長教天日照墳塋

あはれ世のむかしのことを思ひいて
ちらす涙とゝめ兼つゝ

御笠郡小永村

[illegible]　杉村俊

秋日感懐

終古累々列墓塋　忠雄魂魄護皇城
悲風何是吹去　十里松間怨恨声

御笠郡二日市

竹田子斐

秋日感懐

旅菊将開未放黄　更禁幾度凌寒霜

一朝風到雛落花　散作千年千里香

遠賀郡芦屋町

藤田開縣（譲三郎）

弔殉難烈士

乾坤擾乱涙醜塵　済世忠臣多殞身
今日祝冠弔魂士　當年萬死一生人

文

香火表微志　靈魂尚饗焉　忠肯縦（縦）為士
遺功永補天

遠賀郡若松

弔殉國忠士

小田國平

乾綱解紐渙氛霏　擬執謳吾達四聰

一死偏今正氣　千秋素位仰餘風
請看王室中興業　無乃君曹首唱功
地下靈魂應感泣　石心松操表精忠
藩士　津輕郡茶屋町　黒山敏行

弔殉難忠士
夙唱勤王奉五卿　何甘覇政了斯生
忠魂凛烈長無朽　不負松林千古名
秋月國懐　筑前　星山利康
武士のこころつくしのあととひて
きけハ月にしむ秋の夕風

生
謀國湯死留神　諸子勤王皆絶倫
今日昇平義功容　當年曾是笑狂人
藩士　遠賀郡植木村　岡部穆之

秋日感懐
あかすしも散しあまの紅葉ゝは
今も秋ことに色しまさりける
ちりし名は後の紅にそめよるし
まこと世にけしは何しなん
藩士　同郡同村　土師小四郎武貞

弔殉難志士
志士常謀王室榮　政權湯古將門傾

一死鴻毛合正氣　千秋泰岱仰餘風
請看王室中興業　無乃君曹首唱功
地下靈魂應感泣　石心松操表精忠

發句　津軽郡之若座町　黒山敏行

弔殉難忠士

夙唱勤王奉五卿　何甘西覇政了斯生
忠魂凛烈長無朽　不負松林千代名

發句　遠敷郡之若座町　大賀増造

今

生謀回瀾死留神　諸子勤王皆絶倫
今日昇平蒙功否　當年曾是笑狂人

發句　遠敷郡之堀村　岡部繩之

欽感懐

あたすとも散しきまの紅葉さは
たち紋さしにとしまれそする
ともし紋のつけの紅の史よろし
まあかましてつ向のころん

弔殉難志士

發句　大飯郡日村　土師小郎　武貞

志士常謀王室榮　政權遂古將門傾

臨難一死軽於羽　世上長爲忠義名

あらましを野分の風にたくはへて
もみちはまたゝきちりにけり

滋賀郡山中村
林　次敏

第殉難烈士

将軍一自鼓軍麾　親王威信天下知
海内風雲生叱咤　聖皇日月映金旗
名留千代招魂社　恩及松操紀念碑
別又四時有盛典　殉難諸士豈何悲

伏くさかゝるまてもとものため
つらくあるにくものめやかにくちめやて

栗太郡松香月村
岡山直道

第殉難志士

墓上松深鳥語悲　當年忠死不逢時
誰知一片苔斑石　絶作帝家渝古基

栗太郡小堺町（洪蔵寺寶泉）
月形覺順

全

身甘鼎鑊亦何悲　想見從容就死時
千載依然忠義氣　鎮爲河岳護皇基

あきらけくをさむる御代をなき人に
みせまくほしきさくらかなみたかな

臨難一死輕於羽　共上長爲忠義名

あらましの野分の風にたへかねて

もみちもまたちりにけり

滋賀郡山本村

林　次敏

弔殉難烈士

將軍一自赦軍麾　親王威信天下知

海内風雲生叱咤　中皇日月映金旗

名留千代招魂社　恩及松操紀念碑

別又四時有盛典　殉難諸士嗟何悲

大くさの露ときえしもくにのため

かくれにし名はさん世にくちめやも

滋賀郡松本村

圓山直道

弔殉難志士

墓上松深鳥語悲　昔哉忠死不逢時

誰知一片苔斑石　終作帝家盛古基

滋賀郡大津上堺町（濱藏寶泉）

月形覺順

仝

身甘鼎鑊亦何悲　想見從容就死時

千載依然忠義氣　鎮爲河岳護皇基

あきらけく治る御代をなき人に

みせまくほしきろかなみたかな

夜須郡西高田村
農　雲華　岡部啓五郎

弔殉難志士

海落々兮松蒼々　平砂如鐵一路長
華表石欄誰靈碣　英骨累々埋勤王
憶曽天步艱難日　陰霧蔽天々無光
挙世醉生夢死耳　誰揮魯戈廻頽陽
充嘯僅現蒲笈嶽　實是勤王之濫觴
就中君倚拔其類　滿腔義氣凜秋霜
樗櫟從來永不死　忠臣常不免奇殃
漢時蕭望宋岳穆　空使後人淚濕裳
休論韜躬無補世　正氣堂々凝不亡
豹死留皮況人傑　遺烈獨傳懦夫腸
偏兆先鞭為鼓舞　未知錦旆淨扶桑
宜矣奠祭簇衆庶　鼓笛喧闐彩幕張
我謁靈前仲秋節　人散日沈轉凄傷
海颯瀟松濤声怨　想看當日叱豺狼
雁傍蘆荻影相讓　雖把風霜語不衰
莫説青山埋骨早　謨猷到底固邦基

夜須郡烋月
農　春畊　戸石烋式權

弔殉難志士

松緑砂明好墓田　遺芳千載口碑傳
何愁史筆多疎漏　膽氣長存絶命篇

紅

夜讀松依井町

評　香月恕經

弔殉難志士

東方文化正悠々　諸士盛功誰不推
日月永輝全節後　風雲共泣效忠時
挑燈華燭招魂祭　讀字青苔墮淚碑
歌曽沈々人去盡　松聲依舊動悲哀

下坐來平原村　八

評　松村　篁

仝　隶

狗争奇妙不堪聞　千里松林雁度雲
慷慨一朝殉節　憂懷千載永垂勳

妖風鬼哭招魂路　夜雨神悲埋骨墳
閲去廿年無限感　慘然低首幾思君

下坐秋穆本村

評　加藤里美

弔殉難志士廿五年祭

匆々二十五周年　從事追懷涙濕牋
一片忠魂呼不返　松風蕭颯墓碑邊

下坐森

評　松村　隶

妖日感懷

慷慨勤王士　心事北南朝　國步艱難日
歲寒知後凋　回天謀將半　忠魂仍寂寥

成詩箋二

淡路父母未

兄姓　後藤謹

妹日感懐　其一

憶昔皇邦属一新　諸藩士氣競相振

筑州第一論奇節　北是佐臣南國臣

又　其二

北是國臣南佐臣　皆知西氣有其人

回天功半雙星墜　長使英雄泣之旻

飯坂米富木　水落潔

妹日感懐

たまもしもめてこ秋の露哉

あはれさきそれにし人こそ戀しき

飯坂中町　松浦清雄

妹懐舊

海夜あはれにかなくちりしむかしの

あかつきの夢かかくしさりけり

らからとも秋は霜けし君のため

消にし人のむかしおもへは

今もなほ

かりそめき宿の戸の　さらぬさへ秋の月

なかめし君かことの葉とて　思ひやるとも哀れなり

仝

弔殉難烈士　　　小山田治雄

よゝつ世ハつきせさらなむ君のため
命をすてし　ますら良雄の名ハ
やまと[illegible]
ますら[illegible]

仝　下野國都賀郡[illegible]

濤邊村男

弔殉難烈士　[illegible]

楷兒悖逆國将顛　毎想当時泣惋然
十里松林忠義鬼　永維皇礎護皇基
[illegible]
[illegible]

筑後　[illegible]鳥居秀介　拝

謁平野國臣之墓
人倫掃地逞陰謀　亦是當年天慶秋
凧立此公殉名節　果然士氣震神州

筑後　仁田原一三郎

弔殉難烈士
殉難軽身事已休　芳名長照松原頭
一死節操蘋藻奠　随溪楽魂二十烋

弔殉難烈士

筑後　[illegible]　安賀　鐵

換。

憂王壮心鐵石腸　英名不朽到今芳
呼醒二十年前夢　酔攪花香詩一章
秋の野の露と消てしのはゝ名は
ちらぬる花のたぐひなりけめや
日本田村之新井村

弔殉難忠士　森　年治
鐵石剛腸丈不撓　奮身殉國氣雄豪
丹心長照千年後　松操巍然與月高
あきの野の露と消ても其名は
ちらぬ花のたぐひなりけめや

秋日感懐　日本日邨之全村
辛花祥雄
かゝらまし君はちからとなれても

わかきさへ消は世にのこりけめ
かゝし世をきのへにあらぬ身をめし
秋に露おくあさしの夕くれ
武田巌雄

旅懐
うつりゆく世のあはれさ村時雨
かゝりし人にかたりあはばや
本瀬邨之住村
近藤碌

寄招魂祭
精忠大節嘗艱辛　流露連年不屈神

文相真卿天未聴　歳寒松柏古今新

又

報国精忠凜若神　可歎終不遇維新

北邙斜日香烟鬱　呂等南山社稷臣

あめのしたにひとり夜をあかしし箱崎の

まつに名の秋こそふく

筑後

星野一郎

旅日感慨

志士逢迎歳寒　風霜操節凜　回天業未成

雄将懐燕頷　旅氣動人心　儒夫亦生感

肥後熊本

安武弘澄

旅日感懐

物換節更又断腸　人情世事両相忘

東園欲夕殉難兎　襟上旅風涙萬行

肥後熊本菊池郡加恵村

早田俊蔵

旅日懐旧

紅葉のいろさきヽ見てそまのころ

きみかつくせしいかきさく旅は

熊本菊池郡木柑子村

堤政恭

旅日懐旧

君かためまことをつくし霊実なる
みいつあはれにむしさへしらく

仝郡右郡仁井谷村(?)
佐々豊水

旅日感懐

きみちけのあかきこゝろをさきの刃は
太刀のとつかに涙たるかし

右郡日郡口村(?)
渋江本

遥聞殉難烈士表欽慕之意

烈士先憂天下憂　胸中恰與范公傳
丹心自似紅楓樹　燦爛照来萬古秋

くにのためつくす誠はむらさめの
わかきこゝろをそしのこれしにかは

豊本郡下壱條郡之郷下村(?)
肥后
碧洲　菊池湛隆

旅日懐旧

渺々紫溟殺氣通　風濤萬里恨無窮
霜林回首咨陳迹　忠血化為緋纈叢

ものゝ心をつくしゝわらち涙もて
いく秋かけて袖ぬらすらん

同
千足

なへて世の人に先たち朝廷に
ちゝ心つくしのますらをの伴

石心松樫頌

日東清淑氣　雖然鍾筑國　一方面太洋
三面擁山岳　地靈人亦傑　形勢雄日域
三神降臨地　萬世仰威德　天皇降誕处
胎中之皇極　香椎建行宮　海外作遠征
已留鎮懷石　敵遺戰艦檣　朝倉木丸殿
遠塞出援兵　重鎮太宰府　巨防大野城
已有外朝稱　又呼西都名　或爲壱岐直
殺身以成仁　或爲菅丞相　貶謫猶慕君
或設西文業院　郁々觀斯文　或築伊覩城
堂々張我軍　斯氣而凜冽　光啟攘妖氛
英靈四字額　銳利而堅鐵　壽永迎龍駕

弘安殲胡羯　墓悲寂阿忠　城傳紹運烈
英主行釋菜　戰國為綿蕝　涵養二千歲
遺傳出人傑　況復我先公　知畧壓群英
西海封雄藩　勵精養忠民　匡救有其人
亦見貽深臧　爾來二百年　斯氣有清光
為孝義正叟　為貞節政娘　天下昇平後
文恬且武熙　一朝邊塵起　和戰國安危
當路皆婦人　畏戰培禍基　天子頻軫念
大臣亦焦思　孰能明大義　尊王與攘夷
平郎獨崛起　捧書獻三策　畫策並主行
士論漸討幕　邦内多傑士　斯氣實磅礴
一朝天步難　百事皆兆錯　七卿遯束奔

鎮西艶龍蟠　玄悵招其際　羅織捕罪戾
志業僅未半　早已被排擠　斬戮又流竄
惨毒實峻厲　一藩皆閉息　孰作匡濟計
斯氣殆蕭索　天地為陰曀　陰寒究極處
和煦有陽春　討幕漸奏效　艶龍已得伸
王政方復古　天地受革新　流竄皆遂赦
斬戮祀為神　榮褒且俸賜　天定實勝人
荏苒二十歲　世態幾變遷　法眼定國是
生理説民權　征韓誤壯士　自由賊廿年
斯氣復蓊鬱　山河方蕭然　孰能啓恐穴者
歔泣哭墓前

明治十七年十月　福岡

開城又ハ主家ノ [illegible] 二十八
津和野ヨリ幕府ノ軍ニ付 山口ニ [illegible]
日 テ其 [illegible]
軍目付 長谷川久三郎ノ 徒目付 須藤鍾三郎 日用人
小人目付 清水 [illegible] 長谷川家来 加治小弥太 [illegible]
長谷川家来 牧野寿助 [illegible] 鶴田司 高橋 [illegible] 樋口新五

番ハ對戦セス仝廿六
谷川久三郎須藤瑄三
口表ヘ拘引セラルト

（二）濱田之開城七月十八日ト注進書ニアルモ近世事情ニテハ六月十八日ト有之一ヶ月ノ異アリ何レカ是ナルヤ

（三）濱田ノ軍監三枝刑部ハ六月十七日之初戦 討死 トアルモ近世事情ニハ六月十八日開城仝日之戦ニ死スルトアル何レカ是ナルヤ

益田驛 [illegible]

（四）七月十三日長勢益田ニテ松江勢ト戦ヒ不利仝十五日

[illegible] 体ノ事

花分

沖藏謹題

村遠セリ右
戰記一節ヲ
レ寫上言依
此一讃

再戰之レヲ敗リ濱田城之西手大麻山ノ要害ヲ占領シ
因州福山勢ト戰ヒ之レヲ敗ル此日紀州水野飛騨守之
手勢ハ周布村之陣營を拂テ引上ケ歸藝シテ濱田ノ危
急ヲ不援故ニ十八日ニ至リ濱田城遂ニ開城セリト注
進書ニ有之迠事情ニテハ六月十七日長兵曉霧ニ乘シ
五日ヲ裛フ東軍支ヘス濱田ノ隊長山本半彌之ニ
ニヤ周布川ヲ
ノテ拒戰シ軍
支フ可カラサ
武聰雲州ニ走
事ハサレモ記
カ是ナルヤ而
相違ナキカ如

本ハ屬此
テ抑ヱ

七月十五日大麻山ヲ取ル
仝十六日周布ヲ陥ル
日ハ濱田ヲ上戰
浜判ト日ナレ
仝十七日自ラ城ヲ焚テ去ル

瀬川ノ初
四日ナリ
一十五日ナリ

玖波ノ三村ヲ占領ス
六月十九日再戰紀伊大垣勢奮戰長勢敗波ニ退ク
長勢大竹小方ニ走シ
仝二十九日長兵大野ヲ侵ス大劇勝負未決交綏ス
明治廿九年四月廿九日
舊福岡藩事蹟取調所

毛利御家御取調所
御中

再戦之レヲ敗リ濱田城之西手大麻山ノ要害ヲ占領シ
因州福山勢ト戦ヒ之レヲ敗ル此日紀州水野飛騨守之
手勢ハ周布村之陣営を拂テ引上ケ歸藝シテ濱田ノ危
急ヲ不援故ニ十八日ニ至リ濱田城遂ニ開城セリト注
進書ニ有之此事情ニテハ六月十七日長兵暁霧ニ乗シ
更ニ益田ヲ襲フ東軍支ヘス濱田ノ隊長山本半彌之ニ
死ス長兵乃チ益田ヲ取リ糧粮ヲ奪ヒ進ミヤ周布川ヲ
濟リ遂ニ濱田城ニ逼ル此時東軍力ヲ極メテ拒戦シ軍
監三枝刑部之ニ死ス翌十八日城兵復タ支フ可カラサ
ルヲ知リ自カラ城ヲ焼而遁ル藩主松平武聰雲州ニ走
ル長軍乃チ濱田城ヲ抜クト云々（津和野ノ事ハ少シモ記
セサリシ

右ノ通六月ト七月トノ相違アリ何レカ是ナルヤ而
シテ三枝刑部ノ戦死ハ六月十六日ニ相違ナキカ如
シ果シテ然ルヤ

（五）小瀬川口六月十四日初戦井伊榊原勢敗走シ長勢大竹小方
玖波ノ三村ヲ占領ス
六月十九日再戦紀伊大垣勢奮戦長勢敗北シ退ク
仝二十九日長兵大野ヲ侵ス大劇勝負未決交綏ス

明治廿九年四月廿九日

舊福岡藩事蹟取調所

毛利御家御取調所
御中

かやまし

そなたのかたからまし

のつてしききかハ聞てん

あちハすやまあれくけれまもて

こやおぬもかくといやく先きとて

くさんと思ふまたとめあれくのし

なり行くせたそうたてかりけれ

回天索策遊四方ゝ七十年去報春秋ゝ欲企国手

詢勤王ゝ却下獄不知死生ゝ

一時銀命徹師聍ゝ乗龍屡上尊攘策ゝ却

被疑急繋獄氣ゝ空存一片慷慨心

さつきとそ軒のあやめも葺かざれハ

くもふいつかとも知られさりけり

世にたくひあらしと思ふ味ぬれしさハ

ひとやのうちの雨のゆふ暮

一ト夜ハ[illegible]もうれしと思ひにん

隣の声ひかさそまほしかりけん

年老し親のなけきやいかならん

身をハ世の為めと思ひかへても

くにのため世のためなれハいかはせん

[illegible]せや年内のつゝ

離宏去國事漫遊ゝ風雲皆労親心頻ゝ多く

年々不孝謝無方ゝ生来慷慨亦難投ゝ

天幸倖免兄弟ゝ為遊須安故郷還ゝ一片慷慨

不孝甚ゝ親老耳順喜懼焉

出ましてそや五年になりぬめり

霊山の宮ハあれわたるらん
ひめこちのそのこの露やむすふる間なく
世ハとちやこといふへかるらん
かしこきな世の為め民の上をも有
あそもおくしんやすまさらんと
間ゆへき人しあらぬハ　大空ハ
雲井をひとりもの思ふらく
大内のさまをされもへハいやまちの
間をのかれぬうさハものかハ
神州存亡在斷不、悠々姑息豈不足、君不見　同
西洋浸潤術、嗟已陥策并気策、
勇狄猖獗日時甚、外交反賊猶未甚、古今危
急又何憑、九天仰高　明帝仁

○

急こしちとしるき思こしの外にまく
くみの魂こしもあるせなりそれ
魂こしちと同しきの御魂にあらし世くハ
されもこゝろの我なりけり
たゝひとりひとやの内にあかしひて
世にあるかひもなきこそあるかな
かひ徒のかおふ件の寇ひとつ
あきたるのこそ命ありける
いかにせん時に逢ぬハ若なり
ちれ桜のたとへある世をと
めしろ間かなりなかりこやに
はちぬきろそなのとなりける
行末ハいかになるらん命たに

あらハとハかり肩を祈るかな

国中無怨嘆。行備廿年頃。日長千秋億。
疑是神仙境。

のかへ枝にあやつり。曲ものゝ庭より糸をはりて

ひくとて、

人やの郷ちの日長さハ。千とせの秋のちぎりせり。

ちハちとせる神の世か。宴にいのちも延ぬへし。

まとより人やれ住居の宴。わひしと云ふも愚かなり。

悲しと喜ひ錦あり。楽しと云ひてやすまなし。

然死亡何患。天幸未揚烈。隊醸尊懐基古在

儆戒何病。

ゐふかくる肩となるまでもかくしてこそ

。ますら男子のかひハあるへき

一節のかひなき意をたのむかな

わひしき程のこゝろをさとよ

。ひとやにて物の意ハ知るされすとていとを

めされつれハ

思ひいと思ひしそその意をたかし

いとくわかしまりにくるかな

忠先義保顕亦忠。残深巌錮辱老親。元陽憶

先公葬木火。誰為栗山又援自。

（龍光公為荒木村重被囚。栗山利安献身直久護衛之

奉先公脱獄之事績[illegible]）

[illegible]

肩ハかしの名のあかさ

くろ髪の肩にそふほとかさもありて

乱れてたつるさまハ見るくし
凉風颯々食氣生三更凄然一聴未成の情憶
邊塞旅策難聴雛鳥鳴枕鐘聲
奥山の苔の庵旅枕にて
世に出んとハ人たのめとる
○八月九日の夜の夢に或人のしめしける
よしへた世太子篇ハえつるとも
十分ヌたちしハ開きて旅つへし
縦十分功日不成蘭年何隠　国君名　家義興存
道興言　死生無常則天命
たかためにつくしのくにのきこえなちん
つくさせ給へ天津神とに
きめうきの御手をうけてあつまなる

いくさのきこえを伝きけましれせ
将軍旗勅命新朝議賞関胡塵今に
断盡天下悠々辞風一草愕念
さそひ出し櫻島根の春風にて
みやまの花も匂ひ初てき
荒枝され　春まつ外ハなかりけり
やしハちりみしまちの下庵
雲井にもかけるきハなくれねと
かしもまきのに鶯の声をいかにせん
ゆうハたまのかくりつくかね太ところて
うちしむかしの御代のたちと
立さハく四方のあらはしつまりて
いつらやれの名にかへるちん

哀哉久穂秋風聲ノ国體順復復成蓋盛成ニ迚ら
意覆浮霞復識ヲ即今蒼茫在遠近ニ
そゝろやかてもなからなすてん

　あけちハあけれ花のしら草

桜匣伝開是君登ニ人面相変心示等ニ蝮虫龍
蟠英傑事ニ尤強始知吾志存スニ
道名国非常道名ニ凌但寛艱難害セニ近便初知
仙花見ニ君曰付親殺大郎成ニ
秋風にはうつやおち津の鐘つゝこ

　獨り旅おかすゝ庭年の亮あし

ひとやするめの旅覚めのかなしさい

　われ松島にちゝきやあさらん

罷出ハ後にあ〳〵津のうらめしや

寒の春

　さぬかはしく

はのぬれ衣おまハつかけし
つねにたちふき路の空にかよへハや

　都にあそふ夢をこゝろらん

そりくに思ひあつめてかなしきハ

　ひとやのうちの秋の夕ぐれ

さきそめし桜しま旅のちる風に

　こやちも都も匂ふ花の色

匂ひ出る和日本の桜しま

　さきそふ色をとこよのや遠しちら

花つてもかゝん荒はへに
濡れぬれなすこの濡衣
寿まり見まもる人のけしきに

　かちこの外ハ夢もあちれ

いやかちみ崎る人の多きもて
かるから路と定めぬる
色かなぬれハ秋とみへなくに
風の音のしなとかめり時へ
待ち出るさくらんしまぬの風まくハ
いかて都の花も匂ほわん
都ハ吹もいたちぬ火のくにの
阿蘇かねおろし音のこハして
八月十日母人の逝きぬと聞て
露たきさなおかされなとて持させし
衣まもしそ母のかたことなりぬる
撫きせしよ衣も手なれしも母の言の葉も
秋のいわれかたことなりにぬるかな

帰まもりの濡衣つまさへ
わかれてやかれ露けかるらん
秋もる岩木とたゞ思ふらん
世の為にしあたら妻子など
世のためよ浮ハ惜しが年経ても
忘れぬものハ秋子なりけり
いとれしこかなしこあまり嬉しふの
あはれ世の中しまあしくありけり
し世の物の音をひきかへて
秋しかるらん濡の春つ風
ちかのまま庭の玉つさまこなちハ
あハれ都のなきとよし
帰まもも忘らかれ内ひぬらん

己か身の上と同しつらさよ
なき渡る雲井の鴈よ古郷あらハ
これ都の玉章をかせ
紬かりまいさ立て同ハんも絶ゆしと
思乱しのいくさいかになりぬや
秋風にけふハ雨雲晴ぬれり
菁かり人のさかけはあるらん
いつれとてわとりまさりハあらねとし
走めつちしかしをつかりの声
かすしけきひとやの窓の子のほより
ほのめく秋の朝めつ乎し
西小れ離れとろかてや立ぬん
侍ちも乱れてさハくかりかね

雲井をかけりし鶴の篭にあれハ
羽つハくる身をまるかな
くま鶴の翼休めて篭にあれハ
あられ竜の餌をたま日ける
神風を何ろたかつんさくらん
花さくあろの雪をみるれも
櫻田の名もなしろ乱ろつたちの
火をもなる君かなた雪
たとくれハとてもあちしなやまとたま
わきたる古郷の昔ハあさく
岩間の隠れ住む人もかな
君かせのあけかりなハかねてよ

[illegible]

月を花守りと乞ひんものを
たまぼこしきのかひらの都にへまなく
み野つきの春のくま風ふせも風
かくし風や大和錦の旗み
なびかさちめやしさえみしくさ
かるされつまくからめられ松が枝の
風まかせつたかつらかな

浦なみ

一 岡のへ北松の荒北意をへて
よおてそか怨る夜半めぐらなみ

時雨

一 あつぐ問人も渚の跡白へらく
浦さびしくも夜時雨ぞ晴れ

さ夜更て荒海の浦に降る雨の

木からし

もとめて峯の紅葉を尋ぬれは
今朝木からしに誘れて散る

同

寝覚そやふと夢おとろけは嵐の
窓に木の葉を送りて行

冬月

小夜更て結ふ氷のやゝの庭に
覚束無くもすめる月かけ

同

通ひみくれ積る窓の前の葉も

かさ恥かし花冬の夜比哉

はつ雪

朝まだき見る三芳野の山の葉も
そなたそまかふ初雪そふる

水鳥

群浮ふ波に隔てぬ水鳥の
うら山敷もあそふ芦の汀

同

風の為も足に隙なき思羽の
あはれも憐くなふ水鳥

、ものか句を風の便りにまかせけり
眠りて遊ふ淀川の鴨
、常夜か蕭苞き風に破れつ
とおりても氷るまふ海の水
己み解て月にさふれる代れの
△山はの間に庭のやれ氷ちけし
妹か言葉の顔しとおもへそ
△なつかし鐘聲も遠山の
瓢に花めをかくす雁かな
、夕風に惜しし吹晴る気嵩の
一日の千浮ふ落る今し
△暫しそ花のあかけに休ひて
月諸共に出る仙人
○ちころ匂き句にも花のや愛つち翁
東山允ちりして帰る仙人
、藤雲の暫しも先も霞ふ共
晴ふきも住る有明の月
△賑へるわしまの浦に千鳥の
並ひきそふ海士の家々
△朝毎にするる千鳥と今朝たまく
冬篭して聲のこそ聞く
△常盤木の葉上の飛にもる月を
花の夕へと疑ハせぬる
○、山住を問ふ人も匂き冬ての日の
隔ぬ月に陰そ鐘し出き

、賤か焼野辺の炭竈立籠て
霞にまごふ夕煙かな

△積雪に挿をかへて跡鳥を
ぞよの間よりあらせてし哉

△おのか肩に降来る雪を積せい
花よりさきに白ふ梅か香

、雪の内に俤れ解て咲梅を
匂ふとて告ぬ色の鶯

△神垣の森の一木も秋来れハ
誘ふ山風に落葉とそ成り

、風さへて散や宮居の紅葉これ
宮ゐに散る錦のこきまぜ見る

○、宮守の掃よする落葉にて

△庭の萩の錦着てぞ
渡する月も水面に雲落て
渡もし憐る雁そ跡にまた

、古郷の菊の風に探を破まて
碧一憂身をや川す号竹

、降積る雪を遣ひそすく竹の
素直なかちも移りやさし

△菊川のや一村雨の後露跡あて
明石の浦を蕃ふ松風

△音添て雛波に生る松風の
芦邊の田鶴そ立騒ちし

△嵐ふく松の上風吹落ちて
夜さむなる社と通へる竹

遊

皇

、早き瀬を下す筏の棹馴れて
あやうき世をろ渡るかな
△ますら雄か渡りし川の岡の杜
駒の頭に浪やこさらん
、月の夕へ雲の朝を友として
我なる身を隠れ世そ安き
、遊ふみし住庵を人問て
硯をならべ山科のさかしら
△はつく鐘の風に便に任りく
花の夕告る三井の古寺
、きぬぐに絶やあらしと因果なく
比への山嵐は吹つつの坂
△青の葉に吹ちらして終夜

出に露を鐘を数べる
△見返りと移抱てし庭松の
雫そ花を法てしかな
、日を隔し雨にみどりを養す花の
花と成りて庭そさひなれ
△年経とも操は尽ぬ岡の松に
根の社色は頭まるる鶴
十かへりの齢をこめし松か枝
縁馴風渡て巣に竹や住ん
△さす汐をおのか去汐とおもひそて
立るたる浪千鳥何道
○、待霄は甲斐なく更て河風の
身にしみ渡る千鳥鳴なり

△海原に浮ふ千島を友として
世はうくかる身に年や経ぬ侘し
△隔しや風に咽声阻の根ぞれ
よはに忍つる人すやある覧し
△鳴海潟汐の満干をとらんの
千島の聲に遠近そ知る
△吹かよふ四方の嵐にさへ来て
妻恋ふ千鳥空に鳴きまい
、千珠思ふ和歌の浦つる鶴声に
夜寒も千鳥の声を鳴ぬ帰りやらむ
、さる浪や吹の嵐に声をれて
月澄渡る島の浦た津良
、金剛のうし雲も行雲の絶間より

○ 雑

波の面を渡す月かけ
△隈もなく降白妙に駒を留め
時せて帰るも蔵のくまに
○急き行る駅路菊をと駒とめて
先り眺む暁しの白雪
梢まる月もの末まに寺迎て
いとかり過ふ道のへ北のに
△近江路や同野の海原月さえて
所しく嵐に氷る生ちん
△生へるとえれもおもひ成差のの
浪間に志ける猿さるその月
△時守りか夜半の志くもに晴るる
孫もてときをうす成ちん

△花の為ねをふ花濁り思ひせぬまで
すゑて旅ちけるせるそこく候く
△かく計り世たうき中と成つらん
詠のうちすゑ生き得るから
時を得し
くも井もみとし
、年のうち初る誰か迎けん来る春ハ
梅みそめ花もさき遅き夜ハ
、一年ニ暁く度来ぬる春の色して
春まさる霞の衣着ぬ計り
△日ろくニ積れる年を迎ぬるを
あらたまの世ニ逢さら此初
△難波江のよしあしとも空心よ

おもふまゝをよみて付るなる

元旦

△新玉の年立かへるひと日社
此比になる年のたしめなりけれ
、吉年ば同へ見も野にも内に爲通つるか
をやま立かへるあちら海まの宿
、霜雪ニ年たつもれとなる立てそ
おもひも花やくいちこそすれ
△たる秋と過ぎてたあれと新玉ニ
帰れる今日の今年なりけれ

若菜

、活残る雪汲のかきわけて若菜をやあら
つら世積を摘てぬニたり

、去年の雪借りのこる春日野　也
もへ出る花まなしさや据てん

若くさ

、かすみたつる春を知りてや花草の
松根にちさく生ひ[illegible]

、霜消て今朝する雨に根を[illegible]
のへれてる草色りきにけり

若水

、大君の恵みつきぬ御まの井
くみて千代[illegible]

門松

△門毎に[illegible]千代も久[illegible]
まず何を祝ひて春に来りけり

、いく年も替らぬ門の松飾り
千代万世をうかふ[illegible]

立春

、今日のこの[illegible]今朝や生[illegible]鶯の
[illegible]を流る立[illegible]

立春霞

、去年の雪も深やまに消果て
[illegible]春霞[illegible]

△[illegible]野への白[illegible]
[illegible]雪[illegible]

立春雪

同梅

△[illegible]

薄くもこくもまぜぬ色ならず

花

△年毎にさきつる花も去年の春は
わきてうつはれる色にそみぬる

若

花木櫻

△庭の面に移す花木の八重櫻
こしと意にふたつの心を

尋花

△さきぬやとやかし花を尋てきけ見れは
雪にまかへる峯の白雲

待花盛

△まのよよもよ花咲てふれたすき風川
花鳥におもふて つと夜明ちん

慶應卯のとし九月廿三日謹記

御世やましみだれゆくまゝいまいとそ薩摩の國公之心を
くきみひて公しうくそるつきめしあけられたる周坊もと
の公の御うへをおもしかひろてといへとも猶こゆるしたまひ
しまやこときなき御いつくしみひろませみたまを都にうへ
しまつれとろん時の将軍よろこひしさいろくあるまゝより薩
摩には先周坊のきみをこゆるしありて次にこそとてはへられ
しかはそのけふやありんごとし九月そろにその周坊なる國
ちちあるへさせたまふ君このうちより一人はるへき老中二人を
ちむなにものうるまそめしたまひしより将軍のそうことり
ひくしうはいくてさわやすくのあるへきやいみしううてきさ
へあるきりうちつとひはましうさろひあはせたるま國のくち

九州帝國大學圖書
67736
昭和4. 9. 20
九州帝國大學圖書印
68
エ
6

をきこしめしたる軍士ことさらいよ〳〵ものゝちからしめそか
んとて人〳〵すゝみやういありてけふに九月ちかゝるところ、
大かたの士たちそのひにそれ〳〵のちからしめたまはりの中まで
すくれさるかくにうまのものをむけすとぞ、

小田和大人は

いしかとわかまちわびしたつむしの音をきゝてある時きぬ
こよひのさめいくたちするものゝふのこゝろもとりハなれやすする

國貞大人に

ものゝふのあかき心はもとあひて大内山もおさふてるらし

山田大人いくさつかさをしてゆかるゝを

月とひのそむきうせてひゆくあきの風よろひぬそでしるしもかし
みよのためいくさひきゆく物部は老かこゝろもたくそてやる

方野大人は

ちることをこゝろにをしまず桜木は紅葉ハ花のちらしめなりけり
このきく〳〵わかなみのすともをそらのみきこゆとぞ、
おさふの大内山まてうつてこゝろつくし[illegible]すめらとそおもふ
山田のうしはまもりをつかさとす御くさはいつくとぞ、
すめらなる山田のかなこうちいでゝみよのあくとをさゝすとよとし

おなしころ

ひとすちにとぞさむるんよりなと二すちにわかれかなしき
はて九月廿六日よいよかとぞせらるとぞそのやういともあるまでを
かきりにわかれんことをさすかおいかくれのこよしもあらはども
なを思ふにつけて三田尻までおくりそら宮市の御神まうで
ひのいくさをもいのりなさんとぞ、おなしく廿五日より先まうでそら

みとみなれきなる人もなけれハひとりのワらハをまくらせすしてよそく
ゆくありしに、
みちをたちもみれハもてこちなりしともなくゐるあきのひ
ひろみの人よ福田ぬしかずまゐるそとひゝきんとてゆく雪よ
松のかと見えしひろみの山くまよあらハれてゝ照る みちすかな
りしこまーハしやすゝそおもいてゆくほどつれ山のつゝきありしかあれ
ことのしくて、
有馬をひとりいてきてゆくたびようらやましくも松やこのれやま
古郷のさとにやすらてむかひのかたなる一つにつみしらたとりしなれて、
名をとひけるに矢田村となんいひける、
君かよのるかのさとのたゝちよはすくなる矢田のむらもかたり
この周防のとのゝなくよにふきられけるしますなんまことよすくへく
にのみひかりたるーしみをこらひさるあこそ、おろほさせな
ちんとておまされ軍士をむけおふるやかて侍ほしるよう
れしされあまりにおまのあすらのくうられいてきまそりと思い
ふまつけて、
のも山もますみのすきほとりてこさらもくおなもあれいこれあへ
なすしきといふところよいたるに川清くなしるとおもしろき
のワたれハ小家ようけひして水をくへるかいそしりめてたかりし
かいとりてひるねをこひけるよ武家ハさるあき人よ侍らねハどみよ
まゐらすへきものもなしとワかれにもしひてこひけらしにあやし
きものともでらしつゝあるしみごゝろをへてもどうしかりけれハ
ワかこゝろかけひの水のあるしさへこゝろのかゝみきよけなる
かくてりおとひもてふけれハざすらに一人いひも、おさらしく

さて猿坂のせきぢにいひてこゆべきやなどかたらひしさまよきさ
まさふ人ひのしつらにあゆひゆくをたつれはせんやとてちかつきて
ねをとふへはあるよりともほしけよさまくりからはゆくまゝに名をと
ひしりはごろもひのいくさ大ねまて来しのへる毛利殿為の代ざふら
ひまてがのそすともよより山守りしくへるなりといふ名ハ山本為助
とかいふ人そいとんぬよけなりけりやそこら坂をこえてやすらけるあ
ひさにどみてつかすとて、
あくるのあしたから坂ゆく人よひかれて花もあくこかいる
その人はせきとこえてのちわかれたより石田のかさいよりしはた二人
やそら宮市の御神さまありしきたにたふはみまつりすれに人々ありよ
ていとさうかしはひもくれかかれいがきをみなりて、
あくるのあさみかつきらこつつもいのちねぎことうけさせる人
くんねきに御まもりをあすはとくしとたのみてれきそまってなきよ
さやくれしみのあきみひのあしたやくさるれと花のあゆみおそ
ろくてふさるし　あつせぬのしのいつとつきぬかみこちみあひさき、
れもひいるころのたちあかれはしぬさひちのやみまよはし
あきのひのこころみしかくくれつきもあきこころみちはまどし
たさをそしめそして七日まうでをおし　ならし百と一つ歌をたむけ
まりけるに二日めのひ、
こうめるにますみのすきほよいてまねきさなひけちくさやちよ
三日めのひ
みよをとれもしやさみんの一すちもゆくとるすよいしぬかひなき
四日め
あつきゆくろしよすならぬかなかりも思ひいる身はたえまひとすち

いつかめ
みちもわくらくれあしける泥濘てよしあしつくる時や此時
むいかめハ、やゝ十月になりぬれハ、
たゞ吉日にまうでもしてかくよみなりけるかな
七日めにことさらおかしきものとやられハゆきゝひともいとおほしろくて、
そのくさハ実在すらや、それんとて冬ちかうもちるめきめかれ
ひたすらのひゝほりの山にあふせゆりこゝあなひして山城名て
ふ見の二ヶいまて、
神無月しるともなきこそ名花のうつハあきらも花しを
秋のひもつみをきめさるいろかれ此すゑこなみつるさはのしかゝま
へしかとそせちそころ、
あきふけてやまちねり櫻しま都こ葉のひゝきいつるを

なといひてよろこひさりし邑ちきりきこえられしサ六日七日
はさらなり、ひとふれとも、たとられもなかりされハ、
ちぎりおきて茂りけん見ぬ薩摩舟まちうきはや立へるらん
とかいつけて福田ぬしよ見せられしかハ、うちかへしさるものにこそ、
これもかつ侘わするをありしか旅ねほかなくて、
いまさとてまてとよりこぬいろさへ舟ゆかなかつまて七日へつらん
さつまよろこほうほゆる大舟のこゝろはそのかへるころ成
人こゝろのせやしつらんいろさ舟こむとちきりて日すくぬれハ
九月廿八日のよ小田ぬし國貞ぬし山田ぬしなとはかりごとのやとによ
はらおひける時こ小田ぬしのうしのいへまて招せられ、うちまて、
なにそゝあしのかりねもこひすてよのうきふしとなりはてる成
とかくいひられし人ゝことのここちて、

おなしよに
うれしさとつれなさしさそかくしもしれてしかすかにそめの袖
いまといひてすゝめもすへきいくさゝろしらすやつれなしも涙ハ
京竹大人のきゝてしおそかけおしこなと小田村大人のえられて、
ありしをおもひ出てとて、
いきてとはんつかにあつねもまきれくのおときのくいかた
十月二十日宮市なる山の内ゆくへしに入りてかれこれうたよみける歌、
社頭時雨
かみまつるいすゝのこゑをすゝろへてしくれ向するあつし哉

木枯
のとかなる小春とてころいてすけかしかへるさこそふくこからしのふく
かの人ま一夜やとりたるあしたにかへりきて畫をおそ
るるあるしか冬されのけしきに冊をとらいてるのことに、
冊さしてる冬なるかたハされてゆくとしみれからに梶ハゆるさし
さまくの花の枝かきて、
めでやすく人にたゝれてあれハこころあらめ風かきて花もちらぬれ
きくの枝に蝶のとひくるかたに、
たをりつる花にひかれてきてをかめつる心ハ人にかはらし
すゝきの茎に羽つるのとまりしるかたに、
せゝらかれあまりきてそせいはのうちなるやとれなる哉
あきつのとひに、
山のはの夕日にまとしあきのひとを花のうへにきてねくらこし哉

さりしころはまよひ出て行旅の空をたどりつる
平家人々を催しけるところに、うつりておとありければ、
はなにまかする八重のしらきく九重のみやこの花もいまやひらける
みやこの大夫の出車せられるを見て、
みやこのかたに行きもしすして都のうちはしられぬる
若公達いくさつかまつる人々もおほくしつろしとてほめきこえける。
わすれめやこちの風もあるときもおもしろきまきのきよみこそは
うれしきのこひいくさの中にまじりゆくとてどうまもなきみのり
きゝきのうちにさんなともあるまじ。
たちそうまぬきるところ人のある時は、つかしまうしろまはしのあし

なとありしに、
たまのをも思ひきる人きゝめのふのありてたちぬかみをすみするほとち
松方ところ、
山ちかうあかめてこもりし武者をつかところふみの風にのりふね
まつる松原にてこそひのいくさえを心みせさせたまへと見まゐらする時
この松原は平家の宮氏の軍をすへしところときこしと思ひいで、
みよのうあいくさにて見てやとかしこむかしやよろつるまつる松原
こゝひかはる人よ
かきりなくかはれるいさよのこゝのあまりてそてのぬれもすかな
かく旅しのふるさと松もひやられて、
はつまてこきかれこそ大舟にきこえてこゝしこゝにつゝしも
まいてさんとそいふところひなる人よ
なとのこのありゆくあき風のあけ波くゝきゝへそところまつ

九月十三日宮にまうづる時小田村なる人の君がもとにて、
よろこびとなげきあひぬるともがらはなくねかなしききりぎりすかな
きくのはなさきにほふなる折からに人のこひしれかなしくてかくなん
よる白ふみをと川ちのきくの花たかくこころをうつしてくるなん

百年のさきのかけをも、
よの中のうきよにしばしはきのやまにすめるさはれ
たび人ぬれさつきはのしはきもさびしかほるらされのころ
はの花あかねは葉の葉をとずりものにして、
あきなれこころよりともちんちくるみのたちもしすて
九月十五日夜よりこころ三條のまみよりころねこしまゐらんとて来
書物のごとうつしひくきこぬれしくその人はけいしまゐらんとて、
宮のめぐみの霜のふかくしてはしるまひるぬるまでそかな

よきのさとに茸かりにゆきて、
すまひし宮のとなりのつきちりもたえはてしさみしけり
ゆき枝の引しるしに、
あすとてもまた時にとちかすものをとくさめつらしきかな
きぬなるのやまれるに
きるをすなきつれてもとびころもいかもあへぬわかよさむかな
くろみとももみすてしはこそりもまさつなるにこひのころまで
又十月のなかごろ
三日には光明寺より山宮寺になる東照宮の御かりにて、勤
土浦有志のちりはまうて、
君がこめ身をつくしてもくちやらぬいさほなきものなとめる
あかるの君がはけしからぬくちてもくちぬ名をしるして

やうく弥生月なかの夕つかた薩摩守か閨にいかねて人々
いひさワけハこの花とのうきもなかりしほどりや、
まちしひもあるらでいきりてえあふらや はやまた母
おもふつ花くのゝ思ひワてうしもちつらしくて、
はるあるきよの人ころうこのひもつれねこそすあるところしれ
おもひし比
はつまるに周防守こく大母やなるはのかしいふとなすらん
吉井翁にきくをあまし紀りていとめてしきものはなるよさらの
ころ桃のやよひきられるさきくの書をみせてうこたとひ給れハ、
ある月廿九日ことるはけりしたひとりこちをもきくの花ろの
様聖報国像に押しるる葉陰範遠々欠拾し給布し、
へてもまいへさてもあらためいつくれ心をへてそやいまる
思ふかとすさよ人まやずめからあるおく

おもすますらんとよしてどあるやへし の心やと、
すへるえとふとおもすへきますらんの身をところいのれみをるとけよ
へそるきこころくをくりしるいうちて国のらめハいつくさ給ひく
みられきそうちうしなへるなるはゝのよのあし つるはやこの時
くはるのまこねるおもすきぬへし あらしころふし時雨こそられて
えられよハいつワれとなりぬらん身をすてゝよそと思ふもちゝるる
吉田大夫七崎にて七月比死去のよし菜京らいひおこせられしハ、
はかあるき人のいのちとしてなかのちあきらとをのこともまい志こて
藤四郎らもとにやる文こゝろのるいひやるとて、
おきくやきらすハきこうしらしよあし つるなつえの風
周防のあつこころをあハせてごまあくなろきさんとて 薩摩

の大舟にあまたのりてみのせきをとまれるをみんとて紫の山にのぼれる
さる比これハこゝろしにぎくの花のさかりけるをたをらしにあきつ
むしのすがりしかば、さるのゝことくんとせさられハうこきをす
ともしれもひあはされて、
みよしくゝすゞやきくの花ちるんあきつむしさへゆるやかれり
あきつむしやとまるきくの枝たをらはさらにおほあきつまつの身まても
あきつるひとつとまりきくの枝をらん名をあきむしもゆるしなれハ
きくの枝をとれとうるはぬあきつむし
いまさ人まかくすりしある時はなきこころくるの身すかなりなれ
あつまちのあこころもれるなうはれどあしかくすりも君かめぐらん
あれともくすまらんてなは浪華江のまされる水になさまらまし　なと
くゝのかゝその時よ

なよはしちりはなきはとうちかへし萩のうら浪ゆきかへれとや
菜諸棕野母のしよ打ぬるとて、
うよのうめいくさするをのいのちこそなきなる君かた打もしこれ
冬なのうちなるあくさのうらふねこそもれてものゝ円のこころこそな
きはのあしのりかねは花乃うらさくくしまおもいかるなりけり
毛利内匠のうしのいとこのしこき作ことをそ、かうふられて文に
りかて時、作にことさらの詠うけさんよるさてひさなくめでたかり
つかしきく[illegible]やうられハゆへやらして、
いさきよき君と臣とのこころそのつゆのもりきこてぬるしらてらな
樒しことと、
君と臣とろ三のさなりぬたうねそとくめぐる国のとこいつそ
かけろのうられぬ糸ハ君とそこころひとつになりてなりけり

人のうきよのたときくれハ人のもとへつかはすとて、
園付なきしわきつひまをあるは毎決ちえし よすところきけ
中くさこあさるのみやむかふしまとろしくへくもなうんとすらん
あるはくのよしやあしやハわかねともこてすみいりよのけしきは
まきまきぬ梅のそやさもたろしとてさきかけてさく冬至の花
左久り見たを思ひしきくよりも丸のこの才ハ志をられぬえし

病中作、

廿五日 たむけする山ちのきくようめの花みえし心のたよりするこの頃
廿六日 淡浦の松ふしろくたくしもときゆれハあはれ一さかり哉
同日 わり入る小春きえするのとなり此代の菊さく時ちかうことて
同廿九日 唐紙半切へ、
雲谷の流海と此氏ハ菊浦を秘画等家豫てきゆ也

霜月朔日 よむくはあかきなとまつくちしをの名の和歌消ぬしら露
霜月朔日 揖斐村細井氏細君へ、
わかるるあさき山坂越てこしこころおもへハ涙のこしして
同二日御同人山口へかへらるを暇乞ひに参られし時、
霜夜ちりおもひおくるるものなりつひのきをまて君とえし久
四日 此夜秋本君来訪の時、盡せりと思ふ識ハ誰ゝハつくしなて
かも盡誠といふ歌をよみおひしを今般其ゆし語りなるる
よめる、
以人ハこる大そこのことなりぬなりおかそてあくるほうきなり
六日 嘘りこし、
冬かれの菊のおもてわかれちあらしてもとさきかれしくも
同吹りしこ、

きこゆる恵つくる臣のなさけまてかさねてあつきやまひのせん
同時に竹田稲伯君にもすとて、
おもひおくる事もなけれハいまハたゝすゝしき方にいそき旅人
同時に竹田君ハ山に入けるとて眺望に見る時、
冬こもりこゝろへて一時に花咲こてる甚ハ来るらし
古八首の歌とも霜月百より他人に書せたるいまはに臨
こゝに前日ゟおされとかなふひて文字見くるしくなんある
ふ言葉もつゞりかたくして書さす